

参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和五十九年三月二十九日(木曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

竹山 裕君

補欠選任

河本嘉久蔵君

出席者は左のとおり。

委員長

伊江 朝雄君

理事

委員

梶木 又三君

倉田 寛之君

中村 太郎君

福岡日出郎君

藤井 裕久君

藤野 賢二君

宮島 澁君

矢野俊比古君

吉川 博君

梶山 篤君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

青木 茂君

野末 陳平君

國務大臣

大蔵 大臣

竹下 登君

政府委員

大蔵政務次官

井上 裕君

大蔵大臣官房會計課長

渡邊 敬之君

大蔵大臣官房審議官

水野 勝君

大蔵大臣官房審議官

大山 綱明君

大蔵省主計局次長

平澤 貞昭君

大蔵省主税局長

梅澤 節男君

大蔵省銀行局長

宮本 保孝君

国税庁次長

岸田 俊輔君

国税庁直税部長

渡辺 幸則君

国税庁間税部長

山本 昭市君

国税庁徴収部長

兼松 達君

国税庁調査査察部長

富尾 一郎君

資源エネルギー庁次長

川崎 弘君

資源エネルギー庁石油部長

松尾 邦彦君

事務局側

常任委員会専門員

河内 裕君

説明員

人事院給与局次長

藤野 典三君

厚生省社会局保護課長

清水 康之君

本日の會議に付した案件

○酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として河本嘉久蔵君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、石油税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案、以上六法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 ます、委員長にひとつお願いをしておきたいと思ひます。

きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。きょうはきょうの審議でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) 竹田君、きょうの審議は、六法案一括審議ということですが、大蔵にきょうの審議の内容でございまして、間接税関係でも一つの大きな提案をいたしたいと思ひますが、きょうはいいたしませんので、次の機会にひとつ私にも質問する機会をお与えたいと思ひます。

次に、大蔵大臣に質問をさせていただきます。思ひますが、今度の国会というのは、政府が予算を出すのが非常に遅かったし、それに伴ひまして、予算委員会も審議も大変おくれました。私も大蔵委員会においては、法案の幾つかは、幾ら予算が遅く来ようが、予算の提出が幾らおくれようが、三月三十一日以前に提出しなければならぬという特殊な法案が毎年幾つかあるわけですから、今回もそのようでありたい。

しかも、今回の直接税関係の法案には、かなり議論のある、しかも日切れてないような内容のものも随分入られております。典型的なのは、国税通則法の百六条の改正などでありたい。

しかも、今度の場合に、政府は大変ごり押しをしていて、そして何でもかんでもこの際減税と一緒にいろいろなものを飲み込ませる。国民が理解しようがしまいが、そんなことは関係ない。しゃにむにやってきた間接税三法を優先審議させて譲らない。野党が幾ら何を言っても、そういうのには聞く耳を持たない。こういうことから今日まで参議院の大蔵委員会がいろいろの紛糾をし、率直に言つて、十分な審議もできなかった、またできそうもない。こういうことは極めて遺憾であります。

しかも、国民の理解を最も得なければならぬ関係の法案であります。

こういうふうな所得税等に関する法案にいたしましても、あるいはこの出方も、どこのだれが一体こういう形にしたのか。今後のためにも私はその責任を明らかにしてもらわなければ困ると思ひます。それでなければ参議院大蔵委員会というものも存在理由もまた非常に薄くなつてきて、院の改革のためにも何らか考へてみなければならぬ、こう思ふわけでありたい。こういう点で大蔵大臣の所見をいたしたいと思ふんです。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる歳入委員会と言

われる大蔵委員会に対して、間々日切れ法案等があつて、少なくとも実質的にも精神的にもその審議期間にある種の制約を感じられるというの、私も大蔵委員会に所属しておりました一人として絶えず感ずるところであります。しかし、その中であつて可能な限り、政府としては御審議を煩わすために、一つには法律の本数をできるだけ少なくするような配慮をいたします。その中には今御指摘のありましたような問題もございしますが、法制局等と話を詰めて、可能な限り一本の法律にそれを集約するような努力を今日までもしてきたことも事実であります。

ただ、国会におきまして聞く耳を持つ持たぬという議論は、これは国会のことでございますから、私が批判したり論評したり申し上げるべきことではなからうかと思つております。

したがつて、私もといたしましては、その責任の所在はどこにあるかと言へば、法律案、なかく租税法主義のもとに内閣一体になつて法律案を提出することを閣議で決定するわけでございしますから、大きくは内閣一体ということが言えるでございします。しかし、少なくとも蔵入蔵出に関する問題につきましては、大蔵大臣にその責めが帰せられるべきではなからうかというふうなことも考へております。

こういう事態でございしますから、率直に申しまして、私もなお絶えず疑問を感じる一つには、財政法の中で、例えば予算は十二月中にこれを提出するを常例とする明治以来書かれてあります、提出されたことは一度もございせん。それにはいろいろな原因があり、国会法あるいは憲法等々なかなか改正の難しい点があるから、そのようにやむを得ざる措置として残つておるといふような矛盾もないわけではなからうと思ひます。

しかしこのたび、なかつて蔵入法案につきましては、これを租税法主義の建前から御議論いただくには、最も適切な機会にこれを適切な方法で提出し御審議を煩わすということを決意し心がけていなければなりません、物理的な日程等か

らしてその時間が短かくなつたということは、これは事実でございしますし、また私もができるだけ一本の法律にまとめようという努力をしてきたことも事実でございまして、その責任は大蔵大臣に存在するといふふうに私は理解をいたしております。

○竹田四郎君 私、予算を十二月に出せ、それが今けしからぬと、こういうことを私は申し上げてゐるわけじゃないです。それは当然、私の言う前に、財政法の規定するところによつて、あるいは国会法の規定するところによつてそれをやつてもらひにや困るということ、私は前から言つてゐるんですけれども、特にこのし事情というのは、法案を出すときからもう既にわかつていたことなんですね。十二月には総選挙がある、その投票日が十二月の十八日であるし、それから第二次中曾根内閣をつくつて、それから予算に取り組むといふのでありますから、もういつもより少なくてと半月、これだけは遅くなるということは既にわかつてゐるわけですね。

しかも、このし総選挙の中で、税負担をどうするのか、税金をどうするのか、蔵入の不足はどうするのか、こういう議論というのが国民の中にあつたことも事実です。そういうときであるだけに、もつとわかりやすい、国民に協力をしていただくような形で法案が審議をされる、そういうような形を出すべきじゃないですか、特に法案の提出の責任は大蔵大臣にあるというならば、しかもあなたは非常にそういう点では、国民の心をどつちかといへばよくつかむことのできる政治家といふことで評価があるわけですね。そういう竹下さんがこういう出し方をされるというのは、あなたの性格に合つてない、意図的に私は感ぜられてゐるわけですね。もつと国民に、増税も入つてゐるわけでありまして、よく審議の内容がわかるように討議をすべきだ、こういう討議ができるようなことを考慮において法案の提出をすべきである。今度は出てしまつたんですけれども、この次あなたはまた大蔵大臣をやつてゐるかどうか

ませんけれども、あるいは総理大臣になつてゐるかもしれないけれども、このことは特に考へてもらはなかつたやうな感じがいたしますけれども、もう一回この点をひとつお答えをいただき、こういうことは避けていただきたい。なるべくわかりやすい、審議のしやすい、こういうふうな提出の仕方をしなかつたかと思ひます。

国税通則法の改正にしても、ここでやらなくちゃどうしてもならないといふほどの問題じゃないと思ふんですよ。時間のないこともわかり切つてゐるんですよ。それなのにあえてこれを潜り込ませる。幾ら法案の数を少なくするにしても、法案の数を少なくするといふのは、審議をしやういように統一をしていくといふことであつて、審議をしにくくするように統一することは統一するための趣旨じゃないと思ふんですよ。今後のことを考へながら、もう一回御答弁いただきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登憲) 確かに法案を少なくするといふ考え方に私どもの立場はなりがちでございします。したがつて、国民の前に審議の過程を通じてより明らかにするためには、いさゝか無理をしながら形の中で法律案を少なくすることは避けるべきだといふのは、私も貴重な意見としていただいております。

で、間々一括法のごとく、あるいは一括した方が国民の皆さん方にもわかりやすいこともあろうかと思ひますが、このたびは、今意図的といふお言葉をお使いになりましたが、言われてみれば、ある種の意図がやっぱりあるんじゃないかと、私もそういう感じがいたしました。私も政府全体の中で考へるときに、可能な限り法体系上整合性を求められるものは、できるだけ少ない数の法律の中に集約して御審議いただくという姿勢というものが、時によつて、今おっしゃいますように国民に審議の過程を通じてわかりにくくしておるではないかという意見は、私も今後とも貴重な意見として踏まえさせていただきます、このように感じます。

○竹田四郎君 話のついでですから、もう一つ私は申し上げておきたいと思ふんですけれども、例えば揮発油税ですね。揮発油税という税目があるわけ、これは間接税に入らんですか、法案のあり方で申し上げますからちよつと間違ひないでください。

揮発油税というのがありますね。ここには、どれだけの量が幾らの税金だといふのがありますね。しかしこれを幾ら見たつてわからないんですよ。これは租税特別措置法の中に入つてゐるんですね。これは私の前も言ひました。こういうものこそむしろ統一して出していただければ、国民は揮発油税のところを見れば、今の法律では幾ら納めればいいのかとすぐわかるんですよ。わざわざこつちには揮発油税の法文を見まして、さらに租税特別措置法の方を探して見なければならぬ。こういうのこそ、むしろできたなら統一をすべきである、こう思ふんです。そういう意味では私も本會議で言ひましたけれども、租税特別措置法というのにも国民にわかりやすくするために一回見直してみるのはございせんか。

○國務大臣(竹下登憲) 確かに毎年御審議いただく税法の中で、租税特別措置というものは、一般的に毎年必ず期限の到来するものがあつたりいろいろあつて、これを出すといふことでございします。したがつて可能な限り数を少なくするといふ観点からすれば、その中へ入れられるものはできるだけ入れて御審議をいただくという姿勢にあるんじゃないかと、私も御意見を承りながらそのような感じを持っております。もう一つ法人の二年の問題も租税へ入れてありますね。

それにいたしまして、これは理屈を言うようでございしますけれども、租税の改正で通過いたしましたも、法律としてはそれなりに機能するわけでございますから、私はもちろん違法性があるとは申しませんが、それなりに国民の理解は、毎年出す租税の中には何かあるという観点から理解はいただける問題ではないか。しかし今おっしゃいました議論は、貴重な議論で我々としても将来に

わたって検討すべきものであるとは私も理解ができます。

○竹田四郎君 竹下大蔵大臣が大臣の間に、せっかくそういう御答弁いただきましたので、そういう面では新しく手をつけていたいて、もっと税金というものを国民にわかりやすくしていただくことが協力をいただけるゆえんであらう、こういうふうな思ふわけであります。

他の問題に入っていきたいと思ひます。

ことしの増税案、減税案、これについて結局、増税であるのか、減税であるのか、増税とは何を言ひ、減税とは何を言ふのか、この辺の議論というのは極めてあいまいだと言わなくちゃならないと思ひます。これは各方面でも、例えば臨調では、租税負担率が同じであればこゝを修正することはいいいのだ、こういう言ひ方もあります。では、租税負担率というのはどのくらいふえれば増税であつて、どのくらいであれば増税でない、こういうことになりまふと、これもまた非常に線を引くのは難しいと思ふんです。

大蔵省の方では、租税負担率が、今度も幾らか上がつてゐるわけですが、一体どのくらいのことから増税と言わなくちゃならないのか。租税負担率の話が出ておりますから、その辺はどんなふうにお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) これは非常に難しい議論でございます。臨調の「増税なき財政再建」とは何ぞやというの、いろいろ読んでみまふと、定義づけとして、租税負担率を要する新たな税目を設定しないということ、こう定義づけたといひます。さてその幅はどうか、今年度の御審議をいたしてありますように、直接税の自然増収等からいひますと、直間比率も直の方が上がつてまいります。そして今度も租税負担率が二・三・九から二・四・二になるわけでございますから、確かに租税負担率も今の見込みで言へば上がるわけでございます。そのどこまでの変化をさして増税と言ふかという、私自身にもどこまでございませうかと言ふ能力もございませうし、それを

判別する能力もございませう。一方、国民所得と国民負担の問題等も、これからますます議論されるわけございませうから、その中において議論の過程でおのずからその数値というものがおぼろげながら出てくるということが、その限界というものになるんじゃないか。常日ごろそのように考へております。

○竹田四郎君 そうすると租税負担率も、これはそのときの生活状態、文化の状態、そうしたものの全体に影響されてくるであらうし、そのときの所得の全体の水準がどの辺にあればどうなのかというふうな問題もあらうかと思ふんですけれども、どのくらいを租税負担率の限界、最高限界と考へていらつしやるんですか。三五%ですか。そういう数字も拝見したことがあるわけでありまふけれども、これはそのときの時期によつて恐らく動いていくものだらうと思ふんですが、大蔵省としては、現在の状態では何%が耐えられない租税負担率の最高限界だと、こういうふうな認識されていらつしやるんですか。

○國務大臣(竹下登君) これはまさに難しい問題でございますが、私が最初考へましたときに、例の七カ年計画のときに二六カ二分の一というのがございませう。あれをかなり自分なりに念頭に入れていろいろ考へてみたわけでありませう。しかし、そのうち、だんだん議論をこういう形で展開していくうちに、社会保障負担と一緒にした国民負担で議論すべきではないか、こういう議論がだんだん出てまいりまして、そして臨調等ではヨーロッパをかなり下回る——このかなりがまた相当に難しい定義である。本院等における議論、瀬島参考人なんかの議論を聞いてみまふと、そういうことを議論する間には、四〇とかいう数字も出たんだというございませう。これも確定しているわけじゃないございませう。したがつてどの辺が適当であるかというところについては、これも固然と申し上げる状態に今ございませう。

ただ、目標数値というものは大変難しい問題でございますが、六十五年度の租税負担率について、

五十九年度予算の計数を踏まえて、一定の仮定のもとに機械的手法によつて試算をいたしますと、「中期的な財政事情の仮定計算例」において、この分は、一五・一というのがいわば国税で、それから地方税が八・八で、また国の一般会計以外の税収の負担率についても同様に〇・八%と仮定をすれば、昭和六十五年度の租税負担率は、国税・地方税を合算すると、二四・七程度と試算されるわけございませうが、これも先ほど申しましたように、いわゆる社会保障負担と租税負担と合わせた形の国民負担率で議論すべきものか、租税負担率だけで議論すべきものかというふうなことも、これらの議論の過程でおのずから定められていく性格のものじゃないかなと、こういうふうな考へております。

○竹田四郎君 せっかくそこまでいろいろお考へいただいてゐるわけでありませうし、中曽根さんは何か計画というのが大変嫌いなようでありませうけれども、これからどういふふうな考へてみても、どうも税金は多くなつていくんじゃないかなという点は、国民におよそ考へてゐるといつてよからうと思ふわけでありませう。そういう意味でも、一体どの辺なのかというものは、私はもちろん固定的なものというふうな考へるのはいかにかと思ひますけれども、ある一定のものを示される、若干それには幅があつてもいいと思ひますけれども、やっぱりそういうものを示していくことも合意を得るための一つの手段ではないだらうか。こういうふうな考へるわけでありまして、その点ではひとつせつかく御努力をいたしたい、こういうふうな思ふわけでありませう。

それから、これは中曽根さんが盛んに言つていたことでありませうが、増税というイメージをなるべくなくするためにおしやつたのかも少しもせんけれども、今度の増税は減税の枠内でやるといふことを私も何回か耳にしたわけでありませう。確かに、初年度といひますか、ことしは、減税が十五カ月予算といふことになるわけでありませうから、当然それに伴ひましての増税分というの、その

十五カ月の減税の枠内にあるといふことはそのとおりだらうと思ひます。しかし来年度は十二カ月の予算といふことになるわけでありまして、三カ月分の減税額といふのは三カ月分少なくなる、こういうふうな解してよろうと思ふのでありませうけれども、これはどれだけ出てくるか、私詳しくは承知しておりませうけれども、減税分との割合で見れば一億程度といふことにならうと、こう思ふわけでありませうけれども、この差額は一体どうなるつもりなんですか。これはただ差額だから、その何百億ですかわかりませうけれども、その分は一般会計へ入れちやうといふんですか。その分は、借金を返すのにこの分くらいためていいんじゃないかという形で整理資金会計の方にあるいはこれを入れるという方針であるのかどうなのか。その辺のことがはつきりしない、どうも総理の公約からはみ出てくる事態が来年度の予算では出てくる、こう思ふんですが、その辺はどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) これは詳しく主税局長からお答えした方が適當だと思ひますが、いわゆる増税でございませう。それから一つは増取措置といふものが、延納制度をやめたといふことと、それから繰り戻し還付の適用停止といふことから、計算上そういうふうな形で出てまいりますが、実質的に負担増には将来にかけてならない。ちよつと私の説明が一番下手でございませうので、これは主税局長の方からちよつとお答えされた方が正確だと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘になりましたように、五十九年度の初年度の減税と、それから税負担の引き上げ、各種の増取措置を含めましてお示ししておりますのは、所得税減税その他政策減税を含めまして九千三百二十億円の減収でございませうが、これの財源措置といたしまして、法人税、酒税、物品税の税負担の引き上げで、初年度七千八百五十億円の増収を予定しておるわけございませうが、これでは足りませうので、法人税の延納制度の廃止、それからただいま大臣が触れ

ました法人税の欠損金の繰り戻し還付制度の適用の停止、それから社会保険診療報酬源泉徴収率の引き上げの増収措置によりまして一千四百五十億円、差し引き、初年度ではマイナスイナス二十億円というところでございますが、ほぼ政策減税等に見合う増収補てん措置を講じさせていただいておるわけでございます。これは委員が御指摘のように、初年度ベースでございますので、平年度ベースの角度から見ました数字もあわせてお示しをいたしております。

それによりまして、初年度九千三百二十億円の減収は、ただいま委員がおっしゃいましたように、約一千億ほど減りまして八千三百六十億円でございいます。それから法人税、酒税、物品税等の税負担の引き上げの部門七千九百九十億円でございまして、これで約三百七十億円ほど足りないわけでございいます。これは、実は欠損金の繰り戻し還付制度につきましまして、完全平年度という考え方に立ちますと、これは増収効果はないわけでございいますけれども、今回は二年間の一応適用停止ということで御提案申し上げております。そういったことで、欠損金の繰り戻し還付の制度は、現行の制度は、御案内のとおり、欠損金が出てまいりますと、法人は、それを次年度以降に繰り越しまして、後年度の法人税負担の軽減で賄うか、あるいは前年度黒字で法人税を納めておりました場合はその限度の中で還付してもらえという制度、いずれかを選択することのできるわけでございますが、今回はその還付制度の適用を二年間停止するというところでございいますので、初年度は六百億の増収でございますが、これは初年度の関係で、フルで働きますと、大体千二百億程度の増収になるわけでございいますけれども、還付月の関係で、初年度は六百億の見込めるところで、初年度六百億と計上いたしましたところ、完全平年度になりますので、増収効果は生じないわけでございいます。例えば想定の話でございますが、今回の制度で六十年度を想定した場合と云うかといえますと、

六十年度分につきましては、先ほど申しました初年度への繰り越し部分が恐らく半分ぐらい効いてくるだろうということで、一応今回の税制改正要綱等では平年度六百億と計上させていただいて、五十九年度の姿としてはおおむね増収減収は見合う形になっておるといことが言えるかと存じます。

○竹田四郎君 それからもう少し、主税局長に教えていただきたいのは、その法人税率の引き上げですね。これが初年度は四千三百億、次年度はこれが三千九百二十億。これはどういうことなんでしょうか。これは技術的な問題だろうと思ひますから教えてください。

○政府委員(梅澤節男君) これは従前もそうでございますが、今回御提案申し上げております法人税率の引き上げにつきましては、適用を五十九年四月一日以降終了する事業年度から適用するというところでございいます。したがって、この四月末決算の法人は、現実には通常六月に法人税を納付するわけでございしますが、それは既に済みましたフルイヤーにつきまして新しい税率で引き上げたところで法人税を納めるといことでございいますので、初年度は平年度十二カ月分よりも多く税収が入るというところでございいます。

○竹田四郎君 わかりました。

それでは、中期展望についてお尋ねをしたいと思ひます。

いろいろたくさん数字がこの中期展望の中に入っているわけでありますが、この表を見てまいりまして、いろいろ借りがえをする、しない、あるいは一般歳出の伸びが五、三、〇という形で見通しということも考えてまいりますと、一般歳出五%程度というのが常識的な線ではないだろうかというふうに思っております。

これによると、一般歳出というのは、私は今までのいろいろな財政試算から見ると大変切り込んで

いると、こういうふうに思ひます。試みに前の中期展望ですね、そのとき、昭和五十九年度の一般歳出というのは四十二兆円を見込んでいたわけですね。それが実際の予算では、今度の一般歳出は三十二兆でありましたから、これはかなりの大きな十兆を切り込んでいたと、こういうふうに私、申し上げてもいいんではないかというふうに思ひます。また、前の中期試算に比べても二兆円弱、実際上は数字の上で言えば少なくなっているわけでありまして、ある意味では切り込んだと、こういうふうに私、見てもよろうと思ひます。

そういう意味で、世間で言われているのに比べて、私はかなり一般歳出は切り込んであるというふうに見るわけであります。ほかでは何か歳出削減が少ない少ないと、こう言っておりますけれども、私は大変大きく歳出を切り込んだと、こういうふうに評価していいんではないだろうか、こう思ひます。

そういふわけであります。そういうことにしても、昭和六十五年年度で特例国債をゼロにするということになると、これは借換債を発行する計算例でございます。要調整額が十兆円になるし、それから特例債を発行しないというのにはいたしません。十四兆ですか、このくらいの大変大きな額になります。そして、それぞれ国債の発行額にしまして、あるいは公債の発行残高にいたしまして、相当な数字になると思ひます。結局、要調整額というのは、恐らく財源不足、バランスがとれていない分だと、こういうふうに見るわけであります。そうすると大変大きな財源不足というものが将来出てくるんだと、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(竹下登君) このようにして中期展望、それから一定の仮定のもとにはございまして、仮定計算等々を出して議論していただく、単なる予算審議、法案審議のみならず、将来の我が国のあるべき財政の姿について御議論いただく手ぐさとしていただこうというので出したわけであります。したがって、この歳出削減、これも今、

一定の評価をいただきましたが、私どもとしてはかなり協力いただいたという感じを得つつも、まだまだ制度・施策の根源にさかのぼってメスを入れなきゃならぬところもあるかと思ひます。

それからいま一つは、借りがえというののもその一つの方法であつたわけでございいますけれども、言ってみれば、直接法案には関係ございせんが、私との議論でございまして、財政全般と考へさせていただきます。既発債というものは国民の貯蓄の現在高の中へ吸収されたものだ。そして今度は、新発債というのはこれからの国民の預金の伸び率、それを対象にしたものであるという意味において、一応まず新発債を少なくしていくという物の考え方にまず立つて、余りにも大きな影響を及ぼすから政策転換をさせていただいて、借換債は認めさせていただこう。

そういう中で、されば負担増をどこに求めるかということとは、最終的にはまさに国民の合意と選択がどこにあるか、国会の議論等を通じて結局それがどこにあるか、そしてそのコンセンサスを求めていかなければならぬことになります。すなわち歳出削減あるいは負担増、それらの幾ばくかのどのような組み合わせ、そういうことを御議論していただくための言ひをいただきたき台の一つとして出さしていただいております。

ので、これからの一年間の御議論というふうなものが六十五年度予算につながっていく、そしてそれが六十五年度赤字国債から脱却するという努力目標に向かつて、その都度都度の議論を踏まえながら進めていくしかないか、こういう感じ。私どもは対応しておるわけであります。

したがって、そういう議論が積み重ねること、されば社会保障負担と租税負担という問題、それから歳出削減というものは、まあこの点においてはある程度甘受し得る、これは甘受し得ないとかいうような選択と合意というものが議論のうちに出てくる。だから、言ってみれば、このような方向で進めたいというものを示して、それで国民の

皆様方、口幅ったい言い方すれば、ついてきてくださいという感じがなくして、このような状態にするのにどういう組み合わせでいくかというのを一緒に考えて、その選択と合意、コンセンサスを見きわめていくこと、こういう姿勢で対応をしたという考え方であります。

○竹田四郎君 そうしますと、これは仮定計算例ですから、私も実際どうなるか知りませんけれども、一応出された仮定計算例で数字を見てまいります。先ほど私は一般歳出五%の伸びが適切であろうと見たんですけれども、これでずっと見てまいりますと、昭和六十一年度、再来年で見まして、要調整額が一番少ないので二兆円ぐらいです。大きいのはなりまして七兆円ぐらいいちなりまして。こういう紙の上だけで見ますと、ほかの方をどれだけ切り詰めてどういうふうにするかというようなことは、この際この仮定計算の中に入っておりません。最小限でも、一般歳出をゼロにしても、借換債によって負担を先に繰り延べるにしても二兆円。私も先ほど評価しましたように、前の中期展望に比べて、こゝしは十兆円も実際上切り込めたというんですが、もうそんなに切り込めないだろうという気もするわけですね。そうすると、この最小限で二兆円、最大限になりまして七兆円、これはおたくの方で出された数字ですから、この数字については私は竹下さんとは違ひないと思うんです、この数字は。

とここで、これを一体どうなさるつもりなのか。二兆円切り込むというのは、これは今までの毎年の実績から見たって、ここ数年の実績から見ても大変なことですね。これでこの財源不足というのを埋めるとすれば増税以外にないだろう。その前提は、六十五年にとにかく特別償ゼロにするという一つの枠で縛られているとすると、これは増税以外にないんじゃないか。私は別な考えを持っておりまうけれども、この仮定計算でいけばそれ以外にないんじゃないか、こう思うんですが、どうですか。

○國務大臣(竹下登君) この仮定計算でいけば、

それは竹田先生おっしゃるとおりでございまして。したがって、今五%ということをおっしゃいましたのは、いわば一般歳出の伸び率が名目成長率よりはちよつと低いところにあるから考えられる一つの姿じゃないか、こうお考えになるだろうと思ひます。しかし、それにしても要調整額から見れば容易じゃないな、ゼロということになりますと全く本当に容易じゃない、こういう感じを私自身も持っております。

一つは、おっしゃいましたとおり現行の施策・制度をそのままとし、前提に立つておるわけですが、もう一つの仮定に立つておるわけが、名目成長率を六と七の真ん中の六・五に見ておるということと、それから租税弾性値をこのところ十年の平均値の一・一に見ておるということ。これもまさに仮定計算でございまして、この名目成長率を七%に仮に見るとか、そういうことになるとまた変わつてまいりますけれども、どこに見るかという数値を探すとすれば、八〇年代後半の経済展望、よく私が七、六、五抜きの四、三、二、一と申しておりますが、名目成長率を一応六ないし七%程度ということを描いておられますので、それでその真ん中の六・五を見たわけでございます。したがって、この名目成長率、強いて言えば、もつと突つ込んだ議論をすれば、あるいは潜在成長力もつとあるんじゃないか、こういう議論もあるかもしれないが、そういう仮定として六ないし七%の名目成長率の中間値の六・五に求めております形でございましておるわけでございます。

したがって、要調整額というのについて増税しかないではないかという前に、まだその組み合わせの中で歳出削減というものがどれだけできるのかということと、社会保障負担全体の形の中でどのような工夫ができるかということもすべて含めて、結局、国会での問答等を中心しながら、今後の国民の合意と選択、コンセンサスをどこに求めるかということを探索していこう。こういうことでございますので、あながち現行の制度・施策そのまま、六・五%の名目成長率そのままとする二

つの仮定の上に立つておりますので、判然と増収分何は、削減分何はという議論がなかなか難しいものである。しかし、こうして竹田さんに議論していただけたんですから、議論していただけたたき台になっただけでも、私自身は少々苦勞して出してよかったなと本当はそう思つております。

○竹田四郎君 今のお話を聞いていますと、どうも竹下さんも、もともとそうだったのかも知れませんが、かなり経済成長論者の方に、河本さんとどちかわかりませんが、どうもそつちの方にかなり姿を向けたんではないだろうかというふうに考えるわけです。これどうなんだろうかと、今までの御答弁とはちよつと趣が違つてきたなという感じが私はするんですが、気持ちの上で何かちよつとあなたもお変わりになったという感じはないですか。

○國務大臣(竹下登君) いや、そこところは難しいことでございまして、私はニュートラルといひますか、どちらかといへば中立ぐらいいかなと、自分では自分の心に時として言ひ聞かせざるわけでございますけれども、私の出身地が開発途上県でございまして、どうしても公共事業依存型の中の経済成長というのを考えがちな環境に自分自身が置かれておると思うのであります。したがって、こういう緊縮均衡予算を組みながら、どこかに日本人の潜在成長力は、頭のよさにおいても勤勉さにおいてもすべてにおいて世界一だから、潜在成長力というものはもつと高いはずだという期待感が私自身にあることは事実であります。

しかし、こことところで私自身がみずからに言ひ聞かして、こういう淡い予算で、あるいは淡い法律案で御審議いただいておりますのは、問題は潜在成長力の見方一つはございまして、もう一つは、財政というもののだから単年度主義でございまして、今大きな減税を行ひ、今大きな公共投資を行つても、企業であつたならば、数年後に果実を生んでもそれは全体にとっては大きなメリットになるが、しかし単年度主義の財政の中でそうした手法を取り上げたとしたら、五十六年、五十七

年のような世界同時不況みたいなものがあつたときに、一体取り返しがつかぬことになりはしないかというちよつとよする気持ちも私には大変強うございまして。

したがって、この間、ある人が私に増税を説くと言ひましたが、顔を見りやそう増税を説くでもないような気がしますけれども、単年度主義の問題の方に大蔵大臣をやつておられますと傾斜がかつてきたのだな。だから、今日のリスクが仮にあつても、数年後に果実を結ばせようというところまで踏み切るだけの私は拡大論者ではないと自分で自己採点をしております。

○竹田四郎君 いずれにしても大きな問題でありますし、どうも私も、きょうはそういうお話はなかつたんですけれども、今までの予算委員会から本会議なんかの議論を聞いてみますと、最近また少し大蔵大臣は違つてきたような感じがします。

どうも中曽根総理と大蔵大臣との大型間接税に対する態度というのが必ずしも明確でない、何かどこか食い違つているような感じがします。最近あなたは、中曽根第二次内閣の大蔵大臣をやつておられる間は、中曽根さんと同じように大型間接税、これはいかなるものであれそうだと思ひますけれども、それはやらない、こういうふうにおつしやつておるわけでありまして、今のうちに仮定計算でありますから、こういうふうになるか、ならないかは別であるといひましたけれども、どうもかなりの財源不足が出るを得ない。こういうことになると、中曽根さんが、こゝしは総裁選があるんで、落ちるか落ちないか、それはわかりませんけれども、落ちて今度は竹下さんが幹事長におなりになるのか総理大臣におなりになるのか、それもわかりませんけれども、そうすると、やつぱり勉強した課税ベースの広い税金というのが頭をもたげてるのではないかと。今は土で厚く伏せられておるわけでありまして、その辺がどうも、いつもお二人の御返事を聞いていて、ちよつとその辺が合つてないという感じが、国民もそう思つておるだろうと思ひますね。

同じ内閣でお二人のしかも枢要な方が、もう一人いらつしやるわけですけれども、いつも何か感じが違ふ。今こういう財政危機の時期に当たつて、いろいろ御意見を出来るのは私はいいと思うんですけれども、しかし、あなたは税制をつくり課税をしていくという、そういう一番の責任者でありますし、片一方は国政全体を運営していく執行者でありますね。そういう意味では何かお二人の意見が違ふ感じがしてしょうがないんですが、この辺どうなんでしょうか。こういうふうに質問すると、きつとあなたは、私は総理大臣と変わつておりませんというようなお答えになるだろうとは思ふんですけれども、その辺もう少しこの際はつきりしておいていただきたいと思うんですが、どうなんでしょう。

○國務大臣(竹下登君) この問題、一つは出発点の問題があるのかなど。ちょうど私、五十四年、五十五年が大蔵大臣でございまして、あのときいわゆる一般消費税(仮称)というものを実施するという方向ですべてが動いておったと思いますが、これは政府サイドのことでございますけれども、それが選挙の結果まあ否定された。あるいは言い方によつては、十分理解されるに至らなかったとしても言えるかもしれませんけれども、そのときとでも言えるかもしれないのは、これは今国民の合意を得られる性格のものではない。しかし税というものは、結論は、所得の段階に担税力を求めるのか、消費の段階に担税力を求めるのかという議論、すなわちわち消費一般にかかる税制というものが、学問的といえますか、それそのものが否定されたら国民の選択の幅を縮めることだという考えを持って、極力お願いをして、いわゆる一般消費税(仮称)というものは否定されて、一生懸命はかのことを考えなさいという決議にしていたわけであります。で、中曽根総理が最近おっしゃっておりますので大体整理ができたかと私思っておりますのは、いわゆる多段階に幅広くかけていく、大型間接税という手法はとらない、これは非常にはつきりしてきたんじゃないかというふうに思います。

そうになると、単段階かどうかという議論がまた出てまいります。そこで一つ一つを今詰めて自分の頭の中で議論していращしやることは私まだ思いません。だから、中曽根総理の判断というのは、俗に言われる大型間接税というのは国民のコンセンサスを得る状態にはないという考え方はきちんとしておるんじゃないかと思ひます。

一方今度は、私にとつての一つの、まあバイブルという言葉は少しオーバーですが、教科書として税調答申というのがございます。税調において、は、担税力というのは、結論は、所得の段階に求め、るか消費の段階に求めるかという議論になるわけでございますだけに、今日の個別物品税というようなものの範囲を広げていくというような問題について、は、絶えず検討をすべき課題であると思うと、こういう指摘があるわけでございますから、どういふ事態になつてもその勉強だけは続けていかなきゃならぬといふふうに出ておるわけであり、ります。だから、勉強の域を出ていないといふことだけは事実でございますが、勉強は絶えずこれは続けていかないといふ問題だといふ基本認識を私自身はしておるわけでございます。

したかつて、ニュアンスとして、表現力の私の拙劣な点もございしますが、間々国民の皆さん方に誤解を与えるような節もないでもなかつうなと自問自答をしながら、しかし消費そのものを対象として担税力を求める税制そのものを否定していつてはならぬ。国民の中にも時には、ある意味において選択の自由の幅は広いし、そして脱税とかいふようなことになりましたと、間接税は必ず抜けて少ないわけでございますから、そういう意味において間接税移行型の税制が好ましいという御議論をなさる人もあるものですから、やはり勉強は続けておつていかなきゃならぬ。

しかし、日本のこういういわば成熟したと申し
ますか、卓越した議會制民主主義というのは、大
転換は結局求められるものじゃございませんの
で、いつのどの事態にもそれ相応に対応できる
筋だけはしていなきゃならぬということだけは心

がけておかないやならぬのじやないかな、こうい
う考え方でございます。

○竹田四郎君 後の議論はまたこれからにしたい
と思ふんです。

そこで、今度も課税最低限というのを上げられたわけであります。私よくわからないのは、課税最低限というのは何なのか、具体的に何を指すのか、これがよくわからないんですが、これは主税局長、課税最低限というのはどういふことを言うのか教えてください。

○政府委員(梅澤節男君) 課税最低限というのは、委員おっしゃいますように、いろいろなケースによっていろいろな言葉の用い方があると思います。現在私どもがお示しをしておりますのは、給与所得者につきまして、給与収入のうち所得税のかからない部分というものをお示しするということで課税最低限ということをお示ししておるわけでございます。

それは基本的には、御案内のとおり、所得税といふのは、基礎的な所得控除、非課税部分として控除されます部分を除きまして、残余の部分について累進構造を持った税率で税負担を求めるといふ税でございますけれども、その意味では、所得のうち基本的に非課税とされる部分といったところからいふ方であろうかと思つてございます。それはケース・バイ・ケースによっていろいろな言葉の使い方なり示し方があると思ひますけれども、課税最低限を数量的にきちんと示すということと、

もう一つは、所得税のいわゆる基本的に課税されない部分を示す目安として有効なのは、納税人員の九割以上を占めます給与所得者の給与収入について具体的に各家族構成に応じまして、この部分について所得税は課せられないということを金額的に表示するというところで現在お示しをしておるわけでございます。

その課税最低限が一体どういう機能を持つかというところについては、これはいろいろなことが言われておりまして、まず基本的には、給与所得者の場合、冒頭に私が申し上げましたように、収入

のうち所得税のかからない部分を示すということ
でございしますが、この課税最低限の機能は、家族
に応じまして基礎的な人的控除があるわけでござ
いますから、家族構成に応じて担税力を具体的に
求めるという機能もございましょうし、課税最低
限の水準いかによつては、いわゆる所得のある
人のうち納税者の割合が一体どれぐらいになるか
といったようなものを画する基準にもなるわけで
ございまして、基本的には収入のうち所得税のか
からない部分ということでございますけれども、
いろいろな機能を持っておるということでござい
ます。

○竹田四郎君　じゃ、その課税されない部分というのはどういうわけで課税されないんですか。その部分はなぜ課税されないんですか。よくわかりませんが、その辺ももう少し詳しく説明していただきたいと思うんです。恐らく、人間ですから世帯を持っていて、まず食べるといことが非常に重要な面だと思いますけれども、そういう人間の生活の面とのかかり合いで、ひとつ課税されない部分というのを説明してくれませんか。

○政府委員(梅澤節男君) 課税されない部分と申しますのは、委員もおっしゃいますように、所得税は応能負担の税でございますから、担税力に應じた課税を求めるということでございます。したがって、課税最低限、つまり所得税のかからない部分というのは、担税力のない部分ということがまず観念的に規定されると思います。

ただ この課税最低限をしからば具体的にどう
いう水準で設定するかということについては、い
ろんな考え方があろうと思いますが、それ
はそのときどきの所得水準なり、その国の経済の
状況あるいは財政の条件、いろいろなものによつて
結局は左右されるわけでございますが、我が国の
戦後における所得税の具体的な課税最低限の推移
の現実を見ました場合に、大ざっぱに申しまして、
昭和三十年代まで、これは税制調査会の答申等も
その時代の進展に応じまして、微妙に変化といひ
ますか、考え方が移り変わつてきておるわけでござ

ございますけれども、少なくとも大ざっぱに申し上げまして、税制調査会の考え方なりそのときの立法政策から考えました場合は、昭和三十年代は、課税最低限というのはいわゆる最低生活費をめどにして議論をされたということは確実に言えるかと思ひます。

現実に、マーケットバスケットとか、あるいはエンゲル係数等で課税最低限の水準いかんということが、当時立法政策としてもいろいろ議論された経緯がございますし、税調答申なんかでもそういうふうな考え方が示されておるわけでございます。

昭和四十年代以降は、経済の高度成長あるいは財政事情等を背景にいたしまして、率直に申し上げて、最低生活費の水準というものを一方念頭に置きながら、それよりもややゆとりのある部分について具体的に課税最低限を考へるという方向に議論が進んできたということは、私は否定できないと思ひます。

現実に、昭和五十二年に税制調査会の中期答申がまとめられました。その作業過程においてやはり課税最低限のあり方というのが議論されておりました。恐らく私は、現時点における税制調査会なり私どもの課税最低限に対する物の考え方の基本といひますのは、先ほど申しました最低生活費の水準と、この税制調査会の議論では標準的な生活費という言葉を使われておりますが、標準的な生活費と最低生活費の間のどこかに課税最低限というのが設定されるということが、現時点の我が国における課税最低限の求め方であろう。標準的な生活費まで課税最低限ということになりますと、もうほとんどの人が、平均以上の方しか所得税を負担しないということになりますので、それは所得税の性格上も問題があるということでございます。

ただ、計量的に、ではその最低生活費と標準生活費の間に具体的にどういう基準があるかということ、これはこのときの議論にもございますけれども、結局は財政状況、諸般の事情により、その

ときどきに位置づけが政策的に決定されるというふうに考へるべきであらうというふうに指摘があるわけでございまして、おおよそ現在までの考え方は今私が申し上げたとおりでございます。

○竹田四郎君　そうすると、事業所得者の課税最低限というのは具体的に幾らになるんですか、標準世帯で。

○政府委員(梅澤節男君)　事業所得者について、課税最低限といったものを計量的に表示いたしまして議論するのが適当かどうかという問題があるわけでございまして、仮に今おっしゃいました夫婦二人の事業所得者につきまして、基礎的な人的控除と社会保険料控除、この部分が所得税が課せられない所得部分という意味で計数を申し上げますと、五十九年度、現在御提案申し上げます数字になります。

ただ、ここで一言補足させていただきたいのは、事業所得者は結局、収入から経費を引いた所得、そこからたまたま申し上げました基礎控除と社会保険料控除が控除されます。その額が百五十四万六千円ということでございます。同じく給与所得者につきましては、収入ベースで二百三十五万七千円ということでございますが、事業所得者の場合は、それぞれの業態に応じて収入と経費というところで、所得の算出される過程が非常に変わつてまいるわけでございます。したがって、従来、事業所得者につきましても、仮定の数字として課税最低限なるものを表示し議論した時代もあつたわけでございまして、現在はその数字は現在はお示しをしないわけでございまして、

○竹田四郎君　どうもよくわからぬですがね。事業所得の場合には百五十四万六千円、給与所得者の場合には二百三十五万七千円だと。どうしてそこにそんな大きな差が出てくるのか。事業所得者も必要経費は引いてあるわけですね。給与所得者の給与所得控除の大部分というのは私は必要経費

だというふうに言っていると思うんですね。そのほかにいろんなものがこれは若干入っていますよ。入っているけれども、大体そういうことだ。片一方は必要経費を含めて課税最低限だと言っている。片一方は必要経費を除いて課税最低限と言っている。そこに事業所得者と給与所得者の課税最低限の意味そのものに違いがある。なぜそういうふうに違ひなくちやならないのか、ここがわからぬですね。片一方には必要経費が入っている。片一方では必要経費を除いている。

そこで、今、事業所得者の必要経費を除いた部分の課税最低限が百五十四万六千円だということお話ですが、生活保護費はどんなふうになっているんですか。そしてどんな計算を生活保護費ではなさっているんですか。

○説明員(清水康之君)　四十九年度の生活扶助基準は、具体的に申し上げますと、年間、これは暦年でございまして、百八十二万二千三百三十四円でございます。通常これにいわゆる住宅扶助と教育扶助あるいは期末扶助を加へまして百九十九万五千二百四十円、これが五十九年度の最低生活保障水準ということにならうかと思ひます。

○竹田四郎君　こういう数字を出しているのを私は余りよく存じ上げませんけれども、あと人事院が給与の勧告を出すときに何か標準生計費というものを示されているというふうな聞いておりますが、五十九年はまだされておられませんから、あるとすれば去年の数字しかないと思ひますけれども、それは一体幾らで、そしてどんな計算をなさっているのか、その辺を御説明いただきたい。

○説明員(藤野典三君)　標準生計費につきましては、総理府の統計局で行つております家計調査の結果をもとにいたしまして、いわゆる標準世帯の消費支出金額が最もありふれた階層、いわゆるこれを並み階層と申しておりますが、その水準に換算をいたしまして出しておるわけでございまして、これは費目別になつておりますが、その中でも特に支出の多い食料費につきましては、家計調査とかあるいは厚生省の国民栄養調査をもとに

たしまして、いわゆるマーケットバスケットを組んで算出しております。これは地域別に出しております、全国と東京都と二つ出しております、しかも各世帯人員別に出しております、一人から五人まで一応出しております。

この数字を申し上げますと、全国の場合で申し上げますと、本年の場合、一般的に、全部読み上げるのもあれでございますから四人で申し上げますと、二十一万九千九百円でございます。それから東京都の場合でございますが、同じく四人世帯で二十三万三千二百八十円でございます。

この標準世帯と申し上げますのは、いわゆる四人世帯でございましていろいろの組み合わせがございまして、いわゆる老夫婦の場合とか、そういう子供だけではないいろいろなケースがございまして、したがってそれは夫婦と子供二人の場合でございまして、しかもそれはいわゆる世帯主のみが就業しているということで一応想定いたしまして算出しておるところでございます。

○竹田四郎君　厚生省は、その基礎数字を出す出し方というのはどういう出し方をなさっているんですか。一番最初の基礎でね。

○説明員(清水康之君)　御案内のとおり、最低生活費を出す場合には、通常一類経費という個人経費と二類経費という世帯経費がございまして、その一類経費は四倍をいたします。一人当たりに出ますので四倍をします。それから二類経費の世帯経費は、これも若干人数によつて少し加算がございまして、そういう一類経費と二類経費を足しまして一応の最低生活扶助基準ということにしておるわけでございまして。

○竹田四郎君　その点もう一つ、一番初めの生活の費用を出すというのは、これは私が聞いたのは、昭和四十年のときの数字に、個人消費支出の毎年の名目的な伸びでしよう、これをずっと掛けて、それから出していると、こうおっしゃられたように思ひますが、そのように理解してよろしいうございませうか。

○説明員(清水康之君) 基本的には御指摘のとおりでございます。四十年度以降政府の出します経済見通しにおける民間最終消費支出の伸びというものに準拠しまして、それをベースにしまして一人当たりの生活扶助基準相当の伸び率を出しました。その上で一定の伸び率を掛けてやっておるわけでございます。いわゆる生活扶助基準の改定率と申しておりますけれども、そういうやり方をしております。

○竹田四郎君　人事院の方にお伺いしますけれども、その家計調査、これは総理府の家計調査あたったりを中心になさっているんだらうと思います。厚生省のは、私ちよつと悪口言つて大変縮ですが、かなり昔の生活実態をやつていつているような気がするんですけれども、人事院の報告というのは、総理府の家計調査でやつていきますと、かなり今の生活の実態、こうしたものが写し出されているというふうに理解してよろしうございますか。

例えば、これは私総理府の家計調査をあちこち少し数字を当たつてみたわけですが、こういうのを見てみますと、消費生活のシェアで見えてきますと、かなり消費生活の内容が違つてきているわけですね。例えば自動車関連費などを見ていきますと、昭和四十年に比べて五十七年ということになりますと、大体四・五倍くらいになっているわけですね。教育費はそれほどありませんけれども、補習教育費などというのを見てみますと、これは四倍程度にふえています。あるいはそのほかいろいろエアコンのための費用というようなものも、これは倍率でいきますと三倍近くになっています。こういう形で、米の使い方は少なくなっているとか、灯油の使用量も生活の中ではふえているとか、こういうような非常な変化が生活の中にあるわけですが、そういうものは人事院の標準生計費の中には含まれていると、こういうふうに見てよろしいんですか。あるいは生活の実態というのとはかなり前の生活実態というようなものはまだ幾らか残っていると、こういうふうに見た方がよろしいんでしょうか。その辺ちよつと教えて

いただきたいと思います。

○説明員(藤野典三君) 先生今御指摘の点でござい
ますが、たとえば今自動車関連の費用等につきま
しては、費目別に申し上げますと、いわゆる雑
費の中に入っておりますが、そういう意味におき
まして、雑費の伸びは昔に比ばまして相当程度伸
びている、ほかの費目に比ばしてもかなり大き
く伸びております。したがって、私どもの調査に
いたしましても、昔は雑費一本であったものを雑
費一、二と分けてまして、そういう意味で家計調査
そのものが実際に支出されたものを反映しておる
わけでございますから、そういう意味においてはは
かなり、かなりといえますか、実質をかなり反映
しておるものだと理解しております。

○竹田四郎君 厚生省の方と人事院の方、結構で
ございます。

そうしますと、今の話で、厚生省のお話ですと、最低生活費と目されるものが、住宅、教育を含めまして標準家族で百九十九万五千幾らと、こういうことになりましたし、それから先ほどの主税局長のおっしゃっている事業所得者の標準世帯での最低というのが百五十四万六千円。四十五万くらい生活保護世帯の最低生活費の方が高いという、こういう数字になるわけですね。これが私どうも納得できないですね。

課税最低限という問題のあり方というものをもう少し明確にしていかなないと、常に国民は、給与所得者の課税最低限の二百三十五万七千円、この前は二百一十五万四千円ですか、これが頭にある、これが最低生活費だというふうな形に映りやすい。私はもっと正直な形で、事業所得者の課税最低限はこれだけでございます、農業所得者の課税最低限はこれだけでございますと、こういう形で標準世帯を出していくということの方がわかりやすい。給与所得者の課税最低限というのは経費が含まれているわけですね、実際は。今度の場合、二百三十五万七千円の中の給与所得控除というのは幾らになるんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 二百三十五万七千円の

うち給与所得控除相当分は八十七万二千円でございます。

○竹田四郎君　その八十七万二千円の中で本当の意味の所得を得るための必要経費、これは幾らくらいに見ていらつしやるんですか。

それからいろいろなことが書いてありますね、給与所得控除の内容とか、あるいは損税力に差があるか、いの金利分だとか、あるいは所得の捕捉率が不足しているからその分の金額を含めて読むとか、そういうふうには私どもいろんな書類で読むわけでありまして。そういうふうに分けているものが多いと思うんですが、今の八十七万二千元でこれを分けるとすれば、主税局ではどういう分け方をなさつていらつしやいますか。

○政府委員(梅澤節男君) 給与所得控除の性格なりその給与所得控除の水準については、いろいろな議論があるわけでございますけれども、常々申し上げておりますように、給与所得控除というのは、勤労に伴う必要な経費の概算控除部分のほかに、いわゆる純勤労性所得とその他の所得との担税力を含めた負担力から見た負担の調整という意味合いが入っております、こういうふうに現在まで説明をされておるわけでございます。それは例えば今、委員が例示されました確定申告で納付する事業所得者等と比べた場合の金利相当分、あるいはいろいろ議論がありますけれども、所得の捕捉の格差等もこの部分に含まれるということでございます。

ただ、現在の給与所得控除の体系は、御存じのとおり、四〇％から五％までの収入段階に応じた五段階の控除率の体系になっておるわけでございませうけれども、昨年十一月に中期答申がまとめられましたときに、政府の税制調査会で議論されましたのは、五十七年分の家計調査、これは勤労者世帯でございませうが、各世帯分位につきまして、いわゆるサラリーマンの必要経費と目される支出項目を全部洗い出しまして、集計をいたしま

した数字がございました。これによりますと、各収入分位によって若干のばらつきはございますけれども、ほぼ収入に対して一〇%というのが少なくとも五十七年の家計調査を分析した限りでの係数でございます。

したがって、現在の給与所得控除は、一〇％が必要経費部分であつて、實際はそれより高い数字になりますから、例えば年収三百万ぐらいでございますと控除率三五％、今の課税最低限は二百三十五万七千円でございますが、これになりますと三十恐らく七、八％ぐらになるかと思ひます、控除率が。一〇％とその差がその他の負担の調整部分だというふうに私が申し上げているわけではございません。必要経費部分は一〇％であるということを確認するには申し上げているわけではございませんけれども、かなりの部分はそういう勤労性の所得に対する負担の調整という意味もございまして、もう一つは低収入のところほど担税力は少ないだろう、低いだろうということも加味されまして、現在のような控除率の体系になつておる。計量的に申し上げられるのは、ただいま申し上げましたことが限度でございます。

○竹田四郎君 どうもよくわからぬですね、今これだけおっしゃられても、二百三十五万七千円の方の所得を得るためのその直接の経費というのは、一〇％だと言つたら二十三万円ですか。八十七万二千円から二十三万円を引いたあとの部分は何かわからぬというわけですね。金利の部分は計算できるでしょう。金利の部分は幾らになりますか。これは何％かで計算すれば金利の前払い分は出るでしょう。少し分析してくださいよ。幾らになりますか。少し計算さしてください。

○政府委員(梅澤節男君) 課税最低限二百三十五万七千円というのは、これは税額ゼロでございしますから、利子部分はないわけでございしますけれども、給与収入四百万円ぐらいのモデルで試算したものが今手元にございますが、それによりますと、所得が大体二百万でございします。所得の大体〇・一％弱でございします。

○竹田四郎君　そうすると、この八十七万二千元は金利ゼロということですね。そうすると、二十三万五千円を除いた六十三万七千円ぐらい、これは何ですか。

○政府委員(梅澤節男君)　先ほども申し上げましたように、経費の相当部分が一〇%であるということを確認的に申し上げているわけじやございませぬ。ただ、家計調査から見たら、そういうものが一つの参考になるだろうということでも申し上げたわけでございます。

今竹田委員の言うように、経費として一〇%と仮に竹田委員が割り切られたといたしますと、その残余の部分は勤労性所得に見合う負担力、負担力につきまして、他の財産性の、資産性の所得に比べて、勤労性の所得というのは負担力が弱いというふうに見るべきでございましょうから、そういう部分を加味されておる。なかつく我が国の場合、給与所得控除は、フランスなんかと違ひまして、収入額に應じまして控除率を下の方ほど厚くしておりますから、我が国の給与所得控除の考え方としては、必要経費の概算控除の部分プラス、収入の低い者は負担力の減殺要因が大ききという考え方に立つて仕組まれておるわけでございますが、どの部分が必要経費であり、どの部分が負担力の減殺要因としてカウントされるかということの計量的に、確定的に申し上げることは、非常に困難であるということでは御理解を賜りたいと存じます。

○竹田四郎君　それじやお尋ねするんですが、子供三人抱えた主婦が内職やっている場合には、この六十三万七千円というのは見てくれるんですか。

○政府委員(梅澤節男君)　これは内職の場合でも、源泉徴収を受けておたり、企業の支給明細書なんかがある場合には、給与所得者として扱われる場合がございます。そういった場合はもちろん給与所得控除は適用されますけれども、事業所得者あるいは雑所得という家内労働の形態でございまして、給与所得控除というのは税法上認められないということになります。

○竹田四郎君　それは同じ勤労で、片方は給与所得をとる、片方は内職――まあ内職だって今いろいろありますからね。高い内職だってありますよ。そういうのは、さつき言ったような形で低く見積もられていて、ここだけはそれだけという、同じ勤労でこんなにも差があるというのは、私は不思議だと思ふんですが。どうもその辺は納得できない。

しかも、先ほどからお話がある中で、基本的には、給与所得控除の中で少なくともさつき言った二十三万五千七百円は必要経費と、これは主税局長も言っている。ほぼですよ、正確とは私は言いません。ほぼそれだけは経費で差引かれておるのが積まれて、片方には積まれていない。これはわからないですね、これが課税最低限とは。もう一つ私は主税局長に聞きますが、あなたは大変御苦労されて御答弁になつていらっしゃるから、それが余計わからない理由かもしれないけれども、昭和四十六年の長期税制のあり方の第二ということに「課税最低限」というのがございませぬ。私、古いのを拾ひ出したんですが、「課税最低限」というところの初めの方①に、「その時々の国民生活水準からみて通常必要とされる生計費に付する部分を課税外におくこと」、これはわかりやすいですね。生計費がまず中心だと、こういうことですね。二番目に「納税者数を税務行政上処理可能な程度以内に保つこと」、それは「有業人口の五割程度に縮減することを目途に課税最低限の引上げを図るべきである」と、こう書いてあります。これと今の課税最低限のこととはもう全然関係ないんですか。

○政府委員(梅澤節男君)　幾つかの問題の御指摘がございまして、若干整理をして申し上げます。まず、委員が端的に疑問として問題を提起されましたように、給与所得者におけるいわゆる収入基準で我々が示しております課税最低限と、事業所得者の基礎的課税とを単に合算したものを

仮に課税最低限と観念して、その計数を比較すると、非常に議論が混乱するというところで、私どもがお示していないというのは、まさに今の御議論で私どもその問題をさらに痛感しておるわけでございます。

と申しますのは、一つは、事業所得者と申しましても、例えば奥さんが白色専従者控除の適用を受けているかどうか、あるいは青色申告か。この場合には家族給与制が認められております。相当な基準である限りは、そういった事業形態、家族労働の形態によりまして、実際の税負担の姿というのは非常に多種多様であるわけでございます。したがって、給与所得者のように画一的に収入基準で客観的にお示しできない。事業所得者については、そういった意味で専従者給与等、あるいは活用している態様によっていろいろ違うという問題がまずございませぬ。

それからもう一つ、先ほど内職について例を引かれました。給与所得者と認められる場合には、給与所得控除が認められるわけでございますけれども、一般の事業所得者あるいは雑所得の場合には、給与所得控除は認められないということになります。と、一にかかると、その収入に対して経費をどう見るかということが、これは非常に難しい問題になってくるわけでございます。内職なんかの場合には、その事業に本当に必要な経費なのか、家事関連費なのかというの非常に混在してまいります。つまり、本来、家計部分のものなのか、事業に見合う部分なのか、こういう点につきまして、執行当局が実態に應じまして、現在、内職の事業所得の経費の認定に当たりましては、いろいろ工夫をしながら対応しておるということでございます。したがって、そういった非常に細かい事業所得者の場合は、家族の事業の態様とか、事業の実際の労働の提供の態様によりまして千差万別であるという、そういう実態認識に立つた場合に、先ほど来議論なさっております事業所得者の場合の仮定計算としての課税最低限の議論というのは、物差しとして余り意味がないし、むしろ、か

えつて非常に疑問と申しますが、議論の混乱を招くという意味で私どもはお示しをしていないということをお示し上げておるわけでございます。

それから、先ほど課税最低限の一つの機能といたしまして、納税者割合を画するという機能があるということをお示し上げました。四十六年の答申には、御指摘のとおり、「納税者数を税務行政上処理可能な程度以内に保つこと」ということが書いてございます。私ども、この考え方が現在、否定されているということはお考えをおりませぬけれども、この納税者割合については、税務行政上の問題のほかに、およそ市民社会でタックスペイヤーの割合というのは、一体多い方がいいのか少ない方がいいのかという非常に大きな議論もあるわけでございます。したがって、納税者割合というのは、課税最低限を議論する場合に非常に大きな問題ではあると思ひますけれども、それは税務行政上の問題のほかにいろいろな各般の観点から議論すべき問題であると考えております。

○竹田四郎君　そうすると、この問題は決定的に否定されているような感じでもないんですか。

先ほど資料をいただいたわけでありましたけれども、この立場から見ますと、有業者の総数――私は違つた計算をしたわけでありました。おたくの方のこの書類の中の就業者総数ということから見ていきますと、今七六%ぐらいですか、私の計算でいくと、そちらの計算は、何かそういう計算をしておりませんから、私の計算でいきますと、就業者総数、それに源泉の納税者数、申告の納税者数、これを納税者の合計数といたします。しかし、これにはもちろんグアブっているのがありますよ。だからグアブっているのは当然引かなくちゃなりませぬけれども、それはおたくの方の統計ができていないから私は引きようがないです。そう大きな誤差はないということも調べてみますと七六%ということ、五割台をはるかに超えているわけですね。

で、先ほどの四十六年のときの答申と今のこの数字がこれだけ変わっている。それはどういう経

緯なんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 給与所得者それから農業所得者、それ以外の事業所得者等全部含めまいたいわけの納税者割合、五十九年度で七六%、大体そういう数字はお示しのとおりでございます。

ただ問題は、給与所得者の納税者割合の問題と、それから事業所得者、いわゆる申告所得税の納税義務者でございますが、の割合とでは、税務行政という観点からは非常に意味が異なっております。

御案内のとおり、給与所得者につきましては、もうほとんど大部分が年末調整で納税は完結いたしますから、税務行政という側面から見れば、むしろ事業所得者の数あるいは納税者の割合が税務行政に対してどれだけの支障を生じておるかというふうな問題であらうかと思うわけでございまして、五十年代の数字をずっと拾って見ますけれども、農業所得者の納税者割合は、年によって、不作の年等もございますので、かなり揺れ動いてはおりますけれども、大体一〇%台で推移いたしております。事業所得者につきましても、五十年代に入りまして、五十七年まで大きな減税が行われませんでしたから、漸増の傾向にはありますけれども、大体三〇%台で推移をいたしております。

一方、給与所得者につきましては、七割から八〇%台の水準で推移しておることとでございまして、こういった観点から見ますと、現時点で税務行政の観点から課税最低限の議論を非常に大きな要素を持って考えるという局面にはないのではないかと考えます。

しかし、お示しになりました四十六年度の答申の考え方を基本的に否定するものではございません。税務行政に重大な支障を生じる、あるいは税収に比べてコストが非常にかかるといったような課税最低限であれば、これはその観点から見ずというところが当然必要な場合もあるいは生じてくることは当然予想されるわけでございます。

○丸谷金保君 今、竹田委員の質問を聞いていて、極めて初歩的なことで、こういうのはどうなるかなと感じましたので、お答えいただければと思う

んですが、給与所得であればいいわけですね。

そうすると、給与所得は、だんなさんが奥さんに給料出してもいいわけでしょう。そうすると、内職の事業をだんなさんが受けてきて奥さんにやらして、だんなさんがその分の給料を払ったら給与所得控除ができないかという、今のお話を聞いていてそういうことができないだろうか、この点が一間。

それからもう一つ、この機会に、実はこれからの議論をする場合に、これはどうなのかなと思つていんですが、所得税法等というのがありまして、でも、これ一括して、一本の法律案として出てきている場合に、よくわからないのでまことに恥ずかしい話なんです。この場合に、所得税法には減税で賛成だけれども国税通則法には反対だという場合に、一本で出ている場合に、賛成、反対と両方言えるのかどうか。それによって私のこれから質問のいろんな組み立てもありまして、何ば考えてもよくわからないので、あわせてひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(渡辺幸則君) 前半の問題についてお答えを申し上げます。

委員のお尋ねは、内職等の場合に、事業をおやりになっておる御主人の方が奥さんに給料という格好で何かのものを支払うことになる、これをどうするかということとでございまして、現在の税法上の建前では、御主人が白色の場合と青色の場合で若干違うわけでございます。

白色の方は大変多いわけでございまして、こういう方につきましましては、一定の限度内で給料となるということとでございまして、この一定の限度内というのは、現在の税法では四十万ということになっておるわけでございます。したがって、四十万円までお払いをいただければ、その分は奥さんの給料ということになりまして、この分につきまして給与所得控除の適用があるわけでございます。

それから、もし御主人が青色でございまして、これは青色専従者給与ということになりますので、奥様の分は青色専従者給与として取り扱われ

るわけでございます。これにつきましては、これも法律上はある限度がございまして、ある限度と申しますのは、同業種との比較、それからもし奥様のほかに従業員がおるとい場合には、その同じ事業の中の従業員とのバランスというふうなことから、相当な限度というところになっておりますが、この相当な限度が幾らということとは別に決まっております。これにございまして、とにかくその相当の限度におきまして御主人の所得からその分が経費として落ちるわけでございまして、奥様の受け取りましたものは給与所得ということになりまして、これに対して給与所得控除の適用があるわけでございまして、現在、この青色専従者給与は、全体といたしましては、五十七年分でお一人百二十七万円程度になっていましてございまして。

○丸谷金保君 ちよつと私の質問の仕方が悪かったので誤解しておると思うんですが、青色やなんかの場合ですと、だんなさんの事業を奥さんが手伝うということですね。そういう場合、同一事業ですね。

私の今お伺したのは、そうでなくて、だんなさんが八百屋さんをやつていて、全く違う仕事をだんなさんが外から受けてきて、それを——八百屋さんでなくて、給料生活者でもないです。その方がわかりやすいかもしれません。全く別なところから仕事を受けて、それを奥さんに命じてやらせる、そしてそれに給料を払う。払いますよね。この場合は給与所得になるのか、内職とみなされるのかということなんです。

○政府委員(渡辺幸則君) 今の例に即して申し上げますと、だんなさんが八百屋さんをやつておられるで、何かほかの事業の、恐らく委託とかそういうことで何か仕事をおやりになる、その仕事の形態がまさに問題だと思つてございまして、この形態が所得税法上、事業所得というところになります。ただいま私が申し上げましたことがそのまゝ適用されるわけでございまして。

しかし、そのだんなさんがお持ちになった事業というものが事業所得の形態ではございまして、

いわゆる雇用関係と申しますか、雇用関係を結びまして得た所得でございまして、これはそのだんなさんの得た収入というのは給与所得でございまして、これにつきましては、だんなさん御本人についてはもちろん給与所得控除の適用がございまして、これを奥様に渡して手伝いをしたいという点につきましては、格段の控除はないわけ

でございます。

○丸谷金保君 時間の関係で、この問題はこれで、また後日やります。

○政府委員(梅澤節男君) 後段の問題の御指摘がございまして。現在御提案申し上げております所得税法等の一部を改正する法律案、先ほど竹田委員からも御批判を交えて御指摘があったわけでございまして、今回御提案申し上げております背景は、所得課税の問題につきましましては、実は昨年十一月の中期答申の前の五十五年の答申以来、税制調査会の中では所得課税、なかなか申告所得税の納税環境の整備の問題は、抜本的な見直しとの関連で議論をされてきたわけでございまして。したがって、今回私どもはそういった議論の背景も踏まえまして、適正な負担の見直し、公平な課税という観点から一体のものとして御提案申し上げておるわけでございまして。災害減免法につきましまして、これは前回の所得税法の大改正のときにそれと一緒に提案しておる慣例を踏まえまして、今回この部分についても所得税法等という法律で一本で御提案させていただいておるわけでござい

ます。

部分的に賛成、反対という委員の御質問でございましてけれども、それ以上のことはどうも私からお答えする問題ではないような気がいたしますので、御了解賜りたいと思つてます。

○丸谷金保君 それを言ってくれないとこれから質問をつくるのに困っちゃうんだけれどもね。というの、国税通則法と所得税法というのは、災害減免なんかのあれのように、そうくつついてない面がたくさんあるんですよ。国税といったらた

くさんあるでしょう。所得税だけじゃない。それ

の全体に及ぶ通則法が「等」ということで一括して縛り込むというのは、何か議決権に対する制約というかね。ここの法律は気に入ったけれども、こっちは気に入らないということがあるですよ、完全にドッキングしているやつでなきゃね。それをお答えできないと言ったら困る。どっちなんですか、それは。片方賛成で、片方反対というわけにはいかないということなんですよ。どうなんですか、どっちなのか。

○政府委員(梅澤節男君) 私がお答えする域を出ておると申し上げましたのは、国会議員の採決権の問題でございますので、一行政官がそういうことはコメントできないという意味で申し上げたわけでございます。

○委員長(伊江朝雄君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(伊江朝雄君) 速記を起して。

○竹田四郎君 大蔵大臣、今までの私と主税局長との話を聞いていて、どうもすっきりしないですね。大蔵大臣は頭がいいから、すっきりなさったんですか。どうも私は頭の悪いせいから、よくわからない、何が本当の意味で課税最低限なのか。これから税金というものが国民にわかるような形をとるには、これは一番基本でしょう。おれは税金がかかるけれども、それから上は税金がかかるんだと、こういうことは私は一番基本だと思っております。あとどうにかしていくか、税金のかかるうちどうにかしていくかというの、税率がいろいろあるから、これはよく調べてもらえないんで、申告納税制度の中で、おれは最低だけ税金からないんだということがわからなければ、税金そのものがわからないんじゃないでしょうか。

そういう意味で、私は、今までの課税最低限という議論が少し放置されてきた、真剣に大議論が行われていなかった、こういう気がするわけですね。それから、今までは確かに財政がよかったものですが、ある意味で理屈はどうでもいいから、とにかく割り振っていくという形で、理屈

よりも金の方が減税等において先に割り振られてしまったというきみがある結果がこういう形に私はなったと思うんですね。しかし、これからはそういう簡単な時代じゃなくなってきたわけですよ。税金についてやかましくなる時代だと私は思っています。そういう点で、こういう点ははっきりしなくちゃいかぬですね。

主税局長にお聞きしますが、基礎控除の三十三万円というのは何ですか。

○政府委員(梅澤節男君) 基礎控除と申しますのは、納税者本人の課税所得を算定いたします場合の基礎的非課税部分として所得控除として認められているものでございます。

○竹田四郎君 その基礎的な非課税部分というのは、具体的にそれだけの金額を今度も組んでいるわけですね。この前二十九万円に組んでいるわけですか。これは一体内容は何か。ただ三十三万円にしたんですか。これはほかの扶養控除に当たって同じですか。基礎控除というのは、事業所得であれ給与所得であれ、これは所得を得る人の基礎の控除でしょう。それから扶養控除というのは、先ほどの生活保護のいけば子供は九歳と三歳だったですか、そのくらいだと思っております。これは一つの計算ですから、そのものはそういう計算はなさなくていいと思っておりますけれども、実際はそれぐらいの家庭が標準家庭だとすれば、扶養控除は三十三万円です。基礎控除が三十三万円、扶養控除が三十三万円、三歳の子供が三十三万、四十歳幾つの子の働き盛りの基礎控除が三十三万、これもよく理解できないですね。

確かに昔は、基礎控除と配偶者控除、これはある程度高かった。第二子は幾ら、第三子は幾らという形で扶養控除も私はあったと思うんですね。これも何か最近三十三万ですっていったら、三歳の子供は年間三十三万の扶養控除が基礎的な非課税の部分であっていいのかもしれないですね。しかし四十歳の基礎的な非課税の部分が三十三万という、これもとにかく納得できないわけですね。それなら世帯的に物を考えた方がわかりいい。

この辺なんか私も私はどうもよくわからぬですが、ね。主税局長、その辺をひとつ明快に答弁していただけないか。まあ最後に百三十二万を四で割ったと言え、それも一つの言い方ですよ。何だかわからぬけれども四で割ったんだと言え、それでいいんですよ。その辺ひとつ明快にやってくください。

○政府委員(梅澤節男君) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除が均一の額になりましたのは四十九年の改正のときでございます。御指摘のとおりでございます。

当時の税調の答申にも触れられておるわけでございますけれども、この基礎控除と家族の控除でございますが、この組み合わせをどうするかという点については、各国の税制を見てもまちまちである。ただ、生計費との関連から言いますれば、必要生計費というのは、規模の利益と申しますが、人数がふえるに従って規模の利益があるわけでございますので、理論的に言いますと、基礎控除に対して配偶者控除なり扶養控除なり、特に扶養控除は人数がふえるに従って通減していくという考え方がむしろ背景にあつて、従来からあるという差が認められておったわけでございますが、四十九年度の答申では、既に我が国の課税最低限もかなりの水準にきたということと、同時に制度的にも非常になじみやすい、わかりやすいということと、同じ額にそろえるという考え方が述べられております。

もあつたわけでございます。いろいろな取り組み方があると思っておりますけれども、現実の我が国の四十九年以降の税制では、この基礎的な三つの控除を同じ額にしておくと、何が非常にわかりやすいということと、もう一つ今度の答申では、特に多人数世帯の負担感が独身者世帯の生活のゆとりと比べて非常に狭まっております。したがって、多人数世帯の負担の軽減ということを中心にした場合には、むしろ配偶者控除も扶養控除も基礎控除と同じ額で一律に上げると、この三つの控除が非常に軽減効果が働くわけでございます。したがって、そういう観点も入れて、今回の人的控除の引き上げに当たっては、この三つの控除を同額とし、引き上げ幅も同額にすべきであるという答申をいただいて、現在御提案申し上げておるわけでございます。

そこで、二十九万円を三十三万円に、四万円引き上げた根拠いかんということでございますが、これは所得税と申しますのは、所得控除と税率構造の組み合わせで結局負担が決まっておりますので、引き上げ幅も同じで、なかなか個人の控除の部分は給与所得者の課税最低限に密接な関連があるわけでございます。

したがって、私どもは今回の所得税の人的控除の引き上げに当たりましていろいろな仕組み、組み合わせを考えたわけでございますが、結果として、現在御提案申し上げておるところによりまして、五十二年当時の夫婦二人の課税最低限が二百一十五万五千円でございます。昭和五十九年度、政府のCPIの見直しも含まれますと、その間名目の物価水準の上昇は約一三〇%でございます。したがって、昭和五十二年当時二百一十五万五千円であった人が、五十九年度でその名目物価上昇だけ所得水準が仮に上がったと仮定をいたしまして、それで今回提案申し上げております所得税と住民税の減税部分を織り込んだ税引き後の手取りを見ますと、ほぼそれに見合うという水準になっております。ただ、可処分所得につきましては、税引き後の

手取りプラスといいますが、それからさらに社会保険料控除を適用する必要があるわけでございませうけれども、社会保険料控除は五十二年当時よりも五十九年上がっておりますので、言葉の厳密な意味での可処分所得は若干名目をやや割り込むという結果になっておりますけれども、所得税、住民税だけの税引き手取りで見ますと、ほぼ物価の上昇に見合う水準で設定されておるといふことでございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、この問題、大蔵大臣もきょうは幸いずっと聞いていただいておりますが、どうも梅澤局長としては最大限のきょうは答弁をまじめにしてくれて、こういうふうには私は理解しているんですが、どうもよくわからない。これは私は、課税最低限の今日のあり方そのものがわかりにくくなっている、こういう気がしてならないわけですね。

それで、今はますます税に対する関心というものは非常に大きくなってきているわけでありまして、この問題どうなんですか、すぐ今どうせ、こうせいは私申しませんが、相当地議論をこの問題でもして、もう少し国民にわかりやすいものにこの辺もしていく必要があるんじゃないだろうかと思うのですが、これはひとつ大蔵大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに課税最低限というの、経済成長の推移に従って、まさに三十年代は最低生活費という感じだったと思ひます。それがプラス、四十年代に入つて、いわばゆとりがプラスされるという観点から議論をするようになったと思ひます。それから各種控除が違つておつたものが、それを一番簡素化するために、むしろわかりやすくするためにそれを統一したという歴史的経過もあつたと思ひます。それからさらに御議論がございまして、例えばパートの問題一つ議論しますと、あの問題はむしろ二分二乗方式でやった方が本当はわかりやすいという議論がございします。しかし、二分二乗方式でやりますと、ま

た当然これは今度はいわゆる家庭単位という議論も出てくるわけであります。

だから、そういう問題を基本にさかのぼって、税というものは、我が国の税制の基幹税である所得税というものに特にみんなが最も痛税感を感じることでございまして、それらを堀り下げて国会の場等で議論されていくということは、私は非常に望ましいことじゃないかというふうに考えます。

人それぞれ、また置かれた環境によつて、その主張の出発点が違つてくる。特にいわゆる個人単位の税、夫婦単位あるいは家族単位、家庭単位という議論がございまして、そうした議論を私は積み上げていただいて、お互いが議論しながら国民の中に何が一番受け入れやすいかという議論は必要なことだ。ただ、今の例えは各種控除を一律にしたというの、むしろ国民にこの方が、もうここに至つたら、わかりやすいだろうという背景に基づいて一緒にしたわけでございまして、それらの過去の経過をも踏まえた基本的な議論というのは、なかなか基幹的な税金でございまして、あつて好ましいことではないかというふうに考えております。

○竹田四郎君 あと記帳義務の問題、赤字法人に対する問題、その他税務署のあり方の問題、たくさん問題がありますけれども、私の時間、あと三分で新しい問題に入るにはちょっと時間が足りませんので、また次の機会に、重要な問題がありまして、ひとつ委員長にも御配慮をいただきたいと思ひまして、私のきょうのこの質問は終わりたいと思ひます。

○多田省吾君 私は、直接税三税につきまして、主に所得税を中心といたしまして質問をさせていただきます。

質問に入るに当たりまして、まず昭和五十九年度の政府予算案に對しまして、その内容が政府経済見直しという実質成長率四・一%の中で内需寄与度が三・六%だと、こうおっしゃっておりますけれども、これも非常にまだ疑問でありますし、

国民生活を本当に向上させ得るのかどうかも疑問があります。種々な欠陥があると指摘せざるを得ません。減税の見返りに、それと同額の増税を取りやすいところから取るという大衆増税で賄おうとしておりますけれども、これはますます国民生活を苦しいものにしてまいります。本来ならば、景気浮揚に役立つ大規模な減税という約束でありましたが、それも大分削られました。また増税はしないという衆議院総選挙における中曽根総理の約束にもかかわらず、これも踏みこじられた。

今、国民生活の実態を見ますと、例えば非消費支出の伸びは、実収入に対する弾性値で見ますと、昭和四十年から四十五年が〇・九三、昭和四十六年から五十年が一・〇九、昭和五十一年から五十七年は二・〇九と、五十一年以降の非消費支出の伸び率が実収入の伸び率の二倍以上の増加になっております。こういう国民生活の実情でございします。

さらに、国税庁のまとめた昭和五十七年度分の民間給与実態調査では、五十二年を一〇〇としたしまして、この五年間で所得税の伸びは七・一%と、収入の伸び三・〇%の二・四倍にもなっております。

昨日、総理府が発表した貯蓄動向調査報告(速報)によりまして、昭和五十八年十二月末の全国のサラリーマン(勤労者)世帯の平均貯蓄残高は六百十一万円で、前年比三・三%増というの、三十七年以來の低水準であると言われておりますし、一方借金、負債の残高は一世帯二百八万円で一九・三%増と、これも五十三年以來の高い伸びになっておりまして、これも勤労者世帯の生活の苦しさを物語っていると云へましよう。

いたしまして、御指摘そのものを否定するものではございせん。結局は、私自身考えてみますのに、言つてみれば、高度経済成長というものに我々の体質がなれてきておる、そのことから、低成長、安定成長というものが、やむを得ず、好むと好まざるにかかわらず求められる今日、私どもは安定成長の中でこれが普通だというある種の意識転換というものが必要ではなからうか。これは国民の皆さん方に理解を求めていかなければならない課題であるというふうに基本認識をいたしておるわけであります。

○多田省吾君 私は、この所得税減税の見返りに、このような増税を行うということは大変不満でございします。減税の財源を求めるならば、なせもつと税の不公平は正や、あるいは構造的赤字の洗い直し、こういったことをやらなかつたのか。それから歳出の思い切つた削減ももう少しできたんじゃないか。あるいは従来から言われている利子配当課税の強化とか有価証券取引税の引き上げとか、あるいは所得捕提率の適正化とか、こういった国民の希望するものをなぜ実行できないのか、ひとつ責任ある答弁を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 政府のこのたびの所得税の減税というものは、国会の場において、また国民全体の中からの非常に強い要請にこたえて行われたわけでありまして、基本的に、今回の税改正は久方ぶりだから本格改正にしろと、こういうことで、そういう趣旨の税法をお願いしているわけでありまして。

そこで、さればその財源と、こういうことになりまして、いろいろな御議論をいただいておりますが、最大公約数として減税の財源にいわゆる特例公債を求めるといふことは、財政再建に逆行するといふことになるではないか、また後世代にツケを回すことになるではないかと、これが基本的なまず我々が踏まなければならない一つの要件であつたと思ひます。

そこで、酒税、物品税、法人税の引き上げをお願いしたわけですが、酒税、物品税、なかん

ずく酒税につきましては、従来とも三年に一度値上がりすれば税率そのものは低くなつてまいりますから、言つてみれば、一つの見直しの時期に来ておつたのではないかと、こういうふうに考えます。

それらをお願いすると同時に、なお足りないものを法人税率の引き上げ等でお願ひしたわけでありますが、言つてみれば、まさに必要やむを得ない措置であつたというふうに御理解をいただかなければならない。しかし、その財源問題につきましては、今おつしやいましたように、確かに人それぞれによりましてとにかく議論がございしました。有価証券取引税の問題についての議論もございしました。中には広告税という新しい議論もございしました。人それぞれ税に対しての物の考え方、そのよつて立つ基盤で不公平感というものがいささか個人個人によつて差がございします。しかし結局、衆議院の大蔵小委員会では、いわば赤字公債を充ててはならぬ、しかし財源問題については合意に達しなかつたという中間報告が出されたということ、事はほどきやうに合意を得る財源というものが難しかつたということであらうかと思つております。

しかし、ただいま例示として御指摘なさいました点につきましては、我々も今後も見直しの対象として絶えず念頭に置かなければならない税目ではなからうかと、このように理解をいたしております。

○多田省吾君 大蔵省が昭和五十九年の二月に発表した「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」、さらに昭和五十八年から昭和六十二年までの「財政の中期展望」を見ますと、先ほども詳しく御質疑がございしましたけれども、六十年度の要調整額というものが、ケースAの場合を見ますと、これは特例公債の借換債を発行するケースであります。三兆八千七百億円の要調整額となつております。そのほかいろいろなケースが出ておりますけれども、これを全部眺めまして考えられることは、歳出カットを徹底的にやるか、あるいは、これは政府はやらないと思ひますけれども、国債の

増発に頼つていくのか、あるいは増税か、あるいは我々の言う不公平税制の是正か、こういった道、あるいはそれを組み合わせた考え方をとらざるを得ないと思ひます。

で、大蔵大臣は種々の質疑の中で、国民に公共サービスの低下を覚悟してもらふか、あるいは税負担を見てもらふか、この二者択一を述べておられるようでありまして、これはちよつとおかしい選択を押しつけている、このように言わざるを得ないのでございしますが、大蔵大臣として今後一体どういふ道をおとりになるのか、端的に回答をいただきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 私があえて今国民の皆さん方にぎりぎりの問いかけをしておるといふことは必ずしもなからうかと思ひますけれども、負担をする者も国民でございしますし、また受益者も国民でございしますから、したがつて、その公共サービスの負担のあり方というものは最終的には国民自身が選択する問題であらう。これはぎりぎりの場合、私はそこに到達する論理であると思つております。しかしながら今日の時点、既存の施策・制度は、その根幹にさかのぼつてみましても、そのよつて来る淵源というものはそれなりの理由があつて今日できておるわけにございします。したがつて、なかなか難しい問題も数ございしますけれども、その制度・施策の根本にさかのぼつてなお削減するものがあるのかないのか。そしていま一つは、それを残すならば負担増そのものをお願いしなければならぬのか。

そしていま一つは、公債政策の問題が出現した。基本的には公債政策というものは、国の経済全体がある意味における非常に困難な際には、財政として出動する大きな役目の一つであらうと思ひます。しかし、基本的に考えなきやならぬのは、これだけ公債費が、国債費がまさに社会保障全体を追つかけるような状態になりますと、一定の国の支出というものがいわば金利という形で意図せざるどころへ送られていくという形になるわけでありまして、元来、予算というものがあつた意味におけ

る富の再分配であるとするならば、特定の方々に対して金利という形で支払つていくべきものは、ないほど結構だという立論に立ちますと、急激な変化はなかなかできませんが、とりあへずは年々の発行するものを減らしていき、そしてその第二段階として、借りかえ等の手段をも含めつつも、現在国民の貯蓄の中に消化されておる既存の既償債というものを償還していつて、そして健全な姿に返していき、それをどういふ組み合わせでやるかという問題になりますと、まさに私は国民の合意と選択がどこにあるかといふことを、結局、この国会の場等で議論をしながらそこに求め見出していく課題ではなからうかと、こういうふうに考えております。

○多田省吾君 我々は先ほど申しましたように、増税かあるいは公共サービスの低下か、そういう選択ではないに、不公平税制の是正であるとか、あるいは歳出削減の強化だとか、まだまだいろいろ国民的な立場でやり方があると思ふんです。それを私たちは強く要求したいわけにございします。さきの予算委員会あるいは本会議等で中曽根総理は、今後大型間接税導入は避けたい、大型間接税の導入はしないといふたびたび公言しておりますが、そのたびごとに大蔵大臣は、課税ベースの広い間接税は勉強するとか、また先ほども商品に担税力を求める税を否定してはならぬとか、こういう言い方で勉強するとおつしやっておりますので、先ほどの質疑にもありましたように、総理大臣と大蔵大臣の大型間接税に対する態度は非常に違つてゐるのではないかと、そう受け取られてゐるわけにございします。

ちなみに、きのう参考人としておいでになつた木下和夫政府税調の会長代理の御意見を聞いていて、中曽根総理のおつしやつてゐるのは多段階に幅広かける大型間接税、多段階に幅広かける税で、それから大蔵大臣のおつしやられてゐるのは単段階に幅広かける税ではないか、このように個人的見解だが、そう受け取つてゐるとおつしやつておりました、私はそれともちよつと違つたようにも思へるんですが、大蔵大臣の真意をもう一回お伺ひしたいのであります。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には、私も五十四年、五十五年大蔵大臣をしていたしました当時の一般消費税議論をよく頭に入れております。それは国民の今求めるところでないという結論が国会決議の形で出されておる。

ただ、要するに、担税力は所得の段階に求めるのか、消費の段階に求めるのかといふことになりまして、消費一般にかかる税制を全部否定してしまつたら、将来とも税というものの対して非常な窮屈な姿になるから、勉強といふか学問的に、消費一般にかかる税を否定してはならぬという気持ちで私にもございしました。

今回の問題は、木下会長代理がどのような御発言をなさつたか定かには存じませんが、中曽根総理がよく答弁の中で申しておりますのは、多段階に税網をかけたやうな形の大型消費税といふのを自分とはとる考えはない、こういうことをおつしやつております。これは例示すれば、ヨーロッパ付加価値税とか、いろいろな問題が出てまいりますが、恐らく、木下会長代理が御発言なすつたとしても、今日も物品税といふのは存在してゐる、その便宜性等を個々に担税力として求めていくといふことは、かつては奢侈品とか嗜好品とかに決まつておつたのが、だんだんその意義が変化してきておる時代に、そうしたものは勉強しなければならぬぞよといふのが税調で出されておる意見ではないか。それには私はたゆまざる勉強だけはしていかないことには、現実、いろいろな人それぞれによつて意見が異なりますが、この直間比率でもつと間接税の分野を上げた方がいじやないか、こういう議論がなされておる今日、我々も税調の答申等に基づいてそれなりの勉強だけは続けておかなければならない、そういう考え方を申し述べておるわけにございします。

○多田省吾君 そうしますと、導入するかどうかが

はわからないが、大蔵大臣はいわゆる大型間接税についても、あるいはEC型の付加価値税等についても勉強だけはしていく、こういうお考えなのですか。

○国務大臣(竹下登君) EC型付加価値税というのは割に国会の場でもいろいろ勉強が済んだ——済んだというところと表現がおかしうございしますが、かなり煮詰まった議論がなされたと思います。

それから大型とおっしゃいますと、いささか私も判断に困りますのは、何が大型で何が中型で何が小型かというと、それは人それぞれによつてその認識が違つてございましょう。概念的に、中曽根総理がおっしゃつておりますように、投網をかけたような形で消費一般にかけて、中からこれとこれはやめていくという形をの初めから念頭に置いた勉強ということ、私もしてはならないことではないかと、こういうふうにお考えしております。

○多田省吾君 もうちょっとわからないんですが、そうすると、大蔵大臣の考えておられるのは、かつて導入が図られようとしたような仕入れ控除方式のようなものなのか、あるいは今おっしゃった物品税をもう少し幅広く強化するようなお考えにすぎないのか。その辺はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) かつてのいわゆる一般消費税(仮称)というのはかなり勉強はされたわけでありまして。しかし国民の皆さん方からはそれはヘジテトされた。したがって、今我々がいわゆる学問的にはあらゆる勉強をしなければならぬでございしますが、念頭に置いて勉強するとすれば、それぞれの便益性等に求めていく。既存の税で言うならば、物品税でやめるものもあれば入ってくるものもあるというふうな、幅広い勉強はしておかなければならぬじゃないかな、こう思っております。

財政事情の仮定計算例」、さらに昨年の経済審議会でもめた「八〇年代経済社会の展望と指針」、こういったものを見ますと、どこを見ても、不公平税制の是正など既存税制の見直しでどこまで増収が得られるのか、あるいは歳出削減はどこまで実際可能なのか、国民が本当に知りたいことはほとんど示されていないわけにございします。そういった問題の徹底した分析を、また検討を行つて明確にされてこそ初めて国民の納得するものがそこから得られていくんじゃないか、このように思いますが、これに対しての大蔵のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 私もおっしゃるとおりであらうと思ひます。その国民の合意と選択がどこにあるか、どこにコンセンサスが求められていくかということ、今おっしゃいましたような展望と指針であるとかあるいは仮定計算等を御提示申し上げて、そこでお互い議論をしながら国民のコンセンサスというものを求めていく。あらかじめこれでもってやりたいということをお示しするんではなく、このような状態の中でどのような組み合わせなり方法なりでやっていくかというその議論をしていただくための素材を提供した、こういう考え方でございします。

○多田省吾君 しかし、今言ったような具体的な例は全然示されていないので、これも全部国民に任せようというのは政府として非常に不親切である、このように思ひます。

それから租税負担率の問題でありますけれども、五十九年度の租税負担率が五十八年度補正後より〇・三%上昇するわけにございしますが、大蔵大臣は、これは自然増収分だから、臨調の言う増税なき財政再建は租税負担率を大きく変更する新たな措置をとらないことと定義しておりますけれども、この新たな措置には当たらないんだ、だから増税じゃないんだというふうなおっしゃり方をしておりますけれども、私はこれは不正確ではないか、租税負担率が上がった以上は増税ではないかと思ひます。

それからもう一つは新たな措置、租税負担率を大きく変更する新たな措置というものの限界ですね。どのようなものを新たな措置と考えているのか。このたびのよう物品税の引き上げというふうなものは、あるいは酒税の引き上げというものは新たな措置には全然ならないんだ、こういうお考えなのか、その点をお尋ねしたい。

○国務大臣(竹下登君) 既存の税目の中で経済社会情勢の変化の推移に対応して税率等が変わつていくというのは、これは新たな措置ではないであらうというふうにお考えます。が、しかし既存の税目になにもないものによつて大きく租税負担率に影響を及ぼすというものは、これはまさに新たな措置であらう。したがって、今回の税法改正の中にはいわゆる新税というふうな範疇に入るものはい応見込まれていないというところは言えるではなからうか、こういうふうには私は理解をしております。

○多田省吾君 そうすると、いわゆる大型間接税のようなもの、昭和五十四年、五十五年で論議された一般消費税(仮称)というふうなもの、あれが新しい税目のものであつて、それ以外の小さなものは入らないんだというお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) それは新たな措置、新税としては新たな措置であると思ひます。だが、もう一つありますのが、それによつて租税負担率が大きく上がらないという縛りももう一つあるわけにございします。

○多田省吾君 その辺が私には非常に腑に落ちないんですが、先に進めます。

先ほど大蔵大臣は、御出身地が開発途上にあるんで公共事業依存者であるというふうなことを自称なさつたわけにございしますけれども、今、野党を初め自民党内でも、景気回復のためにいわゆる公共投資の前倒し、上期の前倒しを今までのように七五%程度やつた方がいんじゃないかと、こういう強い要求があるわけにございしますが、どうも大蔵省が渋つておられるように報道もされておるにございします。この前倒しに関しては大蔵大臣は今どう考えておられますか。

○国務大臣(竹下登君) これは従来から申しますと、五十四年度の下期は、これはいわゆる後ろ倒しをした時期でございしますが、この前倒しというのがこの数年行われてまいりました。これから予算現額が何ぼになるかというのがばらばら集計で出てまいりますから、それを見てから正式には決める。そして予算の審議中でありまして、そのときに決めたというわけにももちろんいかぬでございします。

前倒しに対する考え方としては、全体的にやや景気が上向いたときに財政がそれをさらに刺激するの、あるいはその上向いた時期に特に地域的なばらつき等に何かの配慮を行うべきなのか、その辺いまだ議論を政府内部でもしていかぬかならぬときである。だから、弾力的な思考はもちろんだ念頭に置かなければならぬし、後ろ向きなんという考えがあるわけにございせんが、財務局長会議等をやりまして、特に北海道を中心とする公共事業依存、私の地域もそうでございしますけれども、そういうところからの景気を肌で感じたいろいろな御意見を集約すると、地域的ばらつきというものに補正予算等では配慮していただきませんでしたもの、何か執行面でも配慮できる工夫がないものかと思つて、折々勉強させていただいておるところでございします。

○多田省吾君 今、大臣おっしゃつたように、北海道、東北を中心に地域的な成長が進まない地域もありまして、関東地域なんかでも中小企業の方々から、大企業からの圧迫等によつてどうもこの二年間で非常に欠損が多いと、こういうふうな声を方々で聞くわけにございします。政府として、公共投資の前倒しというふうなことは、これは当然であるわけにございまして、河本経済企画庁長官等もそれを主張しておられるし、景気が上向きになったという傾向は見られるとはいつても、今、大臣がおっしゃるようには地域的なばらつきを初め、特に中小企業のある面では大変な、もうこの一年二年の間に倒産も多いし、また苦しんでいる中小企業者は非常に多いわけにございします。

す。その辺のことを加味して、私はこの三年間行ってきたと同じような七五%あるいは少なくとも七〇%以上の前倒しは行うべきではないかというのを再度要望いたしますが、先ほど御答弁もありましたけれども、もう一度ひとつお答えいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 景気認識として、今おっしゃいましたような、私は落としておりましたが、地域のばらつきと、もう一つ業種間ばらつきというものも確かにございます。それをもちろん勘案しなければならぬところでございます。こうなると、今御案内のように、財政が動向すると言え、一番手取り早いところは公共事業の執行によって財政が動向する、いま一つは金融であるかと思っております。金融は比較的今緩んだいい状態にあると思っておりますが、幸いにして円高基調というふうな感じもいたしますので、その辺はある意味においては今恵まれた環境にある。するならばまさに財政がどう動向しているか。これが本予算審議中に決まれば、まさに下期が空になって、補正予算そのものが浮き彫りにされるようなものではないか。こういうふうなところへ踏み込むことは今財政を扱っている者としては若干のちゅうちょを覚えることは事実であります。しかし、今のような御意見があるということは私も重々認識させていただいておるところであります。

○多田省吾君 所得税法に入る前にもう一点だけお尋ねしておきたいと思っております。これは一昨日、二十七日に大蔵省の銀行局長の私的諮問機関である金融問題研究会が、「わが国における消費者信用のあり方」についてという報告を行っているわけでございますが、大臣としては、この結果に基づいて、大臣の諮問機関である金融問題調査会ですか、そういったものを動かしてこういうものを進めようとお考えがあるのかどうか、まずお尋ねしておきたいと思っております。

○政府委員(宮本保孝君) 御指摘のとおり、金融問題研究会で総合的に個人金融につきましてのあり方についての報告書をちょうだいいたしましたわけでございます。これは貸金業法が成立いたしましたので、そのちょうどいい機会だということで、今後の消費者金融のあり方、これは金融機関の取り組み方はもちろんでございますが、一般のサラ金業者の取り組み方等も含めて全般のあり方を勉強していただく。

それからもう一つは、私どもの行政が、この面におきましては大変立ちおくれしていたというように、今御指摘されておりましたので、今後の行政のあり方というのにつきましても勉強していただくというところでお願いいたしましたわけでございまして、そういう意味におきまして大変時宜を得た御報告ではなかったかと思っております。

その内容につきましては、報道されているとおりでございますが、特に全般的な消費者信用に関しましては行政のあり方はもちろんでございますけれども、金利の問題あるいは行為規制の問題いろいろございまして、そういうことで、全体を総合した上で見直して見る必要があるというふうな御提案がなされておるわけでございます。

それにつきまして、私ももうそういう御報告に従いまして今後着実な行政を展開してまいりたいと思っておりますけれども、今御指摘のような総合立法というふうなことになるかと、これは非常に各省庁にも絡まる問題もございまして、また一行政的なことだけで済まされる問題もございませんで、私どもといたしましては、当然のことながら、金融制度調査会等にも審議していただきまして、そこで妥協な結論を出していただくと同時に、またこれは各省庁にまたがった問題でございまして、大蔵省だけの問題でございませんで、法務省や警察あるいは経済企画庁、通産省等々、政府全体が取り組まなくちゃいけない問題でございまして、各省庁等とも十分連絡をとり合いながらこの立法化に努力してまいりたい、こう思っております。

○国務大臣(竹下登君) 今、銀行局長からお話し申し上げたことに尽きるわけでございますが、確かに消費者金融、俗称サラ金法が議員立法でできまして、それが一つの契機になったと思うのであります。したがって、これはまさに各省庁関連の深いところでございまして、大蔵省でこれを勉強し、そしてその方向に基づいて一生懸命各省庁に御連絡申し上げるという意味が一つ、それから今御指摘のありましたように、金融制度全体にかかわる問題の一つでございまして、当然金融制度調査会の方へもこれは御報告申し上げる課題だというふうな理解しております。

○多田省吾君 その上で御聞きした方がよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、一点、二点気になることがありますので、内容について伺っておきます。

その報告の中で、一般の金融機関に對しまして、消費者信用業者に安定的に資金を供給することは間接的に消費者に信用を供与することであると、この拡大を求めているわけですが、一方、大蔵省では、現在銀行や生保などからのサラ金会社への融資につきましましては、自衛を求める方向の行政指導をしていると思っておりますが、その辺に矛盾はないのか。それとも消費者信用健全化へ向かったときには供与してもよろしいという意味なのか。その辺はどういうお考えですか。

○政府委員(宮本保孝君) 報告書は、先生御指摘のとおりでございまして、金融機関の消費者金融への取り組み方といたしまして、みずから窓口で小売的に消費者信用を進めていくべきだというのが一つ、もう一つは、金融機関というのは預金を集めて仕事をしているわけでございまして、預金者保護ということが大切になるわけでございまして、その意味におきましては、現在のサラ金需要に一〇〇%こたえるわけにいかないんじゃないでしょうかという一定の限界があるわけでございまして、そういう限界部分につきましましては、どうしても専門家、もちはもち屋でございまして、いわ

ゆるサラ金業者等にもその部分を受け持つてもらわなくちゃいけない面があるんじゃないかなろうかということ、いわゆる卸金融的にそういう消費者金融会社に資金を流すことも、金融機関の一つの役割ではないかというふうなことが提言されているわけでございまして。

ただ、私も今金融機関にサラ金融資の自衛を求めているのは、今のサラ金業界自体が問題が多く、いろんな経営状況あるいは経営のピーク等々、いろいろ社会的にも批判されているわけでございまして、そういう余り好ましくない消費者金融会社に資金を流すということは、これは厳に抑制してもらいたいということを私も当面指導しているわけでございまして、今御指摘のように、一方でそういう消費者金融業界というもの健全化も図っていくことが一般の金融機関の役割とも思われるわけでございまして、したがって、良質な消費者金融業者には節度を持ちつつも資金を流すとか、あるいは良質な消費者金融専門業者を育てていくというふうなことも一つの役割ではないかというところでございまして、今私どもが自衛を求めているお考えと、その報告書の内容とは矛盾するものではないのではないかと、どうもこうも考えておるわけでございまして。

○多田省吾君 もう一点は、この提言の中で、消費者信用法(仮称)の制定を目指すというわけでございまして、出資法で定める刑罰金利の上限を遅くとも昭和六十三年十一月から四年四〇・〇〇%とするとともに、利息制限法の上限金利、罰則なしを二〇%まで引き上げるべきだと、こう提言しておられますが、これをやるには国会で法改正をしなければならぬと思っておりますが、こういう方向で金融制度調査会等に大臣として諮問なさるお考えがあるのかどうか、その辺最後にお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮本保孝君) 金利につきましては、今御指摘のとおりでございまして、貸金業法に基づきます刑罰法の取り扱いによりましては、最終

的に四〇％にまで下げるといふことでございまして、この報告書では四〇％では本当なら足りないで、もつと下げるべきだといふふうな御意見が出ております。

また、一方で、逆に一般の金融機関がもう少しみずから消費者金融をやっていきなすためには、現在の利息制限法の二〇％というのでは、少しコスト的に見まして、ある金融機関の業態いかににもよりまされども、二〇％では少し円滑な資金供給ができないという面もあるんじゃないだろうかといふことで、両者が調和するような金利をつくっていった方が消費者信用全体が健全に円滑にスムーズにいくのじゃないかといふふうな御意見でございます。

この辺につきましては、またいろいろ御意見もあろうかと思ひまして、ただ単に、報告書の御意見がそうだからといって、必ずしも私どもがそうだとおもうふうな意見を持っているわけでもございせん、今後この辺につきましては、また国会での御審議等も踏まえまして十分検討していくべき課題ではなからうか、こう思っております。

○多田省吾君 今、私の言つたのは、局長も御存じのように、四〇・〇〇％とするのはまだ決まっていなわけですね。昭和六十三年十一月以降別に定める日からということ、これを提言では遅くともその日からにせよ、そして銀行局長のおっしゃる通りに、その上にまたもう少し下げよとおっしゃっておられると思ふんです。ですから、これは前向きな提言だと私は思ひますけれども、その辺のことを考えてひとつお願いしたいと思ひます。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について若干質問したいと思ひます。

今回の税制改正は、減税に関する昨年の野党合意に基づいてなされたものでございしますが、提案理由の説明に「負担の軽減を図るため」とありますけれども、一方で物品税、酒税、法人税の増税がなされているわけですから、そういう

増税抱き合わせのものに對しまして麗々しく「負担の軽減を図るため」といふような提案理由の説明はおかしい、このように私は思ひます。明は明かして、このように私は思ひます。私には、中曽根総理の増税なき財政再建、あるいは選挙中の増税はしませんという公約、こういったことを考えますと、抱き合わせ増税がなければ、ある程度「負担の軽減を図るため」と、この説明なきでもよろしいかと思ひますが、増減税の抱き合わせの中での「負担の軽減を図るため」、これで本当に負担の軽減になっているのかどうか、大臣が答えたいだきかと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは所得税減税という立場から見ますと、それはそれなりに減税効果は所得税をお納めになっている方々にはひとしく及ぶわけでありまして、それによって消費がいきさかでも拡大するならば全体の経済に影響をもたらすわけでありまして、しかし一方、いわば物品税等のお言葉のとおり抱き合わせで増税をしたではないか。この問題は酒一つ例にとってみますと、個々の生活形態の中で皆、言ってみれば、それぞれに異なる影響を及ぼすわけでございますので、一概に定量的に判断することは難しい課題であります。ただ、この値上げしたものの等々のそれぞれの数値で家計に及ぼす影響等から考えますならば、まだ減税によって及ぼされる効果がおおきいといふことが一応私どもの資料としても出ておるところであります。

○多田省吾君 今回の給与所得控除の控除率適用対象収入範囲につきまして、給与収入が三百万円までの金額までしか拡大がなされなかつたわけでありまして、現行の体系から見ますと、給与収入六百万円までの金額を六百万円までの金額とすべきではなかつたのかと、このように思ひます。なぜならば、税負担の過重を訴える給与所得者への配慮という点から見ても、また中級所得者に対してのもつと配慮しなければならなといふ常言つていたことから考えましても、なぜこれがなされなかつたのか。

とで見合わせたのかと思ひますが、もし六百万円までの金額まで範囲を拡大したとしますと、さらにどのぐらいの減税幅になるのか、その規模をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 給与所得控除の問題でございしますが、これは先ほど来繰返し御説明申し上げておるわけでございますけれども、税制調査会の答申におきましても、現在の五段階の控除率の体系、これは家計調査等から見ると、比較いたしまして、現在マクロ的に大体給与収入の三割ぐらいを控除する水準にございまして、基本的にはこれをさらに拡充する必要はないので、調査会の答申の基本的な考え方でございます。

ただ、しかし、現在の枠組みがございましたのは四十九年でございますので、その後五十九年までの十年間経過しておるといふふうなことも考慮しつつ若干の調整を行うということ、結局たゞいま委員の御指摘になりましたように、給与収入三百万円以下のところの部分を約一割拡充する。同時に最低保障額を一割引き上げることが税制調査会での御結論であつたわけでございます。したがひまして、こういった考え方に沿ひまして現在御提案を申し上げておるわけでございます。

ただいま委員がおっしゃいました、仮にも一つ上のランクの六百万のところを一割広げたらどれぐらいの財源を必要とするかという御設問でございしますが、私どもこれを正確に計算はいたしておりませんが、少なくとも数百億円程度の財源は必要となるだろうといふふうな感じを持っております。

○委員長(伊江朝雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(伊江朝雄君) 速記を起して。

○多田省吾君 次に、税率の見直しについて伺いたいのでございします。

今度、所得税の税率構造について、最低税率を〇・五％引き上げて最高税率を五％引き下げるといふことについて多くの批判があるわけですが、そこで伺いたいのは、適用対象者の数について、課税所得金額五十万円以下、改正案による一〇・五％の税率のかかる方々が何人おられるのか、また七〇％の税率のかかる方々、八千万円を超える人が何人おられるのか、そのうち給与所得だけの方が何人おられるのか、その辺お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) まず、最低税率のところでございますけれども、御案内のとおり、所得税は超過累進構造でございますから、最低税率が適用されます今回の改正案によりまして所得五十万までのプラケットには、実は所得税の全納税人員が入ってくるわけでございます。したがひまして、五十九年度の私どもの見積もりでは、全納税者数約四千二百万人全員がこの一〇・五％のプラケットのところにお得を持っておるといふことになりました。

それから最高税率のところでございますが、これは所得の公示制度等から見まして、これはいわば推計になるわけでございますが、恐らく五十九年度においでおよそ五千人以上の人がこの対象になるだろうといふことでございます。

それから給与所得者でございますけれども、実は給与所得者については、一千万円超の人が確定申告をするということで一応の税務統計はとっておるわけでございますけれども、今おっしゃいました、その最高税率以上のところで給与所得者だけで幾らという数字は、実は、甚だとりにくいわけでございます。ただ、五十七年分の調査、税務統計から見まして、五千万円超で大体所得者の数が二万二千人、それから給与収入で五千万円を超える人の数が大体三千人弱と、大体こういふところから御判断を賜りたいと思ひます。

○多田省吾君 政府は、趣旨説明によりまして、最高税率の引き下げにより民間経済の活性化を図ることができるといふ、政府税調の中期答申というものを根拠にしておられるようでございますけれども、これまで最高税率の高さによって経済活

動が鈍化したり活性化を図ったりすることがあったのかどうか。この税率引き下げの根拠になるものですか。お伺いしておきたいんですが、これはどう考えておられますか。

○政府委員(梅澤節男君) 最高税率の引き下げ、これは昨年十一月の政府税調の答申でその方向が示唆されておりまして、今回の年度答申で具体的に現行の七・五%を五%引き下げるといふ御提案を申し上げておるわけでございます。

その背景にあります考え方を申し上げますと、現在の累進税率のブラケットのうち限界税率が六%以上のところ、所得で言いますと四千万超の部分、実は昭和四十五年からずっと据え置かれておるわけでございます。十四、五年据え置かれておる。その間の物価の上昇、単純な物価の上昇倍率を見ましても、二・数倍ぐらいになるといふことでございまして、そういったこと、もう一つは、我が国の所得税の現在の累進構造を見ますと、先進諸外国の中でも最低税率は一番低い。それから最高税率は、今や七・五%の最高税率を持つておる先進諸国の所得税制はないという事情もございまして、この急な累進構造を若干ならかなものにするべきであるというのが、昨年の秋の税調答申の基本的な考えの背景にあったものでございまして。

したがって、今回そういう事情も考慮いたしまして五%引き下げるといふことにいたしましたわけでございまして、税調答申にも「民間活力の維持」といふように書いてございまして、いずれにいたしましても、そういう最高税率の引き下げを通じて民間の活力がより発揮されるということに期待できるのではないかと考えてございまして。

○多田省吾君 私、せっかくの政府税調の中期答申にこんなことが出ておりますけれども、どうもこれは言い過ぎではないかと思ひます。今主税局長からのお話のように、今までも五千万円以上の所得のある方は二万二千人で、そのうち給与所得だけの人が三千人、そして八千万円を超える人

が約五千人以上だとしますと、給与所得だけの人は類推、推しはかたてはいいというところでございしますが、これは単純に七分の一なんというのとは違ひないかもしれませんけれども、この率でもし許されるならばせいぜい七百人程度だと、このようにも言えるわけで。

(委員長退席、理事岩崎純三君着席)

またそれ以下かもしれない。そういう高所得者の方々の税率を五%引き下げたからといって、民間経済の活性化を図ることができるといふような言い方はちよつとオーバーではないか、こういうふうに思うわけでございまして。

今回の税制改正は、年収六百万円から一千二百万程度の中堅所得者層への配慮を眼目にしたと常々大蔵省は言っておられたわけでございまして、今回の改正によつてこの中堅所得者層が他の階層に比べてどのように減税の恩恵が大きいのか、具体的に数値で御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の所得税の見直しに当たりまして、ただいま委員が御指摘になりましたように、中堅所得階層並びに多人数世帯の負担の軽減というのが眼目になっております。

多人数世帯の負担の軽減ということ、先ほどの御議論にもありましたけれども、そういった観点から基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三控除をそれぞれ一律に財源の許す範囲でかなり大きく引き上げるといふ手法によつてそれはかなえられ問題でございまして。同時にそれと組み合わせて税率構造を若干ならかにする。その場合に中堅所得階層のところの部分に十分配慮をするということでございます。

これはいろんなことから申し上げられるわけでございしますが、例えば所得に対する実効税率という観点から申し上げますと、所得が例えば一〇%ふえたときに、上積み実効税率がどれだけふえるかという負担の上昇のいわば弾性値でございまして、そういったもので分析をしてみますと、今回御提案申し上げておるものでは、大体所得七

百万ぐらいのところの負担の軽減の弾性値が一番高くなつておりまして、それを中心に若干下の方、上の方へその弾性値がなだらかになつていくといった傾向を示しております。そういった点がただいま御質問になりました点で私どもがお示しできる一つの数値的な例でございまして。

○多田省吾君 所得税の公示制度について伺つていきたいと思ひます。

今回所得税の公示制度、所得税法二百三十三条を見直しまして、今までは所得一千万円を超えていた方を公示していたわけでございまして、今度はその所得がなくて、納税額一千万円超の者を対象とすることが提案されているわけでございまして。税調の答申はなるほどあつたわけですが、その範囲は示してはなかつたわけでございます。今回はどうも自民党の税調の方々の意見によつてこつたと思ふんですけれども、今回の措置の根拠といふものをまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) この所得税の公示制度の問題でございまして、現行の所得公示制度は所得一千万円超の者が公示されるという制度になつておりまして、この一千万円というのは昭和四十六年からでございまして、それ以前は五百万でございまして、四十六年から見ますともう既に十二年たつておるわけでございまして、年々この公示の数がふえてまいりまして、税務署官署側の負担も非常に大きいということで、実はこの公示制度の見直しというのは、こつこつ、三年來各方面でいろいろ議論されたり懸案になつていふ問題であつたわけでございまして。

今回たまたま納税環境の整備ということも税制調査会で御議論いたしたときに、この公示制度というものを申告納税制度、申告所得税の制度の中でどのように評価するかということが改めて議論をされました。その議論の過程では、先ほど委員がおっしゃいましたようにさまざまな議論が出ておりまして、例えば現在の公示制度というのは、形骸化していわば興味本位になつておるから、こ

の際廃止すべきであるといふような意見もございしましたし、それから所得の公示ではなくてむしろ税額の公示に直すべきである、あるいは所得と税額双方を公示する制度にしてどうか。さまざまな議論が outcome して、結局、十一月の答申の段階では結論は出ていなかったわけでございまして、いづれにしても、現在の公示限度を引き上げるといふことは早急に行うべきであるといふことが税制調査会の御結論でございまして。

五十九年度の所得税の改正の提案を申し上げるに当たりまして、この点も一度私どもいろいろ各方面の意見も聞きながら議論をし、結局のところ、現在御提案申し上げておりますように、税額の公示に切りかえさせていただくことにしたのであります。

その基本的な考え方は、元來この所得公示制度は、所得を公示することによりまして第三者のチェックといひますか、そういう牽制効果によつて適正な申告水準の維持向上を図る、そういう間接的な効果をねらつておるわけでございまして。したがって、これを税額に切りかえまして、その大きな納税額の背後に当然所得が推認されるわけでございまして、第三者のチェック機能といひますか、牽制効果といふ意味では、所得公示と大体同じような効果が期待できるという面がございまして。

それからもう一つ、所得公示にない期待できる効果といたしましては、そういう高額納税者、今度には高額所得者じゃなくて高額納税者ということになると思ひますが、高額納税者の個々の方々の負担と国民的負担が自己の負担を考へることによつて、負担あるいは納税そのものに対していろいろ関心を深めるといふ、そういう機能を期待できるのではないかと。

それからもう一つは、今度は、納税をされて高額納税者として公示される方々にとっては、その意味でその分だけの国家に対する貢献度といひますか、そういったものをいわば顕彰するといふことやや大げさになりますが、そういった働きをする

ことによつて、高額の納税をしていただいている方の納税意欲にもよい影響を期待できるのではないかと。

そういった副次的な機能を期待できるというふうなこともございまして、今回従前の所得公示から納税額の公示制度に切りかえさせていただくというのを御提案申し上げておるわけでござい

○多田省吾君 昭和五十九年分の公示対象者はほぼどのぐらいでございましょう。

○政府委員(梅澤節男君) 昭和五十九年分の公示対象者は、これはもし現行の制度をそのままといたしますと、五十七年分で四十四万人でございまして、ほぼ毎年一割ずつふえておりますから、恐らく五十万人前後の数字になるだろうと思ひます。今回税額公示で一千万円以上の納税者を公示するとということになりますと、およそその数は七万人から八万人と見込まれるわけでござい

ちなみに、先ほど申し上げました四十六年に一千万円に切りかえたときの公示の数が約七万八千人でございまして、ほぼ五年なり数年おきに從來は公示限度額を見直してございまして、その都度、直前の限度額よりも二倍あるいは二・五倍ぐらいの幅でこれまで上げてきたわけでござい

とおおむね納税者の一％ないし二％ぐらいが公示されるという姿になるわけでござい

○多田省吾君 もしこの所得税法が通るとしますと、五月一日からたしか五月十五日までの間に公示すべしという法律になっておりますから、今度の公示は七万人ないし八万人に減るということになりますか。

○政府委員(梅澤節男君) 仰せのとおりでござい

○多田省吾君 これについていろいろ疑問がある

わけですね。今まで公示対象所得金額で、昭和三十一年分から二百万円以上、昭和三十八年分から五百万円以上、昭和四十五年分からは一千万円以上とやってきましたのに、突如として今度は、いろいろ今理由をおつけになりましたけれども、今度は所得税の金額でやるようになったということですね。それから昭和五十年分からは大体対象者がはば十八万人以上とか、あるいは二十万人、三十万人、四十万人と、その程度ですつとこの十年間ぐらひは公示されてきたわけですね。それが一挙に七万人ないし八万人に減るということ。

それから当然一千万円以上の所得税を払う方は、収入は二千五百万円程度以上ある方と思われ

また、所得税に切りかえたこの辺も納得が

今度はいくらでしよう、一千五百万円の所得の方

ば、それに合わせて千五百万円を超える方々のみを公示対象者にすべきであるとか、その辺の改正のやり方があつたんじゃないかなとも思ふんですけれども、もう一点その辺お聞きしたいと思ひ

○政府委員(梅澤節男君) 今回、所得公示から税

それをどの辺に設定するかということござい

それからもう一つ、これも先ほど申し上げた

そのほか、大抵同じ傾向をたどつてござい

そのうちと申しますと、先ほど申し上げましたよ

から見た場合に、公示される人の人数は、おおよ

ね從來と同じ水準といひますが、そういった規模で公示されると、そういうことを私ども目安にし

○多田省吾君 次に、今回の所得税法等の一部改

政府税調の考え方を基本とするものであらうと思

前々年分の事業所得等の金額が三百万円超の者

○政府委員(梅澤節男君) 記帳義務を制度化させ

は、税制調査会の中での議論は、一つは、現在、青

もそれに一定の課税上あるいは手続上の特典を与

えておるということでございます。したがいまし
て、今回お願いいたしますものは、青色申告の現
在の記帳水準よりもより簡易なものをお願いをす
るわけでございます。

それにしても、特典まで与えて制度化している
青色申告とのバランスから見ても、しかも青色申告
とこの制度は併存させるといのが税制調査会の
基本的な考え方でございますので、そういった点
から、いわかに直接的な制裁を導入することはい
かがかという議論で、いわば直接的な制裁措置は
制度化されなかったわけでございます。しかし、
記帳の義務が制度化されることになるわけでござ
いますから、いずれにいたしましても、例えば脱
税等の場合には加重税というような担保する制
度が既存の制度の中にもございます。

それから今回の制度自身は、その立証責任の転
換を図ったり、あるいは推計課税の現在の規定に
変更を加えるものではございませんけれども、記
帳の義務というものをより明確化することにより
まして、訴訟等に移りました場合に、誠実な記帳
をされない場合に結果的に不利になるといふう
なことも、当然想定されるわけでございまして、
そういった担保措置にいたすか、そういった効
果も期待できるのではないかと、税制調査会
の答申の基本的な考え方でございます。

○多田省吾君 この記帳義務の規定では、やむを
得ない理由で記帳できない者等については配慮さ
れておりませんで、このような制度が法制化され
ることによりまして、これを盾として税務行政面
で推計課税が強化されたり、徴税面での強化が行
われやすくなる懸念があると思っております。こ
の点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の制度は、先ほど
も申しましたように、青色申告よりもより簡易な
内容の記帳をお願いするということのほかに、た
だいまも委員が御指摘になりました、そういう記
帳能力といえますか、そういった点にも配意いた
しまして、特に零細な所得者の負担にならないよ
うにということで所得限度を設けておるわけでござ

います。一定の所得、三百万以上の所得のある
人をお願いをする。

で、この三百万円という限度は、現在の青色申
告の普及度合い等を見ますと、大体所得三百万
円以上のところではもう七割ぐらいの人が青色に
入っておるということでございまして、これぐら
いの規模でございますが、いろんな見方があるわ
けでございますが、事業の従業員の規模が、本人
を含めまして、大体三人とか四人といったぐら
いのところでございまして、したがって、これは
もちろん家族の人数が入るわけでございまして、
そういったところではおおむね簡易な記帳はお願い
してもいいのではないかと、三百万
円という目安を立てておるわけでございまして、
それからもう一つ、先ほど申し上げましたよ
うに、特段の罰則の規定はないわけでございまして、
それから今回の規定によりまして推計課税が強化
されるのではないかと、推計課税の現在の位置づ
け、これは今回の制度と推計課税の現在の位置づ
け、税制における位置づけの問題、位置づけとは
全然変更はないわけでございまして、これは判例に
も示されておりますように、記録もしくは記帳が
ない場合とか、記帳の内容が正確であるといつ
たような場合を除き、課税処分は実額課税でなけ
ればならないというの、これはもう判例の基本的
な考え方でございます。どうしてもそれ以外に
合理的な手段を課税庁が持たない場合に推計課税
が初めて許されるというのが、現在の推計課税の
法的な規定の基本的な考え方でございます。今
回の記帳義務が制度化されることによつてこの考
え方なり運用がいささかも変更があるものではな
いわけでございまして。

○多田省吾君 次に、今回のような記録及び記帳
に基づく申告制度が確立される場合には、中期答
申に次のように触れられておるわけでは、中期答
申には、今後の具体的な訴訟の展開において納税
者に立証を求める方向へ漸次進んでいくことが期
待できるのではないかと、こういうような言い方を
しているのではありませんか、これでは納税者の協力
を求める一方で、訴訟面で立証責任を納税者に強
く要求するということになるのではないかと、思わ
れますが、御所見を伺いたい。

○政府委員(梅澤節男君) この立証責任の転換の
問題は、税制調査会の御答申をおまとめになるま
で非常に議論されたところでございまして、
(理事岩崎純三君退席、委員長着席)
諸外国の調査にも行っていたわけでござい
ますけれども、諸外国の法制を見ますと、いろ
んな形がございまして、我が国の現在の
判例におきまして原則として、原則として申しま
すか、租税の税務訴訟に当たりましては、立証責
任は課税庁側にあるというふうな制度なり運用が
行われている国は余りないようございまして、
一定の場合に課税庁と納税者の間に立証責任の配
分が行われておるとか、原則として例えば納税者
の方に立証責任ありとされているような例が多い
わけでございまして。

ただ、この点につきましては、我が国は財政裁
判所とか、租税裁判所といったような司法制度も
持ちません。税務訴訟といえども一般の行政訴訟
と同じでございますので、税制調査会の中の専
門家の御議論、これは特別の部会をつくりまして
専門家にも参加していただいて御議論を願ったわ
けでございます。その議論の過程では、税法だけ
で一方的にそういう立証責任の転換を図るとい
うことを今結論づけるのはいささか問題である、し
たがって、この点については学説なり判例の今後
の展開をまわつて、将来の問題として対処すべきで
あるというところで、この立証責任の転換の問題
については、今回の制度改正に当たっては税法の
みでそれを規定するということは回避するとい
うことでございまして。今委員がおっしゃいました
のは、そういった議論を背景に置いていただきま
す。ただ、将来の問題として、そういった方への
発展を税制調査会の議論の過程では期待されてお
るというのがこの答申に出ておる考え方ござい
ます。

○多田省吾君 また、中期答申では、課税処分取
り消し訴訟においては、訴えを提起した者が税務
署に対して立証が求められたような場合は、民事訴
訟法百三十九条の規定を適用すると述べておりま
すけれども、今回の措置で課税処分取り消し訴訟
への悪影響がないと言えらるのかどうか伺いま
す。

○政府委員(梅澤節男君) 現在、国税通則法の百
十六条で証拠提出の順序の規定があるわけでござ
います。裁判所は、課税庁側だけで申しますと、
課税庁の主張を合理的に認めたときは、その訴え
を提起した者がまず証拠の提出をし、その後
に相手方当事者が証拠の提出をするものとす
るという規定があるわけでございまして、税制調査会
の議論の中では、この制度が実は現在ほとんど活
用されていないということでございまして。本来、
この制度ができたのは、二十五年のシャウプ
勧告に基づいてものと所得税法にこの規定が盛り
られ、それが国税通則法ができたときにこの条
文に移しかえられたわけでございまして。この条文
自身はその立証責任の問題ではございまして、
いわば訴訟指揮に関する規定であるわけでござい
ます。

そこで、今回の規定の整備を図るという観点
から、一つは、現在では抗告訴訟全般の問題にし
ておるわけでございましてけれども、今回は課税処
分の取り消しにその事柄を限定いたしますと同時に、
従来でございまして、裁判官が課税庁の主張
を合理的に認めたときにそういう証拠の提出を
させると、こういうことでございまして、実際に
は課税庁の申し出だけではそういう合理的という
判断をなかなか裁判官がしにくいというふうなこ
ともあって、この制度が余り活用されてなかつた
という点もございまして、今回はむしろ「訴え
を提起した者」、つまり納税者、原告が「必要経費
又は損金の額の存在その他これに類する自己に有
利な事実につき課税処分を基礎とした事実と異
なる旨を主張しようとするときは」ということで、
そういうふうな事項を限定したということでござ
います。しかも、この点につきましては、「その責め

に帰することのできない理由により、遅滞なく申し出をできなかったときは「この限りではない」と。

これらいずれも訴訟の段階で裁判官が判断されるということになるわけでございませうけれども、いずれにいたしましても、このことによりまして、むしろ原告側と被告側である課税庁の間の実質的な対等関係というものにむしろ近づける、かたがた訴訟経済にも資するということとでございまして、このこと自身で立証責任の転換が図られるといった趣旨のものではないわけでございませう。

○多田省吾君 大臣にお伺いしますけれども、記帳義務、それから総収入金額報告書の法制化、これは大型間接税あるいは仮称一般消費税導入の布石ではないかという議論もあるわけでございませうが、否定できないと思います。この点でもう一回、大蔵大臣はそうじゃないと言えぬのかどうかお伺いしたい。

○国務大臣(竹下登君) この記帳義務の問題は、全く今おっしゃったような御指摘の考え方はございませぬ。本来、青色申告をお勧めしてきておるわけでございまして、近時、実際問題として五二%ぐらいでございませうか。しかし、より好ましいことは、白色の人も将来青色へ移行していただきたい。したがって、白色の方に今度は簡易な記帳義務、しかも三百万円とかいうようなものを決めましてお願いして、いわゆる納税環境としての整備を行って、それが一つのきっかけとなって将来青色の方へ入っていただく方向へある種の誘導的作用が起ったとすれば、非常に好ましいというふうに考えております。

○多田省吾君 大臣にもう一点、利子配当所得課税制度の見直しについてお伺いします。

この前グリーンカード制が凍結されたことに対しては、大変我々も遺憾に思っているわけでございませうが、政府税調ではことしの夏ごろをめどにこの問題で検討を行うとおっしゃっております。見直し案として考えられるのは五つぐらいあるかと思ひます。一つはマル優の限度額管理の強化、

二つにはマル優適用者の所得制限、三つには源泉徴収による課税と非課税分の還付、四つにはグリーンカード制を凍結の後に必ず実施する、五つにはマル優を廃止する。こういうような案が五つほど考えられると思ひますけれども、大蔵大臣はそれぞれについてどのような評価をされるのか、それぞれの案についての具体的な考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これはいずれも重要な御指摘でございまして、限度管理問題というのは、元来きちんとやるべき問題でございませう。そしてまた所得制限の問題ということになりますと、一方いわれる総合課税の問題との関係もできてまいりますので、直ちに所得制限という角度からの議論というものはどうなるものかと思ひます。それからいわれる還付制度というの、たびたび本院でも御議論をいただいておりますが、非常にそれなりに関心の強い一つの方向ではないかというふうにも考えております。それから、そのまま凍結されたものが解除されていくかどうかということも、あり得る可能性の一つではございませうが、現在恐らくはそういう考えの方は少数意見になつておるではなからうかというふうにも考えます。マル優の廃止問題というの議論としては存在いたしますが、これもいわれる貯蓄奨励の意味をもつて今日まで行ってきたということに対する大きなある種の政策転換でございませうので、それなりに議論の多い問題であらうと思ひます。

いずれにいたしましても、それぞれの御議論が本委員会等で行われ、ことしの夏ごろでないか、グリーンカードの凍結の問題とのタイミングの問題でございませうので、適正な判断がなされていくであらうということをお願いして、我々も正確に資料の提供をいたしまして、本院における議論等を取り次いだりしながら、これに対して御審議の協力をさせていただき、こういうことではなからうかと思ひます。

○多田省吾君 グリーンカード制は一度法制化されたものでもございませうし、それにかわるべき代

案というものは政府与党としてはつきりすべきである、私はこのように強く要求しておきます。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案で二、三質問したいと思ひます。

今回の法人税の税率引き上げによる増税は、中曾根総理のおっしゃる増税しない、増税なき財政再建とか、こういう公約にも反するものでもあり、特に中小企業の増税は大変遺憾である、このように思ひかけてございませう。法人税増税は、法人の設備投資意欲を減少させることは明らかでございませうし、景気回復に水を差す形になつております。特に内需への依存度が高い中小企業にとつては、まことにこのたびの増税は厳しいものでありまして、我々は強く撤回を求めているわけでございませう。

それで、今回の二年間の時限立法と申しますけれども、二年後はもとに戻すというお考えなのか、二年後は絶対に本法にしないと言言できるのか、この辺お伺いしておきたい。

○国務大臣(竹下登君) 今度租特の方で二年間ということでお願いをしておるわけであります。従来ともそうした問題を二年間というところで租特でお願いをしたケースはございませう。結局、それがケースとしてはそのままに返る場合と、それからもう一つは単純にまた延長される場合と、そしてもう一つは本則の中へ入る場合とあらうと思ひます。この問題につきましましては、これからの経済財政事情を見ながらその時点で判断すべき課題で、今のところ予見を持っております。

○多田省吾君 私は、法人に税負担を求めるにしましても、不公平税制の是正という観点から、大企業ほど利用率が高く、実態的には雇用のためめといふがたいいわゆる退職給付引当金の圧縮、そういった方法を優先させるべきではなかつたかと思ひますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) この退職の問題というのは、私がこの前五十五年のときにやらしていただきました。しかし、その後の税制の答申等におき

まして、なお雇用の実態、いわゆる一つの企業に長らくみんなが居るような実態が変化してきておりますので、なおこれは見直すべきであるという御意見をちょうだいしておりますので、この点は引き続き検討していく課題だというふうな理解をしております。

○多田省吾君 それでは最後に、法人税法の一部を改正する法律案について一点だけ大臣に御質問したいと思ひます。

この延納制度を廃止する点について、財源難からある程度やむを得ない点もあると思ひますけれども、これを廃止するにしましても、企業経営に配慮をいたしまして、激変を避けて何らかの緩和策を講ずべきではないかと、このように思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 現在御提案申し上げております法人税法の一部改正案の中で延納制度の廃止をお願いしておるわけでございませう。

延納制度は、昭和二十六年当時の企業の資金繰りが非常に苦しい時代、滞納が頻発するという状況でございまして、そういった状況を背景に実は生まれた制度でございませう。ところが、その後今日まで状況は非常に変わつてきております。それともう一つは、諸外国の法人税の制度を見ましても、このように法人側の事情のいかんにかかわらずいふば延納が自動的に認められる、もちろん利子税は負担していただくわけでございませうが、そういった制度はないわけでございませう。したがって、非常に財政事情も困難ということとで、増税ではないわけでございませうけれども、年度の増取措置の一環としてこの制度を整理させていただくというのが、今回御提案申し上げている考え方でございませう。

委員も御指摘のように、もちろん個々の納税者である法人の状況というものも十分勘案されなければならぬことは当然でございませうが、現在そういった一定の場合、非常に納付の困難なような状況の場合に、納税猶予の制度とか、あるいは納付委託といったような制度は現在でも制度化され

ておりますので、どうしても納税の困難な方はそういう制度を活用願うということになろうかと思ひます。

○近藤忠孝君 今、本委員会に、どれ一つとてもおろそかにできない重要法案が係属しております、その一つ一つに多くの質疑時間を必要とすると思ひます。私は、諸般の状況をかんがみまして、直接税の二つ一部に関する質疑から入ります。

そこで、委員長に要望申し上げますけれども、今後十分な質疑時間を保証していただきたいという事を要望申し上げますが、いかがですか。

○委員長(伊江朝雄君) 理事会でよく検討してまいりましょう。

○近藤忠孝君 ます、先ほど来問題になっております所得税法等の改正案、ここに大変異質なものと一緒にたになっておるといふことは先ほど指摘のとおりだと思ひます。

そこでお伺いしますけれども、減税あるいは税率など、そのときどきの政策や状況によって変化することは予想されておりますね。しかし片や、申告納税制度の基本に関する問題、あるいは訴訟に関する問題、これは全く異質だと思ひます。私たちが減税あるいは税率等につきまして日切れる要素があるといふことは認めますが、しかし記帳義務やあるいは国税通則法百十六条の改正、これが日切れるものなんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 今回所得税法等の一部を改正する法律案ということで、先ほど来御議論がございます。昭和四十九年以來の所得税の負担の適正化を図るための見直しと、適正、公平な所得税の課税を実現するための納税環境の整備の問題、それから所得税の負担軽減のための基本的な見直しのこの時期をとらえまして、災害減免法を事態に即して改正させていただく。これらはいずれも昭和五十年代に入りまして累次にわたります。税制調査会での所得課税の問題が議論されております。特にその場合に、給与所得者と事業所得者との間のわたかまりを解消するというのが、基幹税である所得税の税制にとって緊要の課題で

あるといふことで、この負担の問題と公平の問題というのは密接な関連のもとで議論をされてまいった経緯がございます。そういう背景も踏まえて、今回の所得税の十年ぶりの基本的な見直しを行うための提案でございまして、この所得税法等の一部を改正する法律案といふことで、一本の法律案として密接な関係にあるものとして御提案申し上げておるわけでございまして。

国税通則法の問題は、その納税環境整備の関連で、税制調査会の答申においては、申告納税制度の見直しと不可分のものとしてこの問題が答申を受けてまいりましたので、私どもはこれも不可分のものとして、この国税通則法の一部改正の部分もこの一本の法律のもとに御提案申し上げておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 税調の答申を受けて大蔵省が一体不可分のものであるという、こういう解釈をされている。我々はそうは思わないんです。全く性格の違うものだ。これはまさに申告納税制度の根本にかかわる問題ですから、これはその是非については十分な議論をしなきゃいかぬと思ひます。ね。そこはまさに両方の意見が対立するところなんです。

問題は日切れるんですよ。我々もこれが十分な時間がこれから会期末までに保障されれば、こういうことは特に申しません。しかし、もうあした、あさつての話でしよう。だから、聞いたのは日切れかどうかといふことなんです。どうですか、申告納税制度と国税通則法百十六条。

○政府委員(梅澤節男君) 日切れという意味をどういうふうに理解するかということにございまして、けれども、今回御提案申し上げておりますのは、そういう所得税法の基本的な見直しと密接不可分の関係を持つものとして、国税通則法の問題もこの法律でもって提案をさせていただいておるわけでございまして。一般論といたしまして、毎年私ども税法を提出させていただいておるわけでございましてけれども、全体として日切れといふふうに規定される法案の場合にも、個々の条文にとつて

はいろいろなそういったものでない場合もあるわけにございまして、私ども、部分的にこの部分の日切れであるかないかという議論は、今までも余りさせていただいておりませんし、今回の場合もそういった議論に行政庁としていろいろ申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 だって、あなたの方で提案したんじゃないんですか。一緒に提案しておいて、そのことについて日切れかどうか聞いたら答弁しない。大臣、全然これは不誠実ですよ。

大臣に改めてお伺いしますけれども、一つは、先ほど来説明のとおり、明らかにこれは訴訟指揮に関する問題、そして裁判官の判断を拘束するんです。ですから、昨日も日弁連の樋口事務総長が来まして、行政と司法の間には一線を画すべきだ、そしてこの場合に立法当事者、まさに税務署が立法当事者ですが、それに対するのが納税者、そしてその代理人である弁護士、その弁護士の会である日弁連、何の一つの事前の意見聴取はなかったといふんですからね。その弁護士の総意として、これは司法の根幹にかかわる問題だ、こういうものをこういう日切れといふことでわざうな時間を通しちゃうことは、これはもう大変に遺憾だといふことで、昨日も大変その点を強調しておつたんです。公の機関がそう言っているんです。それについて大臣はどうお答えになりますか。

○政府委員(梅澤節男君) ます、日切れであるかないかという点でございまして、私先ほど申し上げましたように、条文の部分的にそれが日切れであるかどうかという議論が、果たしてそういう議論が成り立つのかどうかという疑問を私どもは持つておるわけでございまして。そのことをまず申し上げさせていただきます。

それから国税通則法の百十六条の改正自身は訴訟指揮に関する部分でございまして、訴訟法規の一部であることは御指摘のとおりでございまして。私どもこの案を税制調査会でまとめていただくに当たりますのは、通常の検討手続の前の段階と

いたしました特別部会を設定していただきました。ここに学者、それから法律の実務家等もお集まり願ひまして、十分議論をいただき、そこで専門的な見地からの御結論を賜り、さらに税制調査会の答申もいただいたわけでございまして、立案の過程におきましては、もちろんこれは単なる税法の問題ではございませんので、訴訟法規を管轄いたします法務省当局とも十分連絡をとりながら、政府の意思としてこの案を最終的におまとめ願つたものでございまして。

○近藤忠孝君 こういう子供だましな答弁を委員会として認めるんでしょうか。だれだって日切れといふのはみんなわかるんですよ。当委員会でも毎年、私たちは反対だけれども、関税、これは明らかに日切れといふことで、反対だけれども、早い時期に協力しておるんです。それから日切れの強いもの、弱いもの、これもみんな振り分けようじゃないか、こういう話も理事会で出ておるんです。今のほうはもう明らかに全く性格が違うんです。司法制度の問題ですよ。日弁連の代表はつきり言っているんですからね。こういう子供だましの答弁を委員会としてこれはそのまま認めるんですか。それはむしろ理事会で協議いただきたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 日弁連の意見を聞く必要があるかないかという問題が従前からあることは、私どもも承知いたしておりますけれども、この点については、むしろ法務省御当局からの御見解を申し上げるのがあるいは適切であろうかと存じますけれども、先ほど来申し上げておりますように、私どもはこの法案の性格をよく考えまして、法務省当局等とも十分連絡の上、今回の案をまとめさせていただいたわけでございまして。

(近藤忠孝君「そんなこと聞いているんじゃないんですよ」と呼ぶ)

○委員長(伊江朝雄君) 近藤君、発言を求めてください。

○近藤忠孝君 そんなこと聞いているんじゃないんですよ。私は日切れの解釈についてなんです。

答弁をされておったのと違いますか。

○政府委員(梅澤節男君) これは正確にこういうふうにして申し上げるわけでございます。申告納税制度の理念というものは、先ほど申し上げておられるとおりでございます。納税者がみずから税額を算定する、自主的に納付するというのが申告納税制度でございます。

具体的には、今回提案申し上げております三十一條の二の第一項、記帳義務、これは申告納税制度に内在する理念に沿って、しかし新しく創設的な規定として、義務規定として設けさせていただくというふうにして申し上げております。それから第三項の記帳、帳簿記録の一般的な保存、これは記帳申告納税制度に内在する考え方を制度的に確認する規定であると、こういうふうに分けて御説明を申し上げておるところでございます。

○近藤忠孝君 今回の法案が法律上は義務の創設だということはまさにそのとおりで、だからこそ租税法律主義だと思ふんですね。

そこで、権利義務というのはこれはすべて法的なものであって、法的以外の権利義務というのは存在しないかと思ふんですね。私は内在するものというところが大変気にかかるんです。これは法的なものじゃないんでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 法的という意味をどういうふうに理解するかということでございますけれども、権利義務が実定法上で確定されたものが権利義務ということ、仰せのとおりでございますけれども、そういう実定法的な権利義務が設定される場合にある背後の理念と申しますか、それはあらゆる法が持つておられるわけでございます。制度が持つておられるわけでございます。そういう意味で内在する理念と申し上げておられるわけでございます。

○近藤忠孝君 ですから、それは義務というほどのものでないで、要するに記帳した方が望ましいと。当然記帳しなきゃいかぬというものでこれは法的な義務になつてくるんだと思ふんですね。その辺どうなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) そういった理念に基づきまして義務として実定法上今回提案申し上げておられるのが三十一條の二の第一項でございます。

○近藤忠孝君 ですから、私は、内在する理念とか何かいろいろ言つておるんだけれども、それは必ずしも当然に納税者に要求できるものではない。要求できるものならこれは法的なものなんです。あくまでも今回の法律によつてこれを法的な義務に初めてしたわけですね。そうでなければ義務というのは当然出てこないものだと思うんですね。そういうことを申し上げたいと思ふんです。

そこで、今度は権利能力なき社団の記帳義務化の問題、これが法人税法で今回義務づけられるわけですね。この権利能力なき社団の収益事業の問題については、既に通達でなされておまして、その通達に基づいていろいろな措置がなされております。現に「事業内容及び給与の支払い状況についてのお尋ね」という文書が出て、各団体の定款、規約、事業報告書、収支決算書などの提出を求めておつて、これは税務行政の枠を超えるものだという指摘が既にされておられるわけでありまして。

この通達改定によつて、権利能力なき社団の収益事業の範囲、これがだんだん拡大解釈されて、例えば労働組合の本体に介入するようなものになりかねないかと思ふんですね。そこに加えて、今回そこへの記帳義務ということ、新たなならに負担、また介入、これを労働組合あるいは宗教団体、PTAその他のごくその辺に自発的に出てくる各社団、それにこれを求めることになりやしないかというぐあいと思ふんです。

そこで、これは一般の所得税の場合も、例えば建設労働者あるいは零細業者はなかなか記帳がむずかしい。それを義務化したら大変なことになるということ、それはもう既に指摘されておられます。しかし、みんなそれぞれ努力はしておるわけですね。例えばここに全国建設労働組合連合「所得計算書(大工用)」ということで、ちゃんと記帳をこれによつてやりなさいということで大変懇切丁寧な指

導をしておる。私はこれが実態だと思ふんですね。ただ、これを義務化すると大変な推計課税につながる、これを義務化することなんです。そのことはまた次回に質問します。

問題は、権利能力なき社団にこれを義務化した場合捕捉可能なのか。大体権利能力なき社団というのは無数にあるわけですよ。それがあつた日突然収益事業をやつたということ、記帳がないじゃないかということになると大変なんです。そういう意味では、大蔵省は、大体どの程度のこういう権利能力なき社団があり、どんな収益事業をやつておるのか、この辺の捕捉が可能なんじゃないか。

○政府委員(渡辺幸則君) 御質問の中身にいろいろなものが入つておつたと思ふわけでございますが、まず第一に、最初に収益事業に關します通達の件でございます。これは恐らくは五十五年度に改正をいたしました点についての御質問だと思ふわけでございますが、これは五十四年の夏以来、いろいろな法人税関係の通達の整備をいたしておりました。その総点検作業と申しますか、その一環として行つたものでございます。もとより通達でございますから、法律に定められた枠を出しまして執行の方で課税を強化するとか、そういうことはございません。ただ、今までの収益事業の課税は非常に複雑でございまして、執行の第一線におきましても、ややもすれば混乱をするという事態がございましたので、この際それを整備しておこうという趣旨に基づいて出たものでござい

ます。権利能力なき社団につきましては、御承知のとおり、三十二年の収益事業が法人税法及びその政令において定められておられるわけでございますが、そういうものを営みます場合には課税をするということでございます。そういうことを基本的に確認した通達でございます。私どもの意図をいたしましては、いささかも法律及び政令の趣旨を変えんというところは考えておらないわけでござい

ます。それからこの通達改正によりまして、収益事業の課税というものがきちんとしておられるかというお尋ねでございますが、これは大変むずかしい問題でございます。ただいまちょっと数の統計は私持つておりませんが、権利能力なき社団は相当の数に達しております。その中身も、あるいは労働組合でありますとか、あるいは後援会とか、そういう団体でございますとか、雑多なものが非常にたくさんあるわけでございます。これにつきましては、私どもは他の法人と同様に、申告漏れのあるという場合につきまして調査を実施いたしておるわけでございます。

また、源泉所得税がとかく問題になるわけでござい

ます。これは収益事業におきまして、とかく支払い給与とか、そういうたものにつきましての解釈の問題もござい

ます。脱漏といった問題があるわけでござい

ます。そういう点から、源泉所得税につきま

しての調査も鋭意行つておるわけでござい

ます。最後に、権利能力なき社団の事業の本体と収益事業の関係でござい

れが一つ。そして、そうでないとすると、どうしてもある一定の団体、ある特定の団体、あるいはある傾向を持つ団体、端的に言いますと、税務署に協力するような団体は大体余り対象にしないですね。税務署に対して、税務署はちゃんと申告納税制度の趣旨に従って調査をせよ、こんなことを言う団体に対しては特別にふだんの収益事業を調べ、こんな恣意的なことに使われやしないかという心配が出てくるんですが、その点どうですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 御指摘でございますが、確かに人格なきあるいは権利能力なき社団というのは非常にたくさん雑多なものがございまして、私も執行上これを把握するのに困難を感じているのは事実でございます。これに対処します最もいい方法は、何といひましても、各方面からいろいろな資料を集めまして、その資料に基づきましてかかる社団を把握いたしまして、それに課税をするということでございます。課税をいたします場合も、おのずから私どもも事務能力に範囲がございまして、その範囲内でやらせていただくということでございます。

ただ、今御指摘がありましたように、特定の団体でありますとか、特定の社団でありますとか、そういうものを私ども意識して調査をやるということはいまだしておられないわけでございます。私どもはあくまでも適正な申告ということをねらっておるわけでございまして、申告漏れがあるということであれば、どのような社団、どのような個人でありますとして、課税をするというのが建前でございまして、そういうことでございまして、特定の団体とか、その性格に着目して課税をするということとはしないわけでございます。ただし、納税に關しまして申告漏れがあるといった場合は、これは調査をさせていただかざるを得ないということでございます。

○近藤忠孝君 これはまさに国民の自発的な行動の結果の結社ですから、私はまさに無数にあると思うんです。そのうち税務署として調査の対象にしなければいかぬものが出てくると思うんです。となると、小さくたった社団性を備えたものが幾らでもあるんですからね。そうすると一定の規模によつて記帳義務など要求しない、あるいは課税を求めないというような基準があるのかどうか、これが一つ。

それからもう一つ、実能力的に記帳できない団体もたくさん出てくると思うんです。記帳しない場合にはこれは一体どうなるのか、どういう扱いになるのかということが次の問題。

それからこれは資料要求ですが、法人税法百五十条の二に「大蔵省令で定めるところにより」、あるいは「大蔵省令で定める簡易な方法により」云々ということ、この記帳の要件が決められることになっていきます。同様の規定は所得税法の一部を改正する法律案のうちの百二十条四項、二百三十一條の二、二百三十一條の三、それぞれのおるわけですが、このことによつて実質的にどの程度の記帳が要求されるのか、どういう要件が決まるのかということ、それが本当に過酷な記帳になるのかどうかという基準になるのか、この点についてひとつお答えいただきたい。今もしすぐお答えできなければその資料を早急に出していただきたい。

○政府委員(梅澤節男君) まず人格なき社団の記帳義務の問題でございますが、これは法人税法によりまして、収益事業を営む部分については普通の法人と同じく当然法人税の納税義務があるわけでございまして、申告納税の義務を負っているわけでございまして、申告納税の義務を負っている個人におきます事業所得と同じように申告納税義務を負つておるわけでございまして、当然記帳をお願いするというのが今回の考え方でございます。したがって、一定の基準を設けて、人格なき社団について、記帳義務のある団体とそうでない団体を区分するという考えは持つておりません。

それから省令の問題でございます。二百三十一條の二の帳簿記録の具体的な内容、これが一番問題であらうかと思いますが、現在私どもが考えておりますのは、この条文にございまして、今回の記帳の内容は「総収入金額及び必要経費に關する事項」でございまして、これはもつと端的に言いますと損益取引でございます。資産・負債取引は入らないというところは法律でまづはつきりさしていただいております。そういう事項について「大蔵省令で定める簡易な方法」ということでございまして、これは現在青色申告につきましても簡易簿記の制度がございしますが、それよりも、まず資産・負債取引が含まれないということ、まず取引の範囲が非常に簡易になっておるということでございまして。

それから記載事項でございますが、これは個々に省令で定めるわけでございますが、ただいま私どもが考えております考え方は、例えば売り上げでございまして、売り上げにつきますれば、基本は取引の年月日、売上先その他の相手方及び金額並びに日々の売り上げの合計額というものを記載していただくわけでございまして、簡易な記載方法というものを例外的に設けるということを考えておりまして、例えば保存している納品書控え、請求書控え等により、その内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載することとができるというたような制度とか、掛けの売り上げの取引で納品書控え、請求書控え等のあるものは、日々の記載を省略し現実に代金を受け取ったときに記載することができるといった記載方法とか、ただいまは売り上げの例でございしますが、それぞれ仕入れに關する問題につきましても、それぞれ事項別に基本的な記載事項と簡易な記載事項というものを省令で具体的に定めるといふふうな考えでおるわけでございます。

それから、ただいまは所得税法と二百三十一條の二の省令でございしますが、法人につきましても、現在も資産・負債取引、損益取引両方を記載していたことにいたしております。したがって、そこは所得税の場合と法人税の場合は、若干記載内容を異にする場合が起こつてまいります。

○近藤忠孝君 時間が来ましたので終わります。この後また続いて次回に質問させていただきます。

○委員長(伊江朝雄君) 今の政府委員の答弁で、資料要求はよろしいですか。

○近藤忠孝君 いいです。

○栗林卓司君 所得税、とりわけ源泉所得税に対する国民の重視感というのを頭に置きながら、政府の考え方を伺いたいと思います。

ちよつと冒頭わき道にそれるようですが、これも、学校の成績査定で、五、四、三、二、一と成績をつけるのは御存じと思うんですが、これは全国どうかは知りませんが、神奈川県の場合で言いますと、中学校と高校で違ひまして、実はこの間私聞いて、ああそうかと思つたんですが、絶対評価と絶対評価と二つあるんですよ。中学校は大体絶対評価、高校になりまして絶対評価。どう違うのかといひますと、五十人のクラスがありまして、五は一分、四は二分、三は三分、まあ何割かというものは私の推定ですが、そう決ままして、どんなに成績のいい子がいても上位一割の分しか五とはつけない、そして四、三、二、一、これが絶対評価といふんだそうです。高校になりますと、これは絶対評価でして、ある点数以上だったら間違ひなく五だ、あるいは四だ、三だ、というつけ方をするんだそうです。極論しますと、クラスの全員が成績五ということがあつたておかしくないのが絶対評価であります。周りを見ながら大体の割合で五が何名、四が何名と決めるのが絶対評価なんです。

これと源泉所得税の税制を見比べるわけではありませぬけれども、大体今の源泉所得税というのは諸控除と累進税率の組み合わせでございまして、したがって、これを見ると、実効税率の形に一逼直して見ていくしかない。累進税率の機能というのは所得の再配分機能等々が挙げられるわけですから、どつちかといふと、さっきの私申し上げた絶対評価、大体全体の中でわきを見ながらどの程度の所得の人たちには何%、このぐらい

だった何%、いわば周りをみた決め方というの
が一つは動いている。そうはいくもの応能負担
という思想もありますから、周りをしているだけ
じやなくて、ある水準の人に負担を求めている。こ
いわけが組み合った、周りを互に相互関係で
自分がどのぐらいの所得水準なんだろうという面
と所得の絶対水準と両方見ながら大体源泉所得税
の控除並びに税率は決まってくる、そう考えて間
違いないと思うんです。

この点で私、議論しようというのじやなくて、
問題はオイルショックのときなんです。物価と賃
金が大大幅に動きました。幸いにして、この変動
というのは大ざっぱに申し上げて、一過性の現象
でおさまったんだけれども、問題は、この変動が
実効税率の面でどういう変化をもたらしたんだろ
うか。平たく申し上げますと、オイルショックで
どういふことになったかといふと、賃金は大体
大ざっぱに言つて倍になりました。倍になった
んだけれども物価の方も倍になった。というこ
は、賃金は倍になったけれども使ひで考えた
ても、実質生活水準を考えたも、とてもそれは倍
になったとは言えない。ごく大ざっぱに言つて生
活水準は前と同じだ、名目所得の方は倍になった、
こういう変化です。そのときに所得税の税率
構造を変えなくて済むんだらうか。私は国民はこ
う思うと思うんです。

なるほど、大幅な物価水準の変動が賃金水準の
変動を呼び起こした。一方、国の予算を考えます
と、歳出を考えると、当然物価が上がっているわ
けだから、それは前よりも税額を多く納めてくれ
なければ困る。それは国民の側が納得する。とは
いうものの、周りをしながら大体自分はこのぐら
いの所得水準だ、したがって賃金上がる前に仮
に実効税率が一〇%だったとしたら、オイル
ショックの結果、物価が上がれば、賃金も上がつて
も、実効税率は前と同じでいいじゃないか、名目
賃金が上がった分だけ税額はたくさん納めましよ
う。それが国民の素朴な受け取り方だと思つて
すが、いかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま栗林委員が御
指摘になりました実効税率、特に所得税の場合、
納税人員の九割以上は給与所得者でございませ
う、そういう源泉徴収を受けている納税義務者の
負担感、これを一番検討の中心に置いて所得税の
負担の議論をしななければならないというこは、
御指摘のとおりでございませう。

オイルショックを契機にいたしまして、契機と
いいますか、引き金になりました名目賃金の上昇、
そういったことを背景にいたしまして、四十九年
に大きな減税が行われたわけでございませうが、そ
のときの財源の配分を見ますと、当時は一兆七
千億円の減税規模でございましてけれども、この
うち人的控除で約五千億、給与所得控除で約九千
億、税率構造の手直し。当時の税率構造の手直
しを見ますと、限界税率で五五%のところまでブ
ラケットを調整いたしております。そういった配
慮もありまして、四十九年度の減税というものは
行われたわけでございませう。

いづれにいたしましても、人的控除を含めま
す所得控除と税率構造の組み合わせ、究極的には実
効税率、実効税率というものを眼目に置いてい
ろいろ議論をする必要があるというこは、御指
摘のとおりだと思ひます。

○栗林卓司君 いや、今私が非常に素朴な質問で
申し上げたのは、確かにそれをお考えになつて今
回減税を御提案になつたと思ひます。だけれど、
これで十分なんだろうかというのが質問の主眼な
んです。財源問題はしばらくおきます。

で、私は相対評価と申し上げただけでも、
とにかくオイルショックの結果、物価も上がりや
賃金も上がつちやうした。しかし、それは金の使
いが減つただけであつて、生活水準の方はほとん
ど変化がない。正確に言いますと、四十九年から
比べますと約一割上がったか上がらないか。名目
はどうかといふと、昭和四十九年ですと、年
収百万から二百万の層が何と四五・八%、もう半
分の層が百万から二百万の間にひしめいていた。
これが五十七年になりますとどうかといひます

と、大体百万から二百万ではなくて、二百万から
三百萬、三百万から四百萬、四百萬から五百萬、五
百万以上と非常に散らかりながら分布がふえてく
るわけですね。そのときに国民はどう思ふか。なる
ほど、名目賃金も上がつたんだから従来の実効税
率で負担するのはよくわかる。ところが生活水準
は上がつていない。これは物価上昇のはね返りを
受けて上がつちやうしただけだ。そうなつたら、実
効税率は前と同じなんではしうねという感想を持
つと思ひますし、私もそれは正しいんではなから
うかという質問なんです。

○政府委員(梅澤節男君) それは一つの見解であ
らうと思ひます。それを非常に徹底して行つとす
れば、よく言われるパーフェクトなインデクセー
ションというこにならうかと思ひます。控除、
税率のブラケットを含めまして。

この点についてはいろいろ議論があるわけでござ
いませうが、私どもの今回提案申し上げておりま
す考え方を一、二申し上げますと――その前に、
先ほど委員は財源の制約があるというこをおつ
しやつていただきました。私もそのこを承知して
は、もちろん財源なり財政事情が許せば、いろん
な改正の組み合わせというこは考え得るわけで
ございませうが、現在の平年度所得税、住民税、一兆
円という規模を想定しました中で考えましたの
は、税調答申にも触れておりますように、その負
担感で今一番問題があるところは中堅所得層とい
うところは実効税率負担であらう。それからもう一
つは、独身世帯と比べた場合の多人数世帯の問題
であるというこでございませう。したが、いまし
ては、今回の税率、所得税の負担の見直しに当たりま
しうこは、そういった点で、むしろ財源的にも人的控
除の引き上げに相当部分の財源を割いておるとい
うこが一つ。それから税率構造につきましては、
トータルとしての財源効果は余り大きなものでは
ございませう。最低税率の引き上げもさせていた
だいておられますから、それにしても、中堅所得階
層等を中心に累進構造をなだらかにするといふた
ものを主眼にいたしましてやらせていただいたわ

けでございませう。

この課税最低限の水準につきましては、五十二
年当時と比べますと、必ずしもパーフェクトなイ
ンデクセーションという観点からは、やや引き上
げ幅が少ないという議論もあるかと存じますけれ
ども、現在の二百三十五萬七千円、改正後の課税
最低限というのは、国際的に見ても、非常にこれ
で高い水準になったというこは客観的に言える
と存じますし、先ほど申し上げましたように、
五十二年当時と現在との名目物価でスライドいた
しました収入額を想定して、改正後の所得税、住
民税の税引き後の手取り額というの、ほぼ名目
水準のスライドに見合つておる。ただ、社会保険
料控除が若干上がつておりますので、その意味で
は実質や目減りが生じておりますけれども、お
おむねそういった水準に軽減されていただいてお
るというふうに考えておるわけでございませう。

○栗林卓司君 今回の税制改正、減税だけで問題
が解決するとは私は思つておりません。したがつ
て、本来の課題は何であつたんだらうか。今回は
財源の制約もございませうが、きかなくなつたんだ
追つてまた考えてまいりますというこを率直に
おつしやつていただければ私はいひです。

ただ一つ、いつも考えておかなきゃいけないの
は、オイルショックというのはいく何であつたん
だらうか。あれだけ物価が大きく動きますと、恐
らく企業会計の方でもインフレ会計をしなければ
いけなかつたのかもしれぬ。今、企業は利益を出
しておるところもありませうけれども、簿価とい
うのは、もしオイルショックの前に取得をした設備
だとすると、その簿価却損では更新設備は買えない
んです。事実上簿価却損が起つておる。そのこ
きにその正をどうしたらいいんだらうか。これ
は償却だけじやなくて、すべてについてそういう
目で見直しをしないといけないほどの大
事件がオイルショックだったんだなというこを
私はまず申し上げたい。
それから所得税になりますと、重税感はずな
んだ。一般の営業行為をしておりますと、物価が

上がれば仕入れもかさむし、売り値がその分だけふえるかといったら、昨今御存じ、過当競争じゃないか。申告所得税も法人税の方も伸び悩んでいる。ところが、源泉所得税の方は名目に対してそのままだかかってくる。そのときに源泉所得税納税者が何と思うだろうか。私は言つたんです。それは賃金は倍になったんだから、当然政府の方で費用が倍になるの見当がつくし、そうなれば従来と同じ実効税率だったから、負担をしたってまあまあなんだけれども、それがね上がるというのはいかに筋が通らないではないか。そこに向かつてどう努力していくのか。将来もまたそれを見据えながら、何といいますが、オイルショックで倍に水膨れをした社会構造に見合った源泉所得税の実効税率を見つけていく、そういう課題ではないんだらうか。その意味でもう一遍御答弁をお願いします。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま委員が御指摘になりました点は、昨年の秋の税制調査会の答申にもその考え方が触れられておるわけでございす。我が国の所得税が、課税最低限あるいは所得に対する負担割合から見まして、国際的に見て、高い負担水準にあるとは言えないという認識に税制調査会は立つておるわけでございすけれども、ただ所得税の持つております宿命と申しますか、基本的な性格といたしまして、名目所得に対して累進構造を持った税率でもって税負担が決まる。この特性に着目した場合に、トータルとしての負担水準の議論のほかに、制度を一定期間放置しておきますと、名目所得の上昇によって負担の累増感とか、あるいはゆがみというものが生じてまいるわけでございす。

その意味で、税制調査会ではそういう観点から数年に一度は見直す必要があるというふうに今回指摘しておるわけでございすけれども、私どももそういった基本的観点に立ちまして、数年に一度と申しますか、物価の上昇等の四圍の情勢も見ながら、絶えず所得税制の仕組みについては、そういう所得税制の持つ宿命のようなものを念頭

に置いて、十分見直す姿勢を絶えず持つていなければならぬというふうに考えております。○栗林幸司君 数年に一度とおっしゃいますけれども、税制調査会がそういった答申を出したところは、減税規模は大体こんな額であるということとはまだはつきりしていません。何がしかのぼやとした格好で、とにかくこれは手をつけなきゃいかぬですよという指摘です。ね。財源の制約ははなからわかつてるんですからいいんですけれども、果たして今のままでもいいのかどうか。これはいろんな投資を見ても、新聞論調を見ても、要するに今の源泉所得税の税構造、これがもう古い着物になつてつて体に合わないやつたつたというところをおっしゃる人は非常に多いんです。

例を挙げますと、賃金が大ざっぱに倍になつたと言ふんだけれども、大ざっぱな数字じゃなくて、大体倍なんです。仮に四十九年に年収二百万としますと実効税率は一・七。四百万になつたら、今度の税改正でも実効税率は三・一。一・七から三・一。四十九年に年収三百万、実効税率は四・〇。さあ三百万の人が六百万になつたらどうかというところ、実効税率は五・九。それはそうなんです。この程度の減税ではとても消せないんです。だから本当は、それもあれ、これもあつて、この程度の減税では足りませんよという声が、野党を初めとして、はうはいとした声で起こつてゐるんだけれども、財源問題はまた別に議論すればいいんです。

ただ、所得税の減税として考えると、四十九年の実効税率は五・九。それと比べて、四十九年のわけではないけれども、大ざっぱに申しますと、ここに整理をして、その上に行政サービスの要望があつたら御負担をまた求めてまいりましょうと。そうならば国民はわかると思ふんです。何となく減税でありますといながら実効税率はみんなびんびんはね上がったいく。そうすると問題は財源ということになります。ね。ただ、今の話をひっくり返して言いますと、今回の減税というのは減税だったんだらうか。名目賃金に自動的に税制が絡んで税額が決まるわけ

すね。取り過ぎちゃった、取り過ぎたものは正なんであつて、減税ではない。したがって、インデクセーションが毎年行われていたらこんなに入つてくるはずがない税金なんです。したがって、今回の減税というのは、減税見合い増税ということを考えることがいかにも筋が通らない。しかし歳入というのは色がついてゐるわけじゃないですか、どうこう結びつけて減税見合いと言つたって、これはあながち間違ひではないでしょうけれども、今度の所得税減税の見合いとして、増税というの、今の源泉所得税の構造からいって、自動的に入つてしまふいわば取り過ぎ分、それは正なんです。

私の質問は二つあるんです。したがって今回は結構なんです、これをさらに来年、再来年、努力を続けながら、あのオイルショックのひずみを税制の面で救済させますか。かたがた、今回の所得税減税というのは、見合い増税を財源として考へるというのは筋が通らないではないですか。二つなんです。

○政府委員(梅澤節男君) 今、委員がおっしゃいましたように、四十九年、五十九年、大体賃金指数が倍といふことでございす。この間物価の方は六割ぐらいでございすから、今おっしゃいましたように名目で見る場合と二倍で見る場合、いろいろ議論の分かれてくるところでございす。ただ、トータルとして所得税の負担は上がつておりますから、いわゆる実効税率が上がつておるといふことは私は否定できないと思ひます。

ただ、その場合にも、先ほども申し上げましたけれども、五十二年対比で標準四人世帯の課税最低限のところで見えていただきますと、税引き後の手取り額ではほぼ名目に見合うというふうな水準で今回の改正案をつくらせていただいております。これが限られた財源の中での一つの私どものとり得る一番最良の選択であつたというふうに考えておるわけでございす。

来年以降をどうするかということ、今の時点で私の方からまだ申し上げる段階にはないわけでございます。ごさいすけれども、先ほども申し上げましたように、数年に一度というのにはやや悠長過ぎるという御批判もございすけれども、いずれにいたしましても、所得税の名目所得に対して累進構造を持った負担を求めるといふ税の特性に注目しながら、しかも納税人員の九割以上は給与所得者である、その大部分の人が年末調整で税務が完結するといふ、そういった所得税の納税者の実態を十分考へながら、今後ともこの所得税制の問題について対処してまいりたいと考えております。○国務大臣(竹下登君) 今の議論、いわゆる第一次オイルショックのときを一つの基準として、栗林さんの議論というのはパーフェクト・インデクセーションという感じがございす。パーフェクト・インデクセーションでいけばこうなるが、なお行政サービスに対する要求が強くなったからそうはいかなかつたとか、これも国民に対する一つの理解を求めるといふ手法としては私はわかります。

ただ、今度いろいろ議論されておつたのをかいま見ておると、あのときの改正から今日に至り、そしてとにかく現時点が、超物価安定という言葉が許されるかどうかは別として、やや世界の中では安定した物価上昇にあるといふときに、にわかには年々のパーフェクト・インデクセーションという議論は念頭に置いて勉強しておかなきゃいかぬが、必ずしもとり得るものかどうか。だから、勉強はしなきゃならぬと思ひますが、そういういろいろな議論から数年に一度、ア・フュー・イヤーズなのか、もう少し長いのか。その辺これから勉強してみなきゃいかぬところではございす。そういう答申がなされたのではないかと感じ、私も受けとめてはおります。どつちかといえば、超物価安定の場合には、パーフェクト・インデクセーションのような議論は比較的小さいかもしれせん。だから、出していただいたことが、むしろわれわれの検討においても一つの刺激を与えていただいたことになるような、素直な印象を申し上げておきます。

○栗林卓司君 私はパーフェクト・インデクセーションをしろと言っているんじゃないんです。考え方として一遍そういった目で見る必要があるでしょう。それで、この十年間に行政サービスは全く同じであった、変化ないということは言えないわけですから、当然負担増があつていいんだけど、その負担増はこれなんです、したがって国民の皆さんと、こう分けていかないとわからないでしょう。

例えばこの六年間で源泉所得税は二兆六千億から七兆六千億、約五兆ふえてるんです。この間、五兆ふえてるものは一体何か。それは補助金なんです。補助金というのは何となく名目所得が上がつてくる中でふえちゃったんです。これを国民から見るとわからない。したがって、私の言いたかったのは、今回の減税というのは、何もパーフェクト・インデクセーションをやれというんじゃないですよ。ただ何となく火事場泥棒的に取っちゃった税金みたいな気がするんで、それは返す。全部返しちゃうとこれはできないんだけど、これはこういう理由で使わしてもらいたい。こうやって議論してまいりますと、増税なき財政再建などというたわけたことは言わなくても済むんです。

今の税構造の中で所得税が占めている比率を見てください。本当は徴税が公正で行われるんだつたら所得税が一番いいんです。ところが、公正さを担保するものがないから、そこまで期待してはいかぬというのが税調のたびたびの御意見でしょう。それを考えますと、どのみち見直しはせざるを得ないんじゃないでしょうか。

時間がなくなりましたので、あと細かい点一つだけ申し上げます。

最近話題の単身赴任なんですけれど、これも素朴な格好でお尋ねしたいんです。今の源泉所得税を考える場合には、大抵頭の中にあるのはかまどは一つ。別にそう決めたわけじゃないけど、大体かまどは一つというのは、どこのうちでもそうでしたから、ある前提になつてゐる。単身赴任とい

うのはかまどが二つになる。これは一つの社会現象です。本来一つのかまどを中心にして家庭がなまじいかなぬというんだけど、ある事情で別れちゃった。別れたものがレアケースだったらほつていい。でも、だんだんこれがふえていく。そのときにかまどが二つになつたんで当然掛かりが違ふ。しかも主たるかまどに帰つてこなきゃいけない、月に何遍か。

そうすると一般企業はどうするかというと、帰ってくる方は実費を手当で出すわけです。しかも別なかまどの方は掛かりがかかるだろうというんで単身赴任手当を出すわけです。ところが、源泉所得税の方は、それに対応できる格好になつていませんから、現実はどうかという、よく御承知のとおり。行き帰りの交通費については所得と見なされる。単身赴任手当も所得と見なされる。とどのつまりは、大分もつたはずなのに実は増税になつた分の穴埋めで消えてしまふ。これについて一体どうしたいのか。これがそういう社会の変化に対して今の所得税そのものがこたえ得る構造になつてゐるかどうか。この点については今後いかに御研究していただければいいでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 基本的には今社会の変化というお言葉の中に埋没する議論になるかな。本当はパートという問題自身も、あれは社会の変化の中で大きくクローズアップし、いろいろな知恵を絞つて、現行の給与所得最低控除とそれを足したものというものが限界の中でやや定着したかの感がありますが、これに対しても確かに矛盾は出ておりますけれども、あの中でのにもかくにも定着させた、五十五年以来ですか、一つの制度だと思ふんです。ですから、社会の変化の中で単身赴任というものが多くなつてゐる。

現状においてどう説明するかというと、これは雇用関係の中で本来消化されるべきものである、こういう見解をとつてゐるわけですね。しかし、その変化が国会で議論が出てくるように、要するに社会の変化の中に持つ国民全体のコンセンサスの中で議論が出てきたというのは、そういう認識

がある程度定着してきた問題だと思うんです。だから税調等へもこの種の議論というのを送つて専門的にも議論してもらわなきゃならぬ課題だ。だが、今日時点では、今の税制上の仕組みからいへば、社会変化の大層大に広がりつつある社会変化の一つではあるが、まさに雇用関係の中で解決すべき課題だ。今の場合はそういう考え方になつておるわけですから、当然将来の問題としては検討しなきゃならぬ課題だという事実認識は私も持つております。

○青木茂君 御質問申し上げます。

まず最初おわびしておかなければならないんですけれども、私が用意してまいりました質問事項は、既に前の先生方がほとんど触れられてしまつて、特に竹田先生は私の流れのとおりやられましたから、開発途上政党、発展途上政党としてはもう申し上げるあれがないわけなんです、ちよつと別な角度から申し上げます。その意味において、非常に熱心にレクをしていただきました役所の方々、大変違ったことを言うような格好で失礼ですけれども、これは意地悪をしておるわけではなく、事情がそういう事情でございますから、お許しをいただきたいと思うわけでございます。

ただ、流れだけは一回確認をさせていただきます。私ども給与生活者の立場から見ますと、実収入の対前年上昇率に比べて勤労所得税の上昇率がいかに大きい。例えば昭和五十五年で見ますと、実収入七・三％に対して勤労所得税の伸びが一・九％である。五十六年は五に對して二・九。五十七年は七に對して一・八。五十八年は三・二に對して二・二。二倍以上のスピードで勤労所得税の伸び率の方が大きい。こういう状況を背景にいたしまして、我々はサラリーマン減税ということをお願いしておるわけでございまして、そうすると、今度の税制改正におきましては、サラリーマン固有の控除であるところの給与所得控除というものが強く見直されなければならぬんじゃないかと思つておるわけでございまして。

私、昨年の十一月二十四日の大蔵委員会におきまして、給与所得控除の内容というものを御質問申し上げましたときに、主税局長でございましたが、必要経費プラスアルファであるという、そういう水準で設定してゐるんだという御回答をいただきました。

そうすると問題は、このプラスアルファの部分でございまして、いわゆる租税力控除と申しますか、給与所得は本人が死亡してしまへばパアになるけれども、その他の事業所得は相続できるといふような問題、あるいは利子の金利調整の問題、あるいは所得把握の調整の問題というふうなものがある。プラスアルファの内容だといふふうに考へてよろしくございまして、どうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 給与所得控除の性格につきましては、先ほどの竹田委員の御質問についてもお答え申し上げましたとおり、我が国の給与所得控除は、勤労に伴う必要経費の概算控除に、勤労所得の租税力を考慮いたしまして、勤労所得以外の所得との負担の調整を配慮している部分によつて構成をされておる。ただ、必要経費の部分に幾らで、その他の租税力の減殺要因に着目した部分が幾らかといふことを画一的に申し上げるわけにはいかないわけでございまして。

ただ、もう一つ申し上げなければならぬことは、我が国の現在の給与所得控除の枠組みというものは、五段階の収入に応じた控除率の仕組みになつておまして、これは、フランス等のようにあらゆる収入階層に一定の控除率が適用される概算控除の制度に比しますと、収入の低い部分の租税力により配意してゐる、そちらの方に傾斜してゐる控除体系であるといふことは言えると思ひます。

○青木茂君 ただ、私どもとしてどうしても知りたいのは、給与所得控除の中でいわゆる必要経費概算控除、その部分がどれだけあるかということがわかりませんと、本来非常に理論的であるべき税法が、このスタートの段階で理論をぶち壊してしまふ。つまり課税最低限を計算をいたしますとき

に、必要経費であるならば、それは所得ではござい
ません、収入の負の構成要素だ、あるいは所得
の負の構成要素だというふうに考えていいわけな
んです。そうすると課税最低限が高いか低い
かというのを我々が見ようとした場合に、課税最
低限の中に給与所得者に限って必要経費部分が算
入されるということになりますと、課税最低限自
身が余り意味を持たなくなってしまうんじゃない
かという危惧がどうしても残るわけなんです。そ
その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 現在の給与所得控除の
枠組みは、四十九年に設定されたものでございま
して、それ以前は、御案内のとおり、定額の控除と
定率の控除との組み合わせになっておりました。た
れども、ある意味では、四十九年にそういう定率
控除に純化されたということで、いろいろ給与所
得控除を考えた場合に非常に形がすっきりしてき
たというところは言えると思うわけでございませ
す。

それから必要経費部分が幾らかというの、こ
れは毎度議論になるところでございしますが、一
つの目安として私が先ほど申し上げましたのは、昨
年十一月、税制調査会で答申が行われましたとき
の土台になりました、五十七年の家計調査による
一応の集計分析によりますと、収入階層によつて
多少のばらつきがございしますが、平均して、
収入に対して大体一〇%ぐらいの費目が抽出され
た。

ただ、これも繰り返し申し上げておりますよ
うに、給与所得者の必要経費は一〇%であるとい
うことを税制当局が考えておるといふ意味ではご
いせんけれども、議論の目安としてそういうもの
がある。

そういったしますと、現在マクロ的に給与所得者
の控除の割合は大体三割でございします。年収三百
万円ぐらいのところになりますと三五%、ちょうど
五百万円ぐらいのところでは三〇%、これは上にいき
ますとずつと低減していくわけでございしますけれ
ども、一千万円ぐらいのところでも二〇%ぐらいで
ございします。

その意味では、税制調査会の答申にもございま
すように、現在の我が国の給与所得の控除率の水
準というのは比較的高いといつていいのではない
か。諸外国で概算控除と実額控除と選択で認めて
おる制度なんかと比較いたしまして、かなり高
い水準になるといふことは、これは否定できない
ということではございします。

それから、そういったしますとすれば、基礎的な
人的控除と並べまして、給与所得控除を加えた
ところで、収入基準で課税最低限を議論するとい
うことは、それなりに税制の議論をする場合の客
観的な基準として必ずしも不適当であるとは言え
ないのではないかと今私どもの考え方ではござ
います。

○青木茂君 私が申し上げているのは、必要経費
であるべきものが、必要経費というものは収入か
ら引いて所得が出るわけですから、それが税金を
取つてはいけない金額、これが生活費であるかど
うかというところは、また後ほど問題でございま
すけれども、それに入るのはおかしい。おかしい
からこそ、先ほど竹田先生の御質問にもありまし
たように、事業所得についてはもう課税最低限な
るものは消してしまつていくわけですね。それは
必要経費がどうなつていくかというわけですね。また
それを発表したところで事業所得者の課税最低限が
低くなつてしまふですね。これは必要経費の問題
だろうと思ふんです。だから、私は、必要経費部分
が給与所得控除の中にあるとするならば、その分
だけ引いたものが課税最低限でなきゃならんとい
う。これは理論的にそうなるんじゃないかとい
ふに思ふけれども、いかがでございましょうか。

○政府委員(梅澤節男君) それは必要経費部分が
幾らかというのが計量的に設定しがたいというこ
とを先ほどから繰り返し申し上げておるわけでご
ざいます。もう一つ今の給与所得控除は、そう
いう必要経費部分と担保力に着目して、担保力を
減殺する要因を勘案して認められておるといふ所
得控除でございしますから、基礎的な非課税部分と

して構成されているということからすれば、課税
最低限の要素の一つとして客観的な一つの物差し
になるのであるというふうに考えております。
ただ、その話と先ほど委員がおっしゃいました
ように、事業所得者の課税最低限という全く仮定
の数字とを並べて議論することは、議論がいたす
らに混乱を招くばかりでございします。私ども
は昨今その事業所得者のいわゆる課税最低限な
ものを示したいというところにおるわけで
ございします。給与所得者の税負担の議論をする場
合に、給与所得者の課税最低限というのは一つの
客観的なよりどころと申しますか、メルクマール
になるというところはやはり否定できないのではな
いかと考えるわけでございします。

○青木茂君 必要経費部分が課税最低限の中に
入つてまいりますと、一体課税最低限というもの
は何なのかという、いわゆる性格論ですね、性格
論が問題になつてくるんじゃないかと思ふわけで
ございします。

もう一つは、同じように課税最低限の中に入
つてまいります社会保険料控除ですね、これ
なんかも、家計調査なんかによれば、非消費支出
の一つになつておるし、俗っぽく言えば、第二の
税金だとも言われておるわけですね。そういうもの
まで課税最低限の中に入れるということになる
と、ますます課税最低限は何を意味するもの
なのか、果たしてそういうことの中で国際比較
というところが意味があるのかどうかということに
大きな疑問を持つわけなんですけれども、いかが
でしようか。

○政府委員(梅澤節男君) 青木委員のおっしゃる
議論の中で非常に示唆深い面がございします。は
從來ただ漫然と課税最低限というふうに言つてき
たものを、むしろ給与所得者の収入のうち課税さ
れない部分という厳密な定義と申しますか、そう
いう共通の了解に立つてこれから議論するとい
う意味では、非常に意味がある御提案であらうか
と思ひます。そういうことになりましたと、社会保
料の部分というのは、そういう観点に立ちますと、

これは全額所得控除の対象になるわけでございま
すから、しかも社会保険の場合には、一種の公
租公課と申しますか、一定の負担率でもって負担
が確定しておりますから、むしろそういうものも
要素に入れて議論した方がわかりやすいとい
うことではございします。

それからもう一つつけ加えていただきます
と、私どもは給与所得者の厳密な意味での収入基
準での課税最低限の国際比較なるものを示しし
ておるわけでございしますが、これはそれぞれの国
におきまして、我が国の基礎的な人的控除に当
る部分、それから社会保険料控除に当たる部分、
これは国によつては社会保険料掛金の段階では所
得控除を認めない国もございしますから、そうい
うものはカウントしてないわけでございします。そ
れから概算控除として税制上認められてる部分、
それが我が国の給与所得控除に大体該当する部
分、そのほか各種の控除、ドイツなどの場合はい
ろんな控除がございします。そういうものも全
部足し合わせまして一応収入基準で比較する。た
だ、実額控除と選択を認めておる国もあるわけ
ですから、そういう選択の国では、一義的に給与
所得者の課税最低限というものを示すわけにはい
かないわけですが、全般的に実額控除とい
うのは非常に限定された制度でございします。で
、現在私どもがお示ししております各国の課税最低
限、それによつていろいろ比較して議論をしてい
ただくのは、ある程度たえ得る物差しであると
私どもは考えておるわけでございします。

○青木茂君 そういたしますと、課税最低限とい
うものには、何というんですか、インターナシヨ
ナルというのか、国際的に通用する定義はないわ
けなんです。

で、給与所得の中で課税しない部分が課税最低
限ということになりますと、もうそれを決めるの
には何の実論的根拠もなくなつてしまひまし
て、非常に悪い言葉で言へば、適当にあつた
り、こつたつたりしてしまふもので、課税最低限
なるものを持つてくること自体が私にはちよつと

無意味なような気がいたします。

ずばり、じゃ伺いますけれども、課税最低限と最低生活費は無関係ですか。

○政府委員(梅澤節男君) これも先ほど来御議論のあったところでございしますけれども、給与所得者の収入のうち、課税されない部分という意味での課税最低限という約束事に立つてこの課税最低限という言葉を使わせていただきますが、この課税最低限が、いろいろこの水準をどう設定するかという点には学説上の議論もございしますけれども、最低生活費に食い込むというところは好ましくないとすることはおおむね認められておるところであらうと思ひます。必ずしもそうではないという議論もあるわけではございします、少数の学者の意見として。従来からの通説あるいは税制調査会の過去の答申なり、我が国の所得税制の戦後の立法の経緯をたどりますときに、少なくとも最低生活費に食い込むというところは好ましくないであらうというところは言えるであらうと思ひます。

さて、それでは課税最低限の水準は最低生活費との関連でこの部分に設定するのが好ましいかというの、これは計量的には言えない。先ほど御紹介いたしましたように、五十二年の答申をまとめられました作業段階の議論の経過では、結局、最低生活費——これは理論的な意味で使わせていただきますが、それと、いわば標準的な生活費というものがあつたれば、これはその国の財政事情等にもよるわけではございしますけれども、恐らくその最低生活費と標準生活費の間どこかに設定されるものだらう。それはそのときどきの財政事情等によって、具体的な租税政策で決めていくということになるのではないかとございします。

○青木茂君 だんだん焦点ははっきりしてきましたのですけれども、課税最低限が最低生活費というもので一応縛られるというふうに考える。これはもう日本の学者も外国の学者もほぼ一致した見解でございしますし、また大蔵省出身の方がお書きに

なつた本を見ましても、大体そういうことが書いてあるわけですから、統一した物の考え方だと見ていいと思ひます。

そうなりますと、国税当局といたしましては、理論的に生活経済学という学問があるんだから、理論的に最低生活費の積み上げ計算をおやりになつて、それと課税最低限を比較なさるという作業はこれからどうしても必要なじやないかと思ひます。これからどうしても必要なじやないかと思ひます。現在の課税最低限というものが果たして最低生活の枠内に入っているのかどうかという点については、これは学問的に詰めませんと、最も理論的であるべき税法がその段階においてあいまいになつてしまふという批判は避けられないと思ひます。最低生活費の理論的な計算といふものをもつてくださる御意思があるかないかといふことをちよつと尋ねたいんです。

○政府委員(梅澤節男君) その点につきましては、御参考になるかどうか存じませんが、昨年十一月の税制調査会の答申を取りましても、昨年十一月の税制調査会の答申を取りましても、延べ約一年間ぐらいの時間をかけまして、経済学者、財政学者の学者だけの専門の部会と申しますか、小委員会、作業部会をつくつていただきました。実は総理府の家計調査を材料にいたしまして計量的、統計的な手法でいろいろな分析をしていただきました。現在、一定の仮説ではございしますが、仮説に立つて一応の結論は出ております。非常に興味深い作業でございしますけれども、私もこれを今後学問的にも、実際の租税政策の展開をする上にも、十分にたえ得るような御研究をさらに続けていただくというのを期待しておるわけではございします。ただ、そういうまだ研究途上のものでございしますので、結果は出ておりますけれども、学者諸先生方の合意によつてこれは世の中に公表されていまいわけではございします。

ただ、今回の答申の背景になつております独身世帯と多人数世帯の間の生活のゆとり感の問題と

か、あるいはライフサイクルに応じてどのぐらいの年代の方の生活のゆとり感が大きいのか小さいのかといったような一応の分析は、実はその作業過程でやつていただいたものでございします。そういうきちんとしたものが、しかも政策展開の基礎になるようなきちんとしたようなものが早急にできるかどうか。私も、これは専門的な分野の話でもございします。学者の皆様方の協力も得なければならぬ問題でございしますから、きょうの時点ですべての時点までにそういうことをきちんといたしますというふうなお答えは、なかなかしにくいわけではございしますけれども、御指摘の点については私も常に關心を持っておる問題であるという点だけは申し添えてさせていただきます。

○青木茂君 それは確かに中長期の問題で結構でございしますから、理論的に詰めたもので課税最低限なるものを出していただきたいと思ひます。

なぜ私が課税最低限といふものにこだわるかと申しますと、課税最低限といふものを国際比較をすることによつて、日本は結構高いのだ、日本の税金は安いのだといふところへ問題が持つてこれると、つまりその一種のメルクマールにされるというところに、私が課税最低限なるものにこだわる基本的な理由があるわけではございします。

そこで、そういたしますと、今の段階ではこの課税最低限を国際的に比較するといふことがどうも余り意味がないような気がいたしますけれども、これはもう日本全体が、外国はどうなつていふと、このが大変好きなものだから仕方がないのですけれども、こういう計算はできないでございまいしょうか。

例えば収入五百万といつたしまして、四人家族について、為替相場といふものを使って邦貨換算をやることといふのは問題でございしますけれども、それはおくといたしまして、それぞれの国の税法に合せて税引き後の所得を出します。それに対して、それを物価水準で調整してみるわけですよ。

つまり税金が高いか安いかの問題は、税金の大きさそのものより、税金を一定の条件でもつて払つた後の所得でどれぐらいの生活ができるかといふことの方が、むしろ税金の高い安いを決める判断材料になると思ひます。これを私は生活余力と言つておるわけなんですけれども、むしろ税引き後の所得の生活内容でもつて税金の多い少ないを判断するといふようなことが、乱暴な議論かどうかといふ点について、私もはやつておるわけなんですけれども、御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 今、青木委員がおつしやつたような議論を私もど内部でも時々議論をすることがございします。まず、そういうモデル的な家族構成の給与所得者を取りまして、税引き後の手取り額と申しますか、可処分所得と言つてもいいと思ひますが、一定の約束事に立てば一応のモデル計算はできると思ひますが、問題はそこからどうございまして、それは結局各国での生活といふのは、各国でバスケットに何が入つてくるかといふのがいろいろ違つてくるわけではございまして、東京の生活費が高いとかベルリンの生活費が安いとかといふ話は、いろいろ言われておるわけですが、結局国際的な生活費、バスケットを一体どういふふうにするかといふのが基本的な問題であらうかと思ひます。

したがいまして、今おつしやつたような物価水準といふのも、物価水準の中にどういふものを持つてくるのかといふ点に關連する非常に複雑な議論のあるところではございします。非常に興味のある問題でございしますけれども、我々税制当局としてそういうものを示して比較するといふところまでの作業仮説と申しますか、そういう理論的な枠組みはまだないといふのが率直な実情でございします。

○青木茂君 私がかんり乱暴な仮説を置まして計算をした結果があるわけなんですけれども、単純に計算いたしますと、日本の税金の絶対額は一番低い。しかしこれに物価調整をやりますと、逆

に一番高くなるという結果というものが出ておりますから、先ほど申し上げましたように、急に話の内容を変えちゃったのですから、それを本当はお示ししておくのが筋だと思えますけれども、そういう物の考え方というものは私はあるんじゃないかと思うわけでございます。

それから、そうしますと、今いみじくも局長がおっしゃいましたように、税の問題ほど非常にその国の風俗、習慣、歴史、それを反映するものはないわけなんです。バスケットに何をを入れるかが違うということでもおわかりになりますように、日本の税法は日本のものなんです。そういう意味で、私は、税金の世界においては外国と比べてどうだこうだとか、ちよつと言ひ過ぎる点があるんじゃないか。国際比較というものがどれだけの意味を税の世界において持つかということに多大の疑問があるわけなんです。だから、それよりもむしろこれから私も税金を論じるときは、国際的に比較するよりも、日本の過去と、日本の過去と比較してどうだ、こうだという議論の方がより説得力があるんじゃないか。

時間があれですから、申し上げますけれども、ちよつと明治の暮れから大正の初めにかけては、日露戦争で国債というの外債をしょいまして、それから経済自体がインフレ基調で消費税の問題も出ておったようです。現在と非常に似た状況がある。似た状況がある中で、その当時の税法審査会ですか、今の税調ですね、それが審査を出していますね。勤労所得に対しては三〇％引いてから課税しろ。それから事業所得に対しては一五％引いてから課税しろ。不労所得に対しては全然引く必要ないからオール課税しなさい。こういうような答申が既に七十年前に出ている。そういう物の考え方、我々の先輩がやった物の考え方を我々は今ここで考え直す方が、国際比較云々よりはるかに実りが多いんじゃないかという気がするわけなんですけれども、この点いかがでしょう。

○國務大臣(竹下登君) 税に限らず国際比較をや

りたがります。私もその一人だと思います。それは仮に一人当たり所得で見ても、この四分の一世紀の間、先進国の仲間入りをして、しかもトップのランクに出ているというときに比較対象がある意味においては、追いつけ、追い越せもあつたでございましょう。その目標は西欧先進国であつたんだろうと、そういうふうな思いが税の問題もOECD初めとしていろんな国際比較がございまして。

今、主税局長から申しましたように、されば中に何をを入れるか。そうすると、例えば電気洗濯機を入れれば、日本の方が安くても修繕費もかからぬ。口に入れるものを主として入れれば日本の生活費が高くなってくる。為替レートまでは僕はいいと思うんですよ。

そういうことからして、それじゃもう一つユニークな発想ですが、過去にさかのぼった我が国の税制というものが、これはもちろん検討する必要はございまして。が、そもそも明治二十三年の七月一日に選挙というものが始まりましてから九十五年になります。そのときを見ますと、地租十五円というものを基準に置いておりましたから、東京の方が一東京は当時百七十万ぐらいです。私の島根県が六十五万人、今一千万と七十九万になつていますけれども、有権者は私の県の方が多かつたんですね。その次にこの所得税というものが入ってきた段階で東京の方が多くなつてくる。だから、日本の過去の税制というものは、まあ九十五年前の話ですから少し古きに過ぎるかもしれませんが、変化が激し過ぎるんですね。だから、日本税制史を研究してみても、それはそのときの支配者が決めたこととございましょう。が、それと現在我々が比較する国際的なものとの間にはかなり乖離がある。しかしユニークな勉強としては私なんかは好きですから、博士の手伝いをさせていただきます。

○青木茂君 あと一言。
私はどうも、税において国際比較をやる、つまり税の模範を外国に求めるといふことが非常に怖い

いなあとするのは、例えば間接税の問題にいたしましても、ヨーロッパ諸国のように、歴史的、伝統的に間接税中心の国と、シャウブ勧告以来の日本のように直接税中心の国に間接税を持ち込もうという場合と、歴史的、伝統的に間接税中心の国とでは物の考え方が違ふんだ。その物の考え方が違ふのもあえておいて、ヨーロッパで間接税中心だからもう少し上げていいじゃないかという議論までいくことを必配するわけなんですよ。だから、私は税の世界においては余り国際比較というものにこだわらない方がいいというのが持論だと、それだけ申し上げて終わります。

○野末陳平君 僕は、政府税調とそれから自民党の税調の両方を比較して、相違点ですね、そういうのを中心に質問をしていこうかと思うのですけれども、別にそんなに深刻にやるわけじゃありませんで、軽いテーマでいいかと思っています。

まず、わかりいいところ、親から子供への住宅資金の五百万円までの贈与税の軽減というものが今出てきました。これは建設省から前もきつと出てたんだろうと思うんですけども、今回はちゃんとここに載つてきました。少し内容について聞きます。

この場合の親というのは戸籍上どういふふうな立場にある親を言うのか、つまり実の父、義理の父、それから養父ですか、いろんなのがあつていようが、その辺のところをはつきり書いてないんでお願いいたします。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の贈与税の税額の計算の特例に該当いたします要件といたしまして、父母または祖父から住宅資金の贈与を受けた者ということでございまして、この場合の父母または祖父は、法律上の父母または祖父に限定をいたしております。したがって、奥さんのお父さんとか、おばあさんとかいう、いわゆる義理の父母または祖父から贈与を受けたものの特例の対象にならないということとござい

す。

だつたら非常に便利に使うのではないかなとは思ふんです。また実際にはしかしどの程度の効果があるかのところが、ちよつと想像できませんけれども、今の説明によりますと、そうすると、それぞれ若い夫婦がいて、それぞれの親からもし贈与を受けられれば、大体一千万円ぐらいの頭金がこの軽減の対象になると、こういうことではないわけですね。

○政府委員(梅澤節男君) おっしゃるとおりでございまして、その基本的な考え方というのは、今回はあくまで贈与税の税額の計算の特例でござい

ますが、贈与税そのものが相続税の補完税でございまして、相続税の基本的な考え方というのは、民法上、本来の財産の承継者たる相続人に限って認めるといふ考え方を貫いておるわけでござい

ます。

○野末陳平君 それからこの贈与税の軽減を受け、なお今度はそれを頭金にして住宅ローンを設定する、こういうのが普通だろうと思うんですが、その場合の住宅ローン減税については今までもどおり何の変化もなく受けられる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(梅澤節男君) 本来の今回の政策的意図は、まさに今委員がおっしゃったとおりでございまして、住宅ローンでうちを建てたに当たって頭金が必要、その頭金を親御さんからもらつた場合に、そのもらつた頭金で住宅ローンを組んで住宅を取得するというふうな運動させていくという考え方とございまして、贈与税の税額の特例の適用を受け、同時に所得税法上の住宅取得控除は当然要件に該当すれば受けられるということとござい

ます。

ら、そうすると年間幾らぐらになるかは知りませんけれども、その場合はどうなるのでしょうか。これは申告をして後に発生する問題ですね。

○政府委員(梅澤節男君) もちろん住宅ローンの返済というものは起るわけでございませう。頭金としてもらったものはもらったものとして贈与税の特例が適用されるわけでございませうが、その場合、この返済の場合に、毎年毎年またそれを親御さんから贈与を受けることになれば、これは贈与税本来の課税を受けるということになります。

○野末陳平君 いや、そうなんですが、しかしながら、この贈与税の軽減を受けるためには恐らく翌年に確定申告をするわけでしょうね。そのときに確認されるわけですが、しかしその返済というのはその時点でまだ申告をする義務がないだろうと思うんですね。つまり、あいまいなままにいくわけじゃないんですね。その辺が非常にわからないんです。事務処理としてきちっとできるのかどうか。

○政府委員(梅澤節男君) 返済を自己資金でやる場合、これは全然問題がないわけですね。その返済を、また毎年毎年の返済の部分を改めてまたその部分も親御さんから贈与を受けると、それは……

○野末陳平君 そうです。援助というか贈与というか、金額がどうかはわかりませんがね。

○政府委員(梅澤節男君) 部分にしても全額にしても、それは受けた年の贈与税の課税になるわけでございます。申告期限は翌年の三月十五日ということになります。

○野末陳平君 ですから、そうなんです、この軽減は申告によって認めてもらうからいいんですが、その後の返済は、毎年毎年そういう申告をする習慣がありませんから、そこでもって結局お金がある親子においてはその方の援助も受けながらずつといくんじゃないか。そこでまたダブルでやられても税務署としては何の捕捉もできないから、それが有り得る。有り得るというよりも、当然それをねらうと思うんですよ、お金のある人は。

そこがちょっとこの問題点だと思つて気にしているんですが。

○政府委員(梅澤節男君) その捕捉の問題というのは、この場合に限らず贈与税一般について問題があるわけでございませう。ただ、今回の仕組みは、五分五乗の考え方に立ちまして、五百万円の部分につきまして、三百万円の控除で残りの部分に五分五乗するわけでございませうが、贈与を受けた年以後、新たな贈与を受けます場合は、その五分の一部分は既に贈与があったものとして、その上に上積みで課税をされるわけでございませうので、そこは回避の起らないようにしてあるわけでございませう。ただ捕捉の問題は、これはまた別の問題でございませう。

○野末陳平君 そうするとね、そのとおりだけでも、捕捉は税務署としてはできなくて、むしろ申告をしてもらった結果、返済にかかわる部分の贈与がわかるわけだからね。そういう習慣のない人たち、あるいはそういうことをする必要があると思つていない人が多いから、その場合に、金を持つている人の方がどんだ有利に使つていくんじゃないかというのを考えているから、そこでこれはむしろ不公平な面に働いていんじゃないかな。そこが心配なんです、その辺のことは考えてないんですかと、これが聞きたいんですよ。

○政府委員(梅澤節男君) その捕捉が漏れるということになりまして、この問題に限らず、申告納税全般にそういう問題が起るわけでございませうが、ただ、これは住宅取得控除の適用を受けるという段階では当然確定申告をされるわけでございませう。普通、新たな住宅を取得した場合は登記簿上で、課税当局としては、不動産の移転に伴うものについては資料の収集等の面においてかなりきちんとした捕捉をしておりますから、次年度以降の資金の動き等につきまして、課税当局として関心を持つて見るというふうなことで対応していくというところでございまして、この制度に特有の、そういう御懸念の点に対する制度的担保というものは特にならないうございませう。ただ、先ほど申

しましたように、次年度以降の仮に贈与があった場合に、これが不当な税の軽減にならないための措置は講じてあるわけでございませう。

○野末陳平君 これ自体まあまあとはいふまでもない。うろさく言えば、これも一種の新たな不公平だと思うけれども、しかし政策的にこれが効果を発揮するのであればやむを得ないと思うんですよ。ただ、今僕が言つたような面は、要するにお金のある人はうまくやれば結構でございませうと思つて、そういうのが当たり前になつちゃうと嫌だなと思つて、いるだけなんです、その辺はひとつ現場の問題になるでしょうから、注意しておいた方がいいんじゃないかという気がしますよ。

それで、この措置によりまして、どうなんでしょうか、どのくらいの人々がこれを実行しようのか。そして当然、これによる着工件数の増加などというのも考えておかなきゃいけない。政策効果はわかりませんが、予測としてはどんなものですか。

○政府委員(梅澤節男君) これはどれぐらいの政策効果が期待できるかというのは、なかなか算定は難しいわけではございませうけれども、関係省等ともいろいろ突き合わせまして、この点につきまして減収額を五十億円見込みで計上いたしておりますが、その基礎として五十九年度のこれに伴います見込み件数、約九万人弱を見込んでおります。

○野末陳平君 これは二年限りですから、とりあえずやってみてまた考える方がいいんじゃないかと思つてます。

ただ、一つ気になるのは、異なる世代間のこういう財産に関する優遇、軽減というか、これは特例だとして、それだつたら同世代間の、極端に言えば、夫婦間のこういう問題についても当然考えなきゃいけないわけ、現にあるんで、居住用財産の一千万円の例の特例はありますけれども、もう六年もたつておりますから、僕は親子間のこれをやると同時に、夫婦間の例の配偶者の特例も、一千万円だったのを、ことしあたり二千万円にしてもよかつた、こう思つてゐるんですが、これは

はどうですか。そういう考えは全然なかったですか。

○政府委員(梅澤節男君) 同世代間の問題でございませうが、五十年に一千万円という配偶者控除の現行の水準が設定されたわけでございませう。このときかなり大幅に引き上げられたわけでございませうが、この水準につきましては、絶えず見直していくということは必要でございませうけれども、現在の実際の課税といひますか、課税面での実績で申し上げますと、これは五十七年の実績で一件当たりの平均が大体七百万円でございませう。したがって、いつまでもこれを放置するということも、少なくとも五十九年度はまだ現行の水準で手直しをしなかつたということではございませう。

○野末陳平君 これはまだPRが行き届いてないというか、一般に知られていても実際には面倒くさくてやらないのか、そこら辺がよくわかりませんが、いづれにせよ、今の七百万円であらうがなからうが、もう十年でしたよね、結局、それだつたら少し拡大してもいいんじゃないかと、そういうふうに思つたんです。

【委員長退席、理事岩崎純三君着席】
ですから、親子間のあれば、夫婦間にも似たようなものですか、これはそろそろ二千万円に引き上げるといふ検討をしてもよろうと思うところ、ひとつ大臣に。

後どうでしょうかね。それほどこれによって税収上に実害があるとも思えないので、それほどものじゃない、むしろ精神的に非常に喜ばすことになるから、まあこれが老後の何か配慮というほどオーバーには考えないけれども、夫婦間で定年後の人生が長い場合に、こういう措置があるとなつては計画の立て方も大分変わってくると思つてますから、この辺でそろそろ二千万という案はどうかと思つています。

○国務大臣(竹下登君) ちょっと話長くなりますが、申しわけありません。実は私も大分古くなりましたけれども建設大臣をしておつて、そのこ

るから住宅問題というのに税の話があるようになりまして。五十一年でございいます。それまでは税という面からは余り議論されなかったわけでありまして。公営住宅は少ないとか多いとかという議論。ただ私も今度御指摘なすった点で悩まされたのは、元来、相続税というものは、非常に下世話な言い方すれば、我が国は子孫のために美田を買わずという感じの相続税制になっておる。それをまた生前において贈与して、しかもその中で五分五乗というものを取り入れるというのは、相続税本来のあり方からしておかしいではないかという、大蔵大臣というよりも、個人としてそういう意見を出したわけですね、部内で議論したときに。しかしまた建設大臣をしておる當時を思い出して、最初とはとにかく何が何でも補助金のある家を建てよう。それから今度は融資制度にかわって、それで去年でございまして、御協力いただいてあの二世代ローンというのをつくらしてもらって、それから住宅金融公庫なんかでは建て増しのときの対象にしてもらう。それで、選挙のときに僕なりに考えまして、建て増しの分は、「じいちゃんばあちゃんいらっしやい、おうちが大きくなったから」、それから二世代の分は、「おまえも大人になったから、一緒にうちを建てようや」、こうやってみましたけど余り票にはならなかったと思います。

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕
が、それで今度の分は、そういう感覚の住宅政策、景気をも含めた、それでやっとな僕自身の心の中が割り切れたような本当は制度でございまして。したがって、今の野末さんの御提案というのは、常識的には私もわかる話ですが、世代間と同世代間の者との突っかえは僕に若干まだございいます。しかし、御提言でございいますから、当然のこととして検討の対象に置くべきものだと思います。○野末陳平君 それじゃ、次に行きましょう。せんだって、ちよっとお答えをいただき損なっちゃった問題で、例の税務職員が非常に足りないんだけれども、幾らお願いしても行革の手前もあ

り、あれやこれやで大臣が消極的で、ましてや総理が全く消極的だから、この人員増加というのはすぐには期待できない。そこで、機械化による人手不足のカバーがどの程度いけるのか、その辺のことなんですがね。

まず、例のグリーンカード絡みのコンピューターセンターを今後どういうふうな運営していくのかという基本方針。もう既に稼働を始めているのかどうか。その辺のこの説明を国税庁の方からしてもらいたいんです。

○政府委員(岸田俊輔君) 国税庁といたしましては、コンピューター化を推進いたしております。五十八年でございまして、全体で五百十一署のうちで三百三十二署がオンライン化しているという状態でございます。五十九年度の予算でございまして、四百十三署が措置されているという状況でございます。

○野末陳平君 そのオンライン化して、どういう部分をコンピューターに任せることによって人手不足をカバーできるんですか。

○政府委員(岸田俊輔君) コンピューター化の具体的な事務でございまして、末端でございまして税務署の内部事務の省力化と申しますか、合理化等のために、まず所得税、法人税などの確定申告のプリントアウトとか予定納税通知書の作成、それから出ました税額の検算とか、また課税事務の内容の集計、そういったのは自動的にコンピューターでやるという状況でございます。そのほか源泉所得税の事務につきましても、納付催告書の作成、それから報告書の作成等でございます。また徴収の面でございまして、徴収管理につきましましては、納付書、督促状の作成とか、未納税額の数字的な管理というふうなものもコンピューターでやっております。このためには大体、納税者ごとの名前だとか申告、それから課税事務、それから納付すべき税額とか納付された金額、こういうものがインプットされるといような状況でございます。

さらに、このコンピューターは、省力化だけでなしに、これらの基礎データを使いましていろいろな検索とか、課税の統計の作成とか、そういうものをやっているわけでございまして。こういう事務でどのくらい事務が、人員が省力化されるかという点でございまして、いろいろな試算をしてみているわけでございまして、現在の国税庁のコンピューターシステムは大体二つの系統になっておりまして、いわゆる都市局はパッチシステムといって、これはデータの入力を外部でやらせているようなシステムになっております。これは都市局が先行的にやりました、新しいシステムはオンラインシステムでございまして、これは各税務署から直接にデータを送り込むシステムでございまして、このパッチシステムによりまして、これは導入いたしましたのは四十一年でございまして、順次拡大してきましたところ、いろいろの前提を置まして試算をいたしておりますけれども、それによりまして、大体二千名というふうな試算もあるわけでございまして、二千名の省力化ができたというふうな考えられるわけでございまして。

それからまた、オンラインシステムはこれから拡大していくわけでございまして、これによりまして、これもいろいろな前提を置いた全くの試算でございまして、六十二年までに九百名ぐらいの省力化になるのではなからうかなというふうな考えております。

ただ、これはいずれも内部事務の省力化でございまして、現在内部事務はますます増大してきて、その拡大のテンポがこの省力化を上回るような状態で、大体これで内部事務を何とかやりくりできるというのが現状でございまして。

調査事務その他につきましましては、そこまでの省力化はとも考えられないという状況でございまして。

○野末陳平君 詳しいことはわかりませんから、いずれにしても、有効にコンピューターを使つて人員不足をカバーしてもらいたいとは思っています。けれども、もちろんそれで機械がすべてやれるわけじゃないから、本当は人員をふやす方向を行革にこだわらずに、恐らく今に行革、行革で税務署員をふやさないことがかえって間違いだというふうな世論も出てくるかもしれないと思ったりしているんですよ。必要なものはふやせ、要らないものを削るのが行政改革だ、こういうのが正論だと思いますが、いずれにせよ、機械化の方は今後さらに進めていただきたいと思ひます。

そして、たまたまその機械化に関係が出てくるかどうか、そこが微妙なんです。せんだっての本会議でしたか、竹田先生が医療費控除の年末調整のことでちよっと触れましたけれども、あれも別に医療費控除の還付請求がふえたから人手がかつてしまうがという件数がふえたからじゃないんです。解釈をめぐって、要するに何が医療費かというその解釈の違いでもって適用基準が非常にあいまいな部分があり過ぎる。つまり税務署員の個人的な判断にゆだねられる部分が多過ぎるんですよ。そこがむだな時間をつちやうことなんです。

そこで、政府税調答申では、足切り限度額を引き上げようというふうなことがありましたね。ですけれども、確かに私も必要だとは思っています。はいるんですが、しかし以前に大事なこととは、医療費というものはこういうものかというのを、素人、つまり納税者にわかるようにきっちり決めることの方が先だと思ひます。

例えば現場で必ずしもめていっているのか、おかしい、こうなるんだけれども、病院に行くのにタクシーに乗って領収書があれば認められますね。ところが、自家用車に乗って行けばガソリン代じゃ認めない。これは確かに認めにくいけれども、そうすると、タクシーの領収書を集めて行つたんだと言つたやつは勝たからね。一々それが病院に行つたかどうかという証拠までなくて、領収書があるかないかが問題になってしまっているんですね。あるいは医者だつて領収書をくれない医者もいる。そうすると、気が弱くて領収書もらえ

けじゃないから、本当は人員をふやす方向を行革にこだわらずに、恐らく今に行革、行革で税務署員をふやさないことがかえって間違いだというふうな世論も出てくるかもしれないと思ったりしているんですよ。必要なものはふやせ、要らないものを削るのが行政改革だ、こういうのが正論だと思いますが、いずれにせよ、機械化の方は今後さらに進めていただきたいと思ひます。

そして、たまたまその機械化に関係が出てくるかどうか、そこが微妙なんです。せんだっての本会議でしたか、竹田先生が医療費控除の年末調整のことでちよっと触れましたけれども、あれも別に医療費控除の還付請求がふえたから人手がかつてしまうがという件数がふえたからじゃないんです。解釈をめぐって、要するに何が医療費かというその解釈の違いでもって適用基準が非常にあいまいな部分があり過ぎる。つまり税務署員の個人的な判断にゆだねられる部分が多過ぎるんですよ。そこがむだな時間をつちやうことなんです。

そこで、政府税調答申では、足切り限度額を引き上げようというふうなことがありましたね。ですけれども、確かに私も必要だとは思っています。はいるんですが、しかし以前に大事なこととは、医療費というものはこういうものかというのを、素人、つまり納税者にわかるようにきっちり決めることの方が先だと思ひます。

なくて、家計簿を持っていた場合、家計簿を認めていて係と全然認めない係とはつきりあるわけだね。年によって違う、税務署によって違っている。これでもって医療費控除というのを法律で決めて還付請求だとしても、結局こういうことでもうだ時間食っているとしたか思えないんです。

ですから、僕は医療費控除はもういいんですが、足切り限度額を引き上げたところで何にもプラスない。それよりも、タクシー代なんかもうだめならだめでいいと思うんですね。はつきり医療費にふさわしい中身を決めて、それが余り個人の主観でどっちにでもなる、マルカバツかになるというような、こういうあいまいな決め方がまずい。

薬代だってそうだからね。薬局の領収書が全部いいとは、もちろんそんなことは通用するはずないけれども、薬によっていいか悪いかと素人には判断できない。となると、これは絶対領収書が必要だ。これも条件です。そうすると、お医者さんに義務づけをするのかどうかという問題にまで発展するでしょうけれども、これも真剣に検討しなきゃだめだと思えますね。

それから医療費の枠というものをきっちり決めて、ここまでというふうに、素人でも玄人でもそんなに解釈の相違がないところまでやるかどうか、やらなきゃだめだと思えますね。それができれば年末調整もそんなに難しくなかつう。もし還付請求のあの行列がなくなれば、これもまたお互いに納税者の方だって非常に便利だと思えますね。

そこで提案ですけれども、主税局にお願いするのは、医療費控除について、交通費からあれやこれや、付き添い、差額ベッドとか、いろんなことを言いますけれども、しかし適用基準というのが解釈の違いによってまるで違ってしまうんです。この部分が広過ぎる。これがここの五、六年いろいろな現場で聞いたり見たりして感じたことなんです。だから、その辺をきっちり詰めて、そして次

の段階は領収書の発行の義務づけか、あるいはそれを年末調整でやってもらえるのかどうかというその検討を本格的にすることも、今後の納税者に対するサービスと同時に、還付請求を生かすための大事な課題だと思えますよ。それについてのお考えと今後の検討方針を聞いて、終わりにしましょう。

○政府委員(渡辺幸則君) 本来は、主税局からお答えをいただくべきものでございますが、執行に関連をいたしますので、一言だけ私どもの方から申し上げます。

問題は二つあるかと思うわけでございます。一つは、現在の法律なり政令に医療費の範囲というのをきっちり書くということでございますが、これは私どもの考えでは書いていただければ大変ありがたいと思うわけでございますが、いかに書かれましたとしても、執行上どうしても疑義を生じてくる。ただいま御指摘になりましたタクシーと自家用車の件でございますが、これは法律には通院に関する人的役務の提供と書いてあるわけでございます。この人的役務というのは、大体よそからタクシーやなんかをお使いになった場合を見ておる。しかし、確かに自家用車でございませすれば、これは人的役務でございますが、御自分で御自分に人的役務を提供しておる。そのところをきこうと思えますと、これは制度として非常に複雑になろうかと思うわけでございます。私どもは執行の立場でございませから、制度について何か申し上げる立場にございませませんが、基本的には事実認定の問題ではないかと思っておりますのでございませ。

そこで、私どもの国税庁といたしましては、税務署員に、なるべく医療費につきましては弾力的に、それで親切に、通常病気に直接関連しますような費用は見るようにと言っているわけでございませが、そうしますと今委員も御指摘のように、人によってあるいは書によって多少のバリエーションが出てくる。これはやむを得ないわけでございませ。そういう点に関連いたしまして、また

この医療費の控除を年末調整でやるということとはなかなか難しいという問題になるわけでございませ。いわば弾力性がこれはあだになつていいる面があるわけでございませ。かといって非常に厳しい認定をいたしますと、これは国民の皆様の常識にもなかなか沿わない。その辺が大変苦心をいたしているわけでございませ。

ただ、一点だけ委員よく御承知の点でございませが、この足切り限度を上げますれば、その上げること自体の当否は別にいたしまして、私ども執行の負担は減るわけでございませ。またその減った負担というものをさらに納税者のサービスに向けるということも可能になるという面もあるという点は御理解をいただきたいと存じます。

○政府委員(梅澤節男君) 医療費の問題、ただいま野末委員が御指摘になりました点、かねがね議論のあるところでございませ。例えばお医者さんの領収書のような制度というふうなことになるますと、これは税制の枠外のかかなり大きな問題でございませ。

それから医療費の内容を厳密にしていこうということも、一つの検討課題とは思いますが、これも国民の大方の御理解をどの程度得られるかというふうな問題にもかかわりがございませ。法律としてどれだけ書き分けていけるかというふうな問題もございませ。

いずれにいたしましても、足切り限度の引き上げの問題を含めまして、この医療費控除の今後のあり方については、引き続き私どもとしても真剣に検討させていただきますと思ひます。

それからこの機会にお断わり申し上げなければなりませませんが、先ほど住宅資金の贈与税の特例につきまして、お尋ねの対象人員約九万人弱と私申し上げましたけれども、これは基礎数字でございませ。九万人のうち今回の特例に該当する見込みといたしましては、約二万五千人と見込んでおります。訂正させていただきます。

○委員長(伊江朝雄君) 六法案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後九時二十五分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月九日)

- 一、法人税法の一部を改正する法律案
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一、所得税法等の一部を改正する法律案

昭和五十九年四月六日印刷

昭和五十九年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P